

高等学校学習指導要領解説

総則編

平成21年 7 月

文 部 科 学 省

高等学校学習指導要領解説 総則編

目 次

第1章 総 説	1
第1節 改訂の経緯.....	1
第2節 改訂の基本方針.....	3
第3節 改訂の要点.....	4
1 学校教育法施行規則改正の要点.....	4
2 「総則」の改訂の要点.....	4
第2章 教育課程の基準.....	8
第1節 教育課程の意義.....	8
第2節 教育課程に関する法制.....	9
1 教育課程とその基準.....	9
2 教育課程に関する法令.....	9
3 教育課程の特例に関する制度.....	11
第3章 教育課程の編成及び実施.....	13
第1節 教育課程編成の一般方針	13
1 教育課程編成の原則.....	13
2 道德教育.....	17
3 体育・健康に関する指導.....	25
4 就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導.....	26
第2節 各教科・科目及び単位数等.....	29
1 卒業までに履修させる単位数等.....	29
2 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準 単位数.....	30
3 主として専門学科において開設される各教科・科目.....	33
4 学校設定科目及び学校設定教科.....	35
第3節 各教科・科目の履修等.....	38
1 必履修教科・科目.....	38
2 専門学科における各教科・科目の履修.....	42
3 総合学科における各教科・科目の履修等.....	44
第4節 各教科・科目，総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等 ...	46
1 全日制の課程における年間授業週数.....	46
2 全日制の課程における週当たり授業時数.....	46

3	定時制の課程における週当たり授業時数等.....	47
4	ホームルーム活動の授業時数.....	47
5	生徒会活動及び学校行事の授業時数.....	48
6	定時制の課程におけるホームルーム活動の授業時数の取扱いに関する特例.....	48
7	授業の1単位時間の運用.....	48
8	総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替.....	49
第5節	教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項.....	52
1	選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成.....	52
2	各教科・科目等の内容等の取扱い.....	53
3	指導計画の作成に当たって配慮すべき事項.....	55
4	職業教育に関して配慮すべき事項.....	60
5	教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項.....	65
第6節	単位の修得及び卒業の認定.....	81
1	単位の修得の認定.....	81
2	卒業までに修得させる単位数.....	82
3	各学年の課程の修了の認定.....	83
4	学校外における学修等の単位認定.....	84
第7節	通信制の課程における教育課程の特例.....	88
1	添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準.....	88
2	総合的な学習の時間の添削指導の回数等.....	89
3	面接指導の授業の1単位時間.....	90
4	ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除.....	90
5	特別活動の指導時間数.....	91
第4章	教育課程編成の手順と評価.....	92
第1節	教育課程の編成の手順.....	92
1	教育課程の編成の手順.....	92
2	学校の教育目標の設定.....	94
第2節	教育課程の評価.....	95
1	学校評価における教育課程の評価.....	95
2	教育課程の改善.....	96
第5章	中等教育学校等における教育課程の基準.....	98
1	中高一貫教育の導入の趣旨と制度の概要.....	98
2	中等教育学校の教育課程の基準.....	99
3	併設型中学校・高等学校の教育課程の基準.....	103
4	連携型中学校・高等学校の教育課程の基準.....	104

第1章 総 説

第1節 改訂の経緯

5 21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の
基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。この
ような知識基盤社会化やグローバル化は、アイディアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を
加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような
状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむこと
10 がますます重要になっている。

他方、OECD（経済協力開発機構）のPISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒について
は、例えば、

思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題、
読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、
15 学習習慣・生活習慣に課題、
自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題、
が見られるところである。

このため、平成17年2月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図
るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直
20 しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請し、同年4月から審議が開始された。この
間、教育基本法改正、学校教育法改正が行われ、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）
とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し（学校
教育法第30条第2項）、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律
上規定されたところである。中央教育審議会においては、このような教育の根本にさかのぼった法
25 改正を踏まえた審議が行われ、2年10か月にわたる審議の末、平成20年1月に「幼稚園、小学校、
中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。

この答申においては、上記のような児童生徒の課題を踏まえ、

改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
「生きる力」という理念の共有
30 基礎的・基本的な知識・技能の習得
思考力・判断力・表現力等の育成
確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
学習意欲の向上や学習習慣の確立
豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

35 を基本的な考え方として、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示された。

具体的には、^{（一）}については、教育基本法が約60年振りに改正され、21世紀を切り拓く心豊かでたく
ましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の新しい理念が定められたことや
学校教育法において教育基本法改正を受けて、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学
校段階の目的・目標規定が改正されたことを十分に踏まえた学習指導要領改訂であることを求め
40 た。^{（二）}については、読み・書き・計算などの基礎的・基本的な知識・技能は、例えば、小学校低・
中学年では体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達の段階に応じて徹底して習得させ、
学習の基盤を構築していくことが大切との提言がなされた。この基盤の上に、^{（三）}の思考力・判断力
・表現力等をはぐくむために、観察・実験、レポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学
習活動を発達の段階に応じて充実させるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能
45 力の育成のために、小学校低・中学年の国語科において音読・暗唱、漢字の読み書きなど基本的な
力を定着させた上で、各教科等において、記録、要約、説明、論述といった学習活動に取り組む必
要があると指摘した。また、^{（四）}の豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実については、徳

育や体育の充実のほか、国語をはじめとする言語に関する能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらとともに生きる自分への自信をもたせる必要があるとの提言がなされた。

- また、高等学校の教育課程の枠組みについては、高校生の興味・関心や進路等の多様性を踏まえ、
5 必要最低限の知識・技能と教養を確保するという「共通性」と、学校の裁量や生徒の選択の幅の拡大という「多様性」のバランスに配慮して改善を図る必要があることが示された。

この答申を踏まえ、平成20年3月28日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示したのに続き、平成21年3月9日には高等学校学習指導要領及び特別支援学校の学習指導要領等を公示した。

- 10 高等学校学習指導要領は、平成25年4月1日の入学生から年次進行により段階的に適用することとしている。それに先だって、平成22年4月1日から総則の一部、総合的な学習の時間及び特別活動について先行して実施するとともに、中学校において移行措置として数学及び理科の内容を前倒しして実施することとしたことに対応し、高等学校の数学、理科及び理数の各教科・科目については平成24年4月1日の入学生から年次進行により先行して実施することとしている。

第2節 改訂の基本方針

今回の改訂は、教育基本法や学校教育法等の規定にのっとり、前述の中央教育審議会答申を踏まえ、次の方針に基づき行った。

5

教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。

平成8年7月の中央教育審議会答申（「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」）は、変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」とであると提言した。今回の改訂においては、生きる力という理念は、知識基盤社会の時代においてますます重要となっていることから、これを継承し、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を重視している。

10 このため、総則の「教育課程編成の一般方針」として、引き続き「各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指す」とし、生徒の発達の段階を考慮しつつ、知・徳・体の調和のとれた育成を重視することが示された。

また、教育基本法改正により、教育の理念として、新たに、公共の精神を尊ぶこと、環境の保全に寄与すること、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与することが規定されたことなどを踏まえ、内容の充実を行った。

知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。

確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要がある。

このため、各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実すること、さらに総合的な学習の時間を中心として行われる、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動の質的な充実を図ることなどにより思考力・判断力・表現力等を育成することとしている。また、これらの学習を通じて、その基盤となるのは言語に関する能力であり、国語科のみならず、各教科等においてその育成を重視している。さらに、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、家庭との連携を図りながら、学習習慣を確立することを重視している。

35 以上のような観点から、各教科等の内容の充実を図った。

道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

豊かな心や健やかな体を育成することについては、家庭や地域の実態（教育力の低下）を踏まえ、学校における道徳教育や体育などの充実を重視している。

40 このため、道徳教育については、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することを規定するとともに、公民科や特別活動において、人間としての在り方生き方に関する学習の充実を図っている。また、体育については、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育成することと体力の向上に関する指導の充実を図るとともに、心身の健康の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進や安全に関する指導を総則に新たに規定するなどの改善を行った。

45

第3節 改訂の要点

1 学校教育法施行規則改正の要点

- 5 高等学校の教育課程を構成する領域等，各教科・科目の編成，卒業までに修得すべき単位数等については，学校教育法施行規則第6章に規定されている。今回の改訂では，新設された教科はなく，卒業までに修得すべき単位数についても変更がなかったことから，今回の学校教育法施行規則の主な改正内容は，別表第3の表に掲げられている各教科に属する科目の見直しとなっている（学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成21年文部科学省令第3号））。

10

2 「総則」の改訂の要点

- 総則については，今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から改善を行った。また，これまで総則に規定してきた「第4款 総合的な学習の時間」は第4章として規定することとしたので，従前の第5款以下が繰り上がり，第1章は従前の8款構成から7款構成に改めた。

教育課程編成の一般方針（第1章第1款）

- 「第1款 教育課程編成の一般方針」の項目については，教育課程編成の原則，道德教育及び体育・健康に関する指導に加え，就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導という構成は従前どおりとし，今回の改訂の趣旨を生かす観点から，次のような改善を行った。

ア 教育課程編成の原則（第1章第1款の1）

- 今回の改訂の趣旨が生かされるよう，各学校において，生徒に生きる力をはぐくむことを目指し，基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくむとともに，主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めることとした。また，その際，生徒の発達の段階を考慮して，生徒の言語活動を充実するとともに，家庭との連携を図りながら，生徒の学習習慣が確立するように配慮しなければならないこととした。

30

イ 道德教育（第1章第1款の2）

- 高等学校における道德教育について，人間としての在り方生き方に関する教育を行うという基本的な考え方を継承するとともに，学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の重要性を強調し，その一層の充実を図るため，引き続き道德教育の全体の目標を総則において掲げることとした。また，改正教育基本法を踏まえ，道德教育の目標として，伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し，公共の精神を尊び，他国を尊重し国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを追加した。

ウ 体育・健康に関する指導（第1章第1款の3）

- 体育・健康に関する指導については，新たに学校における食育の推進及び安全に関する指導を加え，発達の段階を考慮して，食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導を，保健体育科はもとより，家庭科，特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとした。

各教科・科目及び単位数等（第1章第2款）

ア 卒業までに履修させる単位数（第1章第2款の1）

卒業までに履修させる単位数は、従前と同様、74単位以上としている。

- イ 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数(第1章第2款の2)
従前は、「普通教育に関する各教科・科目」とされていたものを、「各学科に共通する各教科・
5 科目」とした。このうち、国語、数学、理科、外国語、家庭、情報の各教科において、科目構成を見直している。

なお、今回の改訂では、総合的な学習の時間は各学科に共通して教育課程に位置付ける必要があるものであることを踏まえ、各学科に共通する各教科・科目(共通教科・科目)と同じ表の中に総合的な学習の時間の標準単位数を示すこととした。

10

- ウ 主として専門学科において開設される各教科・科目(第1章第2款の3)

従前は、「専門教育に関する各教科・科目」とされていたものを、「主として専門学科において開設される各教科・科目」とした。また、13教科すべてにおいて科目構成を見直している。

- 15 各教科・科目の履修等(第1章第3款)

- ア 必修教科・科目(第1章第3款の1)

国語、数学及び外国語の各教科については、すべての生徒が履修する共通必修科目「国語総合」、「数学」及び「コミュニケーション英語」を設けている。ただし、生徒や学校の多様な
20 実態に対応できるようにするため、これらの科目の単位数については、2単位まで単位を減じることを可能とした。その結果、必修教科・科目の最低合計単位数は、従前と同様、31単位となっている。

また、理科については、物理、化学、生物、地学の4領域の中から3領域以上を学ぶという理念は維持した上で、学校の裁量を拡大し、4領域それぞれの基礎を付した科目から3科目を履修
25 する場合には、複数の領域にまたがる総合的な科目の履修は不要とすることとした。

- イ 専門学科における各教科・科目の履修(第1章第3款の2)

専門学科における専門教科・科目の必修単位数は、従前と同様、25単位以上としている。

なお、総合的な学習の時間の履修と、職業に関する科目の「課題研究」の履修との代替に関する規定は、従前は第4款の7に規定していたが、今回の改訂では第3款において2の(3)として
30 規定した。

各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間の授業時数等(第1章第4款)

- 35 各学校が創意工夫を生かした指導計画や時間割を編成することができるよう、授業時数の運用等について一層の弾力化を図るため、次のような見直しを行っている。

- ア 年間授業週数(第1章第4款の1)

年間授業週数については、35週にわたって行うことを標準とし、必要がある場合には特定の学期又は期間に行うことができるとの規定は従前と同様であるが、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合も含まれることを明確に示した。

- イ 週当たり授業時数(第1章第4款の2)

全日制の課程における週当たりの標準授業時数は、従前と同様、30単位時間としているが、
45 必要がある場合にはこれを増加することができることを明確に示した。

- ウ 授業の1単位時間(第1章第4款の7)

各教科・科目等の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、引き続き、各学校において定めることを前提に、教科担任制である高等学校については、特に「10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定

5 や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる」との規定を置いた。なお、単位の計算は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とすることを標準とすることは従前と同様である。

エ 総合的な学習の時間における学習活動による特別活動の学校行事との代替(第1章第4款の8)

10 総合的な学習の時間において体験活動を行う場合であって、当該学習活動により特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる旨規定した。

15 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項(第1章第5款)

ア 指導計画の実施に当たって配慮すべき事項(第1章第5款の3)

(ア) 義務教育段階での学習内容の確実な定着

20 今回の改訂では、学校や生徒の実態等に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことを配慮事項として新たに示し、高等学校段階の学習に円滑に移行できるようにすることを重視した。

(イ) 道德教育の全体計画の作成

25 全教師が協力して道德教育を展開するため、第1款の2に示す道德教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育について、その全体計画を作成することを新たに規定した。

イ 職業教育に関して配慮すべき事項(第1章第5款の4)

30 従前から就業体験の機会の確保については規定していたが、今回の改訂では、「キャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得よう配慮するものとする」ことを示し、キャリア教育や就業体験の一層の推進を促している。

35 ウ 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項(第1章第5款の5)

今回の改訂の趣旨が実際の指導において生かされるよう、教育課程の実施等に当たっての配慮事項の規定の充実を図っている。

(ア) 生徒の言語活動の充実(第1章第5款の5の(1))

40 今回の改訂においては、言語活動の充実を重視している。このため、配慮事項として、各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要であることを示した。

(イ) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視(第1章第5款の5の(5))

45 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫することを示した。

(ウ) 学習の遅れがちな生徒の指導(第1章第5款の5の(7))

学習の遅れがちな生徒については、各教科・科目等の選択などについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ指導内容や指導方法を工夫することは従前から示していたが、今回の改訂で

は、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるという工夫の例を明示し、そうした取組を一層重視した。

(I) 障害のある生徒の指導（第 1 章第 5 款の 5 の(8)）

5 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが重要であることを示した。また、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習の機会を設けることを規定した。

(オ) 情報教育の充実（第 1 章第 5 款の 5 の(10)）

10 高等学校における各教科・科目等の指導に当たっては、情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実することを示した。

(カ) 部活動の意義と留意点（第 1 章第 5 款の 5 の(13)）

15 教育課程外の学校教育活動である部活動について、その意義とともに、教育課程との関連が図られるように留意することや運営上の工夫を行うことなどを示した。

単位の修得及び卒業の認定（第 1 章第 6 款の 2）

従前と同様に、卒業までに修得させる単位数は、履修させる単位数と同じく74単位以上としている。また、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定教科・20 科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を越えることができないことも従前と同様である。

通信制の課程における教育課程の特例（第 1 章第 7 款）

ア 総合的な学習の時間

25 総合的な学習の時間の標準単位数を 3 ～ 6 単位とすることが、総則第 2 款の 2 の表に規定され、当該規定は通信制の課程にも適用されることから、総則第 7 款の 2 では、総合的な学習の時間の標準単位数に関する規定を削除した。

イ 多様なメディアを利用して行う学習

多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合に、その成果が満足できるか否かについては、報告課題の作成等により確認すべきとの趣旨がより明確になるよう、「報告課題の作成等30 により」との文言を新たに追加した。

ウ 特別活動

総則第 7 款の 5 では、学習指導要領第 5 章特別活動で取り組むべき内容について具体的に明示されたことに伴い、通信制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができるものとした。

35

第2章 教育課程の基準

第1節 教育課程の意義

- 5 教育課程の意義については、様々なとらえ方があるが、学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であると言える。
- 学校において編成する教育課程をこのようにとらえた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってくる。
- 10 学校教育の目的や目標は教育基本法及び学校教育法に示されている。まず、教育基本法においては、教育の目的（第1条）及び目標（第2条）や学校教育の基本的役割（第6条第2項）が定められている。これらの規定を踏まえ、学校教育法においては、高等学校の目的（第50条）及び目標（第51条）に関する規定がそれぞれ置かれている。したがって、各学校において学校の教育目標を設定するに当たっては、法律で定められている教育の目的や目標などを基盤としながら、地域や学校の
- 15 実態に即した教育目標を設定する必要がある。
- 各学校における具体的な指導内容については、これらの規定を踏まえ、学校教育法施行規則及び学習指導要領に各教科・科目等の種類やそれぞれの目標、指導内容等についての基準を示している。すなわち、学校教育法施行規則においては、教育課程は、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によって編成することとしている。また、学習指導要領においては、各教科ごとに
- 20 各科目を定め、それぞれの指導内容を示し、必修教科・科目を定めるなどしている。
- 各学校においては、これらの基準に従うとともに地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階と特性等を考慮して、指導内容を選択し組織する必要がある。その際、各学校においては、高等学校の目的（第50条）を踏まえ、普通教育と専門教育の両方を施すことが必要である。
- 授業時数は、教育の内容との関連において定められるべきものであるが、学校教育は一定の時間
- 25 内において行わなければならないので、その配当は教育課程の編成上重要な要素になってくる。
- 高等学校の各教科・科目は、小・中学校の各教科のように、標準授業時数が学校教育法施行規則に定められているのではなく、単位制を採用して、1単位の算定に必要な一定の単位時間数、すなわち1単位当たりの授業時数を定めている。したがって、高等学校の各教科・科目は、その標準単位数等に基づいて、具体的な単位数を配当することが授業時数を定めることにほかならない。
- 30 以上のことを要約すれば、学校において編成する教育課程は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動についてそれらの目標を実現するよう教育の内容を課程や学科の特色等に応じ、授業時数や単位数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画である。

第2節 教育課程に関する法制

1 教育課程とその基準

- 5 学校教育が組織的、継続的に実施されるためには、学校教育の目的や目標を設定し、その達成を図るための教育課程が編成されなければならない。

高等学校は義務教育ではないが、公の性質を有する(教育基本法第6条第1項)ものであるから、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障することが要請される。このため、高等学校教育の目的や目標を達成するために学校に
10 おいて編成、実施される教育課程について、国として一定の基準を設けて、ある限度において国全体としての統一性を保つことが必要となる。

一方、教育は、その本質からして地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性等に応じて効果的に行われることが大切であり、また、各学校において教育活動を効果的に展開するためには、学校や教師の創意工夫に負うところが大きい。

- 15 このような観点から、今回の学習指導要領の改訂においては引き続き各学校が一層創意工夫を生かし特色ある教育活動を進めることができるようにしている。例えば、学習指導要領に示しているすべての生徒に対して指導するものとする内容を確実に指導した上で、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である点(学習指導要領の「基準性」)は前回の学習指導要領と同様である。また、
20 た、必修教科・科目の最低合計単位数については増加させていないことに加え、これまでどおり学校設定教科・科目を設けたり、授業の1単位時間を弾力的に運用したりすることを可能としていること、総合的な学習の時間における各学校の創意工夫を重視していることなどにも変更はない。

したがって、各学校においては、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準に従いながら、創意工夫を加えて、地域や学校及び生徒の実態に即した教育課程を責任をもって編成、
25 実施することが必要である。

また、教育委員会は、それらの学校の主体的な取組を支援していくことに重点を置くことが大切である。

2 教育課程に関する法令

- 30 我が国の学校制度は、日本国憲法にのっとり、学校教育の目的や目標及び教育課程について、法令で種々の定めがなされている。

(1) 教育基本法

- 35 教育の目的(第1条)、教育の目標(第2条)、生涯学習の理念(第3条)、教育の機会均等(第4条)、義務教育(第5条)、学校教育(第6条)、私立学校(第8条)、教員(第9条)、幼児期の教育(第11条)、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力(第13条)、政治教育(第14条)、宗教教育(第15条)、教育行政(第16条)、教育振興基本計画(第17条)などについて定められている。

40 (2) 学校教育法、学校教育法施行規則

- 学校教育法では、教育基本法において教育の目的及び目標並びに義務教育の目的が規定されたことを踏まえ、義務教育の目標が10号にわたって規定された(第21条)。その上で、高等学校の目的について「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施す」(第50条)とするとともに、高等学校教育の目標について次のよう
45 に定められている。

学校教育法

第51条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達

成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

また、第62条の規定により高等学校に準用される第30条第2項は、「前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」と規定している。さらに、これらの規定に従い、文部科学大臣が高等学校の教育課程の基準を定めることになっている（第52条）。

なお、教育基本法第2条（教育の目標）及び学校教育法第51条（高等学校教育の目標）は、いずれも「目標を達成するよう行われるものとする。」と規定している。これらは、生徒が目標を達成することを義務付けるものではないが、教育を行う者は「目標を達成するよう」に教育を行う必要があることに留意する必要がある。

この学校教育法の規定に基づいて、文部科学大臣は、学校教育法施行規則において、高等学校の教育課程に関するいくつかの基準を定めている。すなわち、高等学校の教育課程は、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によって編成すること（第83条）、各教科に属する科目の種類（別表第3）及び卒業に必要な修得単位数（第96条）を定めている。これらの定めのほか、高等学校の教育課程については、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によらなければならないこと（第84条）を定めている。

25

(3) 学習指導要領

学校教育法第52条及び学校教育法施行規則第84条の規定に基づいて、文部科学大臣は高等学校学習指導要領を告示という形式で定めている。このように学習指導要領は、高等学校教育について一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であるので、各学校の教育課程の編成及び実施に当たっては、これに従わなければならないものである。

なお、前述のとおり、学習指導要領の「基準性」は前回の学習指導要領と同様である。また、必修教科・科目の最低合計単位数については増加していないことに加え、これまでどおり学校設定教科・科目を設けたり、授業の1単位時間を弾力的に運用したりすることを可能としていること、総合的な学習の時間における各学校の創意工夫を重視していることなどにも変更はない。さらに、全体としては従前と同様に、学習指導要領に示す教科・科目等の目標、内容等は中核的な事項にとどめており、大綱的なものとなっているので、学校や教師の創意工夫を加えた学習指導が十分展開できるようになっている。

(4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

公立の高等学校においては、以上のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律による定めがある。すなわち、教育委員会は、学校の教育課程に関する事務を管理、執行し（第23条第5号）、法令又は条例に違反しない限度において教育課程について必要な教育委員会規則を定めるものとする（第33条第1項）とされている。この規定に基づいて、教育委員会が教育課程について規則などを設けている場合には、学校はそれに従って教育課程を編成しなければならない。

なお、私立の高等学校については、学校教育法（第62条の規定により高等学校に準用される第44条）及び私立学校法（第4条）の規定により、都道府県知事が所轄庁であり、教育課程を改める際には都道府県知事に対して学則変更の届出を行うこととなっている（学校教育法施行令第27条の2）。また、平成19年6月に公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によ

り、都道府県知事が私立学校に関する事務を管理、執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができることとなった（第27条の2）。

各学校においては、以上の法体系の全体を理解して適切な教育課程を編成する必要がある。

5

3 教育課程の特例に関する制度

(1) 研究開発学校制度

学校教育法施行規則第85条において、「高等学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行なうため特に必要があり、かつ、生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、前2条の規定によらないことができる。」と定めている。

この規定に基づき、あらかじめ文部科学省が示した研究課題等を踏まえて申請を行った学校について、文部科学大臣が学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を認め、その実践研究を通して学習指導要領等の改善に資する実証的資料を得るための仕組みとして、昭和51年度から「研究開発学校制度」が実施されている。

学習指導要領等に示している教育課程の基準は、大綱的なものであり、教育課程の改善の研究も多くはこの基準の範囲内で行うことができるが、教育課程の基準について改訂を行う場合には、教育課程の基準によらない教育課程の実施等に関する基礎資料を得る必要があることを考慮し、このような特例が設けられているものである。

(2) 教育課程特例校制度

学校教育法施行規則第85条の2において、「文部科学大臣が、高等学校において、当該高等学校又は当該高等学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該高等学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第51条の規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしている」と認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第83条又は第84条の規定の全部又は一部によらないことができる」と規定している。

これは、平成15年度から構造改革特別区域制度の一つとして、内閣総理大臣の認定により、新たな教科の創設など学習指導要領によらない教育課程の編成・実施が可能となる仕組みとして開始されていた「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」について、「構造改革特別区域基本方針」（平成18年4月）を踏まえて、同様の特例措置を内閣総理大臣が認定する手続きを経なくても文部科学大臣の指定により実施することを可能にするため、平成20年3月に設けられた規定である。

この規定に基づき、学校教育法施行規則第55条の2等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成20年文部科学省告示第30号）も定められ、「教育課程特例校制度」が実施されている。

(3) 不登校生徒を対象とした学校に係る教育課程の特例

学校教育法施行規則第86条において、「高等学校において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法第57条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第83条又は第84条の規定によらないことができる。」と規定している。

これは、平成15年度から構造改革特別区域制度の一つとして、内閣総理大臣の認定により、不登校生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合に特別の教育課程

を認めた「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」を，文部科学大臣の指定により実施することを可能とするために，平成17年7月に設けられた規定である。

第3章 教育課程の編成及び実施

高等学校学習指導要領第1章総則においては、教育課程の編成、実施について各教科・科目等にわたる通則的事項を示している。各学校においては、これらの総則に示されている事項に従い、創意工夫を生かして教育課程を編成し、実施していく必要がある。

第1節 教育課程編成の一般方針

総則第1款の教育課程編成の一般方針においては、教育課程編成の基本的な原則を示すとともに、教育課程の編成に関し、特に配慮すべき事項及び学校教育を進めるに当たっての基本理念について示している。

1 教育課程編成の原則（第1章第1款の1）

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

(1) 教育課程の編成の主体

教育課程の編成主体については、総則第1款の1において「各学校においては、……適切な教育課程を編成するものとし」と示している。今回の改訂においても、「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示され、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が引き続き強調されている。

学校において教育課程を編成するということは、学校教育法において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」（同法第62条の規定により高等学校に準用される第37条第4項）と規定されていることから、学校の長たる校長が責任者となって編成することである。これは権限と責任の所在を示したものであり、学校は組織体であるから、教育課程の編成作業は、当然ながら全教職員の協力の下に行わなければならない。「総合的な学習の時間」をはじめとして、創意工夫を生かした教育課程を各学校で編成することが求められており、教科や学年等の枠を超えて教師同士が連携協力することがますます重要になっている。

各学校には、校長、副校長、教頭のほかに教務主任をはじめとして各主任等が置かれ、それらの担当者を中心として全教職員がそれぞれ校務を分担処理している。各学校の教育課程は、これらの学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて編成することが大切である。また、校長は、学校全体の責任者として指導性を発揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一のあるしかも一貫性をもった教育課程の編成を行うように努めることが必要である。

なお、今回の改訂において、「各学校においては、……適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」との記述が追加された。これは、前述

のとおり、教育基本法第2条（教育の目標）、学校教育法第51条（高等学校教育の目標）は、いずれも「目標を達成するよう行われるものとする。」と規定していることを踏まえたものである。本項においても、「目標を達成するよう」という規定ぶりであることから、教育基本法第2条と同様、生徒が目標を達成することを義務付けるものではないが、今回の改訂により、各学校は、教育基本
5 法、学校教育法及び学習指導要領に掲げる目標を達成するよう教育を行う必要があることが明確になった。

(2) 教育課程の編成の原則

ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

- 10 学校において編成される教育課程については、公教育の立場から教育基本法及び学校教育法その他の法令により種々の定めがなされているので、これらの法令に従って編成しなければならない。

総則第1款の1においては、「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、……適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」と示している。

- 15 この「教育基本法及び学校教育法その他の法令」とは、第2章第2節「教育課程に関する法制」で説明したとおり、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等である。

なお、学校における政治教育及び宗教教育については、教育基本法に次のように規定されているので、各学校において教育課程を編成、実施する場合にも当然これらの規定に従わなければならない。
20 い。

（政治教育）

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動を
25 してはならない。

（宗教教育）

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはなら
30 ない。

次に、「この章以下に示すところ」とは、言うまでもなく学習指導要領を指している。

- 学習指導要領は、学校教育法第52条を受けた学校教育法施行規則第84条において「高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する高
35 等学校学習指導要領によるものとする。」と示しているように、法令上の根拠に基づいて定められているものである。したがって、学習指導要領は、国が定めた教育課程の基準であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たって基準として従わなければならないものである。

- 教育課程は、地域や学校の実態、課程や学科の特色及び生徒の心身の発達の段階や特性等を考慮し、教師の創意工夫を加えて学校が編成するものである。教育課程の基準もその点に配慮して定め
40 られているので、教育課程の編成に当たっては、法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切である。

イ 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと

- 総則第1款の1においては、「各学校においては、……生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう行うものとする。」と示している。

「生徒の人間として調和のとれた育成を目指す」ということは、まさに学校教育の目的そのものの

であって、教育課程の編成もそれを目指して行わなければならない。

ウ 地域や学校の実態を十分考慮すること

5 総則第1款の1においては「各学校においては、…地域や学校の実態…を十分考慮して、適切な教育課程を編成する」と示している。

地域や学校の実態を考慮するということは、各学校において教育課程を編成する場合には、地域や学校の実態を的確に把握し、生徒の人間としての調和のとれた発達を図るという観点から、それを学校の教育目標の設定、指導内容の選択や組織、あるいは授業時数の設定等に十分反映させる必要があるということである。

10 (ア) 地域の実態

今回の教育基本法改正により、同法に「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」との規定（第13条）が置かれた。また、学校教育法には、「高等学校は、当該高等学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」と定められた（第62条の規定により高等学校に準用される第43条）。これらの規定が示すとおり、学校は地域社会を離れては存在し得ないものであり、生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。

20 地域には、都市、農村、山村、漁村など生活条件や環境の違いがあり、産業、経済、文化等にそれぞれ特色をもっている。このような学校を取り巻く地域社会の実情を十分考慮して教育課程を編成することが大切である。とりわけ、学校の教育目標や指導内容の選択に当たっては、地域の実態を考慮することが大切である。そのためには、地域社会の現状はもちろんのこと、歴史的な経緯や将来への展望など、広く社会の変化に注目しながら地域社会の実態を十分分析し検討して的確に把握することが必要である。また、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校、社会教育施設、生徒の学習に協力することのできる人材等）の実態を考慮し、教育活動を計画することが必要である。

25 30 なお、学校における教育活動が学校の教育目標に沿って一層効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることが必要である。すなわち、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、生徒の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが大切であり、このような観点から、その積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが大切である。

(イ) 学校の実態

35 学校の規模、教職員の状況、施設設備の状況、生徒の実態などの人的、物的条件の実態は学校によって異なっている。教育課程の編成に際しては、このような学校のもつ条件が密接に関連してくるので、効果的な教育活動を実施するためには、これらの条件を十分考慮することが大切である。そのためには、これらの条件を客観的に把握しなければならないが、特に、生徒の特性等や教職員の構成、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域住民による協力体制の整備状況などについて分析し、教育課程の編成に生かすことが必要である。

40

エ 課程や学科の特色を十分考慮すること

総則第1款の1においては、「各学校においては、…課程や学科の特色…を十分考慮して、適切な教育課程を編成する」と示している。

45 ここでいう「課程」とは、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けるいわゆる学年制の課程及びその区分を設けない単位制による課程のことであり、「学科」とは、普通科、専門学科（農業科、工業科、商業科、理数科、音楽科等）及び総合学科のことである。

もとより、高等学校教育としては、課程や学科の別を問わず、その目標とするところに変わり

はないが、教育課程としては、必修教科・科目の履修や卒業に必要な74単位以上の修得を共通の基礎要件とし、これに加えてそれぞれの課程や学科の特色を生かした教育を行うことを考えて編成する必要がある。

特に定時制の課程においては、勤労青年のほか、多様な入学動機をもつ者、生涯学習の一環で学ぶ者など、生徒の実態が多様化していることを踏まえ、各学年への各教科・科目の配当を弾力化するなどの教育課程編成上の工夫や、個に応じた指導を充実する観点から、単位制の活用を進めるとともに、多様な学習の機会を確保していくため、実務代替等の自校以外の学習成果の単位認定制度の積極的な活用が望まれる。

通信制の課程については、様々な事情で毎日通学することが困難な生徒の学習の場を確保するため、教育・指導の充実を図っていくことが大切である。

単位制による課程については、多様な科目を開設し、選択幅の広い教育課程を編成するとともに、適切な科目の履修ができるよう、ガイダンスの機能の充実を図ることや、集団活動の機会の充実を図ることが必要である。

いわゆる学年制をとる高等学校についても、高等学校において単位制が併用されている趣旨を踏まえ、適切な教育課程の編成、実施が望まれる。

また、普通科においては、共通教科・科目だけでなく、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を踏まえながら、専門教科・科目等を適切に開設するなど、それぞれの学校や生徒の実態等に一層対応した教育課程の編成が求められる。専門学科は、産業の動向等に対応できるように、専門性の基礎・基本の教育に重点を置くとともに、実際の、体験的学習を重視し、産業界等との連携をより一層深めることが必要である。総合学科は、共通教科・科目及び専門教科・科目にわたる多様な科目の中から生徒が主体的に履修したい科目を選択でき、生徒の多様な興味・関心、進路希望等に応じた学習を可能にするという特質を生かした教育課程の編成が要請される。

オ 生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮すること

総則第1款の1においては、「各学校においては、…生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成する」と示している。これは、各学校において教育課程を編成する場合には、生徒の調和のとれた発達を図るという観点から、生徒の発達の段階と特性等を十分把握して、これを教育課程の編成に反映させることが必要であるということを強調したものである。

高等学校段階は、身体、生理面はもちろん、心身の全面にわたる発達が急激に進む時期である。また、義務教育の基礎の上に立って、自らの在り方生き方を考えさせ、将来の進路を選択する能力や態度を育成するとともに、社会についての認識を深め、興味・関心等に応じ将来の学問や職業の専門分野の基礎・基本の学習によって、個性の一層の伸長と自立を図ることが求められている。

これらを踏まえ、教育課程の編成に当たっては、生徒の一般的な発達の段階に即しながら、個々の生徒についての能力・適性、興味・関心や性格、さらには進路などの違いにも注目していくことが大切である。各学校においては、生徒の発達の過程を的確にとらえるとともに、個々の生徒の特性等に対応し、その一層の伸長を図るよう適切な教育課程を編成することが必要である。

なお、能力・適性、興味・関心、性格などの個人の属性を「特性」とし、進路や学習経験などそれ以外の事情と併せ「特性等」としている。

(3) 生きる力をはぐくむ各学校の特色ある教育活動の展開

総則第1款の1後段に「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充

実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。」ことを示している。「生きる力」とは、平成8年7月の中央教育審議会答申において、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協
5 調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などであると指摘されている。今回の改訂においても、「生徒に生きる力をはぐくむことを目指す」と規定しているのは、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代の中で、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する生きる力をはぐくむことがますます重要になっている
10 ことや、改正教育基本法や同法を受けて改正された学校教育法において、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学習意欲（学校教育法第30条第2項）が重視される必要がある旨が法律上規定されたことを受けたものである。

このため、これからの学校教育においては、平成20年1月の中央教育審議会答申でも指摘されているように、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実をバランスよく
15 図ることが求められている。総則第1款の1の後段は、このような今回の学習指導要領の改訂の基本方針を教育課程編成、実施の理念として示したものである。

すなわち、及びについては、各教科では、基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ、観察
20 ・実験をし、その結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能の活用を図る学習活動を行い、それを総合的な学習の時間を中心に行われている教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動へと発展させることが重要である。これらの学習活動は相互に関連し合っており、截然と分類
25 できるものではなく、知識・技能の活用を図る学習活動や総合的な学習の時間を中心とした探究活動を通して、思考力・判断力・表現力等がはぐくまれるとともに、知識・技能の活用を図る学習活動や探究活動が知識・技能の習得を促進するなど、実際の学習の過程としては、決して一つの方向で進むだけではないことに留意する必要がある。

については、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など個に応じた指導の充実により分かる喜びを実感したり、観察・実験やレポートの作成、論述な
30 どの体験的な学習や知識・技能の活用を図る学習活動、職業や自己の将来に関する学習などを通して学ぶ意義を認識したりすることで学習意欲を高めることが求められる。また、小・中・高等学校を通じ、学習習慣を確立することは極めて重要であり、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課すなど家庭学習も視野に入れた指導を行う必要がある。

については、「第1款 教育課程編成の一般方針」の2で道徳教育について、3で体育・健康に
35 関する指導についてそれぞれ示している。

以上のことは、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開することにより、効果的に実現されるものである。各学校においては、これらの趣旨を十分理解し、教育課程の編成、実施に生かすようにしなければならない。

40 2 道徳教育（第1章第1款の2）

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重

の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

(1) 高等学校における道徳教育

ア 高等学校における道徳教育の考え方

道徳教育は、豊かな心をもち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。

今日の家庭や地域社会及び学校における道徳教育の現状や生徒の実態などからみて、更に充実を図ることが強く要請されている。

殊に、高等学校においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められることや小・中学校と異なり道徳の時間が設けられていないこともあって、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が特に必要である。

このため、高等学校における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、公民科やホームルーム活動を中心に各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うものとしている。小・中学校においては、「自分自身」「他の人とののかかわり」「自然や崇高なものとののかかわり」「集団や社会とののかかわり」の四つの視点から示されている内容について、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととされているが、この小・中学校における道徳教育も踏まえつつ、生徒の発達の段階にふさわしい高等学校における道徳教育を行うことが大切である。

今回の改訂においても、「生きる力」の育成を基本的なねらいとしており、この「生きる力」とは、変化の激しい社会において、いかなる場面でも他人と協調しつつ自律的に社会生活を送ることができるために必要な人間としての実践的な力であり、豊かな人間性を重要な要素とする。このような力を育てるのが、心の教育であり、道徳教育である。

そして、そのような「生きる力」の育成を図るために、今回の学習指導要領の改訂の方針の一つとして、「道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること」が挙げられている。今日の生徒の現状等を踏まえてこれからの学校教育を考えると、道徳教育の重要性が改めて強調されるのである。

イ 人間としての在り方生き方に関する教育の趣旨

高等学校においては、「生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより」、道徳教育の充実を図ることとしている。

高等学校段階の生徒は、自分の人生をどう生きればよいか、生きるの意味は何かということについて思い悩む時期である。また、自分自身や自己と他者との関係、さらには、広く国家や社会について関心をもち、人間や社会の在るべき姿について考えを深める時期でもある。それらを模索する中で、生きる主体としての自己を確立し、自らの人生観・世界観ないし価値観を形成し、主体性をもって生きたいという意欲を高めていくのである。したがって、高等学校においては、このような生徒の発達の段階を考慮し、人間の在り方に深く根ざした人間としての生き方に関する教育を推進することが求められる。

人間は、同じような状況の下に置かれている場合でも必ずしもすべて同じ生き方をするとはいえず、同一の状況の下でも、いくつかの生き方が考えられる場合が少なくないが、こうした考えられるいくつかの生き方の中から、一定の行為を自分自身の判断基準に基づいて選択することが、主体的に判断し行動するということである。社会の変化に対応して主体的に判断し行動

5 するためには、選択可能ないくつかの生き方の中から自分にふさわしいしかもよりよい生き方を選ぶ上で必要な、自分自身に固有な選択基準ないし判断基準をもたなければならない。このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、生徒一人一人が人間存在の根本性格を問うこと、すなわち人間としての在り方を問うことを通して形成されてくる。また、このようにして形成された生徒一人一人の人間としての在り方についての基本的な考え方が自分自身の判断と行動

10 の選択基準となるのである。

このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、具体的には、様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより形成されてくるものである。したがって、人間としての在り方生き方に関する教育においては教師の一方的な押し付けや単なる先哲の思想の紹介にとどまることのないように留意し、人間としての在り方生き方について生徒が自ら考え、自覚を深めて自己実現に資するように指導の計画や方法を工夫することが重要である。その際、総則第1

15 款の4でも示しているよう、就業体験やボランティア体験など体験的な活動を重視することが大切である。

ウ 各教科・科目等における人間としての在り方生き方に関する教育の展開

人間としての在り方生き方に関する教育は、学校の教育活動全体を通じて各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。特に公民科の「現代社会」及び「倫理」、特別活動にはそれぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道德教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。

今回の改訂において、公民科については、人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視している。

「現代社会」では、科目の導入において、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正等について理解させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中でさらに理解を深めさせるとともに、科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図ることとした。

「倫理」では、人間としての在り方生き方への関心を高め、その手掛かりとして先哲の考え方を取り上げて自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深めるとともに、課題を探究する学習を一層重視し、論述や討論などの言語活動を充実させ、社会の一員としての自己の生き方を探求できるようにした。

なお、公民科については、「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」をすべての生徒に履修させることとしている（総則第3款の1の(1)）。

次に、特別活動は、今回の改訂では、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事ごとに目標を新たに規定し、よりよい人間関係を築く力、集団や社会の一員としてよりよい生活づくりに参画する態度の育成を重視し、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動を一層充実している。

特に、ホームルーム活動を中心として特別活動全体を通じて、社会において自立的に生きることができるようになるため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方に関する指導が行われるようにすることとし、その一層の充実を図っている。指導に当たっては、人間としての在り方生き方の指導がホームルーム活動を中心として、特別活動の全体を通じて行われるようにすることはもとより、その際、他の教科、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ることに配慮する必要がある（学習指導要領第5章特別活動第3の1の(4)）。

以上に加え、総合的な学習の時間の目標として、「学び方やものの考え方を身に付け、問題の

解決や探究活動に主体的，創造的，協同的に取り組む態度を育て，自己の在り方生き方を考えることができるようにする」ことを示すとともに，学習活動の例示として「自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動」（学習指導要領第４章総合的な学習の時間第３の１の（５））を示している。また，学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができることを示し，その際の配慮事項として，「産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ，社会に積極的に寄与し，生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う」ようにすることや，「自己の将来の生き方や進路についての考察」（総則第２款の５）を行う指導をすることを示している。このほかの各教科・科目においても目標や内容，配慮事項の中に関連する記述があり，例えば，各学科に共通する各教科の目標との関連をみると，特に次のような点を指摘することができる。

（ア）国語科

国語科においては，目標を「国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し，伝え合う力を高めるとともに，思考力や想像力を伸ばし，心情を豊かにし，言語感覚を磨き，言語文化に対する関心を深め，国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。」と示している。

国語による表現力と理解力とを育成するとともに，人間と人間との関係の中で，互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高めることは，学校の教育活動全体で道德教育を進めていく上で，基盤となるものである。また，思考力や想像力を伸ばし，心情を豊かにし，言語感覚を磨くことは，道德的心情や道德的判断力を養う基本になる。さらに，言語文化に対する関心を深め，国語を尊重してその向上を図る態度を育てることは，伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図る態度を育成することなどにつながるものである。

（イ）地理歴史科

地理歴史科においては，目標を「我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め，国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う。」と示している。

我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深めることは，伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に貢献することなどにつながるものである。

（ウ）数学科

数学科においては，目標を「数学的活動を通して，数学における基本的な概念や原理・法則の体系的な理解を深め，事象を数学的に考察し表現する能力を高め，創造性の基礎を培うとともに，数学のよさを認識し，それらを積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てる。」と示している。

生徒が事象を数学的に考察し筋道を立てて考え，表現する能力を高めることは，道德的判断力の育成にも資するものである。また，数学を積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てることは，工夫して生活や学習をしようとする態度を育てることに資するものである。

（エ）理科

理科においては，目標を「自然の事物・現象に対する関心や探究心を高め，目的意識をもって観察，実験などを行い，科学的に探究する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め，科学的な自然観を育成する。」と示している。

自然の事物・現象を探究する活動を通して，地球の環境や生態系のバランスなどの事象を理解させ，自然と人間とのかかわりについて認識を深めさせることは，生命を尊重し，自然環境の保全に寄与する態度の育成につながるものである。また，目的意識をもって観察，実験を行うことや，科学的に探究する能力を育て，科学的な自然観を育成することは，道德的判断力や真理を大切にしようとする態度を育てることに資するものである。

（オ）保健体育科

保健体育科においては，目標を「心と体を一体としてとらえ，健康・安全や運動について

の理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。」と示している。

運動の実践は、技能の獲得とともに、ルールやマナーを大切にしようとする、自己の責任を果たそうとする、チームの合意形成に貢献しようとするなどの公正、協力、責任、参画などに対する態度の育成にも資するものである。集団でのゲームなど運動することを通して、粘り強くやり遂げる、ルールを守る、集団に参加し協力する、といった態度が養われる。また、健康・安全についての理解は、健康の大切さを知り、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善することにつながるものである。

(カ) 芸術科

芸術科においては、目標を「芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。」と示している。

芸術を愛好する心情を育て、感性を高めることは、美しいものや崇高なものを尊重することにつながるものである。また、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養うことは道徳性の基盤の育成に資するものである。

(キ) 外国語科

外国語科においては、目標を「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。」と示している。

外国語を通じて、我が国や外国の言語や文化に対する理解を深めることは、世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献することにつながるものである。

(ク) 家庭科

家庭科においては、目標を「人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。」と示している。

生活に必要な知識と技術を習得することは、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにつながるものである。また、家族・家庭の意義を理解させることや主体的に生活を創造する能力などを育てることは、家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとするにつながるものである。

(ケ) 情報科

情報科においては、目標を「情報及び情報技術を活用するための知識と技能を習得させ、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。」と示している。

情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させることは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を身に付けさせ、情報社会に参画する態度を育成することにつながるものである。

さらに、主として専門学科において開設される各教科についても、今回の改訂において、例えば、農業科の目標に「農業に関する諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し」と示すなど、各教科を通じて職業人としての規範意識や倫理観の育成といった観点からの改善を図っており、教育活動の様々な場面で人間としての在り方生き方に関する指導が一層充実するように配慮している。

各学校においては、道徳教育の充実が今回の改訂においても重視されていることを踏まえ、全教師の連携協力のもと、年間指導計画に基づき、教育活動全体を通じて人間としての在り方

生き方に関する教育が一層具体的に展開されるよう努める必要がある。

(2) 道德教育の目標

総則第1款の2に示された道德教育の目標は、学校における教育活動全体を通じて行われる道德教育の目標であり、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じて道德教育は、常にこの目標を目指して行われる。

学校における道德教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づいて設定されている。いうまでもなく、教育基本法や学校教育法は、日本国憲法に掲げられた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する国民の育成を目指す我が国の教育の在り方を示したものである。そのことを実現するのが道德教育であり、そのために特に重視しなければならないことが目標として示されている。

なお、道德教育の目標は、教育全体の目標にも通じるものであるため、固有の目標として「その基盤としての道德性を養うこと」と規定し、道德教育の役割が道德性の育成にあることを明示している。今回の改訂においては、改正教育基本法により新たに規定された理念を踏まえ、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛」すること、「公共の精神を尊ぶこと」、「他国を尊重」すること、「環境の保全に貢献」することについて記述を加えている。

環境の保全などの理念は、地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組み、社会の持続可能な発展の担い手として個人を育成することにつながるものであり、その点にも留意することが重要である。

ア 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念とが併記されているのは、人間尊重の精神が生命に対する畏敬の念に根ざすことによって、より深まりと広がりをもってとらえられるからである。

人間尊重の精神は、道德教育の目標の中で一貫して述べられていることであり、生命、人格、人権の尊重、人間愛などの根底を貫く精神である。日本国憲法に述べられている「基本的人権の尊重」や、教育基本法に述べられている「人格の完成」、さらには、「国際連合教育科学文化機関憲章」(ユネスコ憲章)にいう「人間の尊厳」の精神も根本において共通するものである。

民主的社会においては、人格の尊重は、自己の人格のみではなく、他の人々の人格をも尊重することであり、また、権利の尊重は、自他の権利の主張を認めるとともに、権利の尊重を自己に課するという意味で、互いに義務と責任を果たすことを求めるものである。しかもこれらは、相互に人間を尊重し信頼し合う人間愛の精神によって支えられていなければならない。

このように、生徒の内面に形成されていく自己及び他者の人格に対する認識を普遍的な人間愛の精神へと高めると同時に、それを具体的な人間関係の中で実践し、それによって人格の内面的充実を図るという趣旨に基づいて、広く「人間尊重」という言葉を使っている。

生命に対する畏敬の念は、人間存在そのものあるいは生命そのものの意味を深く問うときに求められる基本的精神であり、生命のかけがえのなさに気付き、命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶことを意味する。このことにより人間は、自他の生命の尊さや生きることのすばらしさの自覚を深めることができる。

また、ここでいう生命は、人間のみではなく、すべての生命を含んでいる。生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことによって、人間の生命が、あらゆる生命との関係や調和の中で存在し生かされていることを自覚できる。そしてさらに、生命あるものすべてに対する感謝の心や思いやりの心をはぐくみ、より深く自己を見つめながら、人間としての在り方生き方の自覚を深めていくことができる。生徒の自殺やいじめ、暴力の問題、環境の問題などを考えるとき、このことが一層重要になる。

イ 豊かな心をはぐくむ

道德教育は、生徒一人一人が人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、それらを家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かすことができるようにしなければならない。

そのためには、例えば、他人を思いやる心や社会貢献の精神、生命を大切にし人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、他者と共に生きる心、自立心や責任感など、日常生活において豊かな心をはぐくむ必要がある。道徳教育においては、それらを通して人間として生きていく上で必要な道徳的価値を主体的に身に付け、固有の人格を形成していくことができるようにすることが大切である。

ウ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る人間を育成する

道徳教育の目標には、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図ることが掲げられている。個性豊かな新しい文化を生み出すには、古いものを改めていくことも大切であるが、先人の残した有形無形の文化的遺産の中に優れたものを見だし、それを継承し発展させることが必要である。先人の残した優れた文化的業績とそれを生み出した精神に学び、自らを向上させていくことによって、よりよく生きたいという人間の個人的、社会的な願いを、より広い世代の共感を伴って実現することができる。

また、これからの国際社会の中で主体性をもって生きていくには、鋭い国際感覚をもち、広い国際的視野に立ちながらも、自己がよって立つ基盤にしっかりと根を下ろしていることが必要である。すなわち、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承・発展させる態度を育成するとともに、それらをはぐくんできた我が国と郷土への親しみや愛着の情を深め、そこにしっかりと根を下ろし、世界と日本とのかかわりについて考え、日本人としての自覚をもって、新しい文化の創造と社会の発展に貢献しうる能力や態度が養われなければならない。

エ 公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間を育成する

公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間の育成も、道徳教育の重要な目標である。人間は個としての尊厳を有するとともに、集団や社会を形成する社会的存在でもある。それぞれの個を生かし、よりよい集団や社会を形成していくためには、個としての尊厳とともに社会全体の利益を図ろうとする公共の精神が必要である。

また、民主主義の精神は、国民主権、基本的人権の尊重、自由、平等などの実現によって達成することができる。これらが、法によって規定され保障されることによってのみ維持されるだけならば、一人一人の日常生活の中で真に主体的なものとして確立されたことにはならない。それらは、一人一人の道徳的自覚によってはじめて達成されるものである。

したがって、道徳教育においては、法律的な規則やきまりそのものを取り上げるだけでなく、それらの基盤となっている人間の道徳的な生き方を問題にするという点をより重視する必要がある。

オ 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する人間を育成する

教育基本法の前文に述べられているように、「世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」とことは、日本国憲法において定められた日本国民の決意である。

平和は、人間の心の内に確立すべき道徳的課題でもある。日常生活の中で社会連帯の自覚に基づき、あらゆる時と場所において自他協同の場を実現していく努力こそ、民主的で平和的な社会及び国家を実現する根本である。また、環境問題が深刻な問題となる中で、環境保全に努めることが重要な課題となっている。そのためにも、自然や生命に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境への豊かな想像力、それを大切にする態度が養われなければならない。

このような努力や心構えを、広く国家間ないし国際社会に及ぼしていくことが他国を尊重することにつながり、国際社会に平和をもたらす、人類の福祉の向上に貢献することになる。

カ 未来を拓く主体性のある日本人を育成する

道徳教育は、人間として自らの人生をどう生きるかを一人一人に問い掛けるものである。その

ことを通して、未来に夢や希望をもち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けられるようにしていかなければならない。そして、社会の変化に主体的に対応できるとともに、国際社会において自らの役割と責任を果たすことができる日本人となることが求められる。

未来を拓く主体性のある人間とは、常に前向きな姿勢で未来に夢や希望をもち、自主的に考え、自律的に判断し、決断したことは積極的にしかも誠実に実行し、その結果について責任をとることができる人間である。このことは、人間としての在り方の根本にかかわるものであるが、ここで特に日本人と示しているのは、日本人としての自覚をもって新しい文化の創造と民主的な社会の発展に貢献するとともに、国際的視野に立って世界の平和と人類の幸福に寄与し、世界の人々から信頼される人間の育成を目指しているからである。

キ 道德性を養う

道德性とは、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指してなされる道德的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである。それはまた、人間らしいよさであり、道德的諸価値が一人一人の内面において統合されたものといえる。学校における道德教育においては、各教育活動の特質に応じて、特に道德性を構成する諸様相である道德的心情、道德的判断力、道德的实践意欲と態度などを養うことを求めている。

道德的心情は、道德的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のことである。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情であるともいえる。それは、道德的行為への動機として強く作用するものである。

道德的判断力は、それぞれの場面において善悪を判断する能力である。つまり、人間として生きるために道德的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力である。的確な道德的判断力をもつことによって、それぞれの場面において機に応じた道德的行為が可能になる。

道德的实践意欲と態度は、道德的心情や道德的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性を意味する。道德的实践意欲は、道德的心情や道德的判断力を基盤とし道德的価値を実現しようとする意志の働きであり、道德的態度は、それらに裏付けされた具体的な道德的行為への身構えといえることができる。

また、この他に、道德的習慣などがある。道德的習慣は、長い間繰り返して行われているうちに習慣として身に付けられた望ましい日常的行動の在り方である。これがやがて、第二の天性とも言われるものとなる。道德性の育成においては、道德的習慣をはじめ道德的行為の指導も重要である。

これらの道德性の諸様相は、それぞれが独立した特性ではなく、相互に深く関連しながら全体を構成しているものである。したがって、これらの諸様相が全体として密接な関連をもつように指導することが大切である。そして、道德的行為が生徒自身の内から自発的、自律的に生起するよう道德性の育成に努める必要がある。

(3) 道德教育を進めるに当たっての配慮事項

道德教育を進めるに当たっては、生徒の内面に根ざした道德性を養うこととのかかわりにおいて道德的实践力を高めるよう配慮して指導することが大切である。

本来、道德的实践は、内的な力としての道德的实践力が基盤になければならない。道德的实践力が高まることによってより確かな道德的实践ができるのであり、そのような道德的实践を繰り返すことによって、内なる道德的实践力も深まるのである。道德教育はこのような相互作用によって充実していくようにしなければならない。

そしてその際、自らの生命の大切さを深く自覚するとともに、他の生命を尊重する「自他の生命を尊重する精神」、他者の考えを尊重しつつ、自ら考え、自らの意志で決定し、その行為の結果には責任をもつという「自律の精神」、自分が社会の構成員の一員であることを認識し、その中で役割を自覚して主体的に協力していくことのできる「社会連帯の精神」、社会の秩序と規律を理解して自らに課せられた「義務を果たし責任を重んずる態度」、さらには、自分と異なる他者の意見

に十分耳を傾け、他者を尊重するとともに、各人が自他の「人権を尊重し」、世の中からあらゆる差別や偏見をなくすよう努力し、望ましい社会の理想を掲げ、そのような社会の実現に積極的に尽くすよう努める態度を養うよう配慮する必要がある。

5 3 体育・健康に関する指導（第1章第1款の3）

10 3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

15 これからの社会を生きる生徒に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、生きる力を支える重要な要素である。生徒の心身の調和的発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要である。また、生徒の安全・安心に対する懸念が広がっていることから、安全
20 に関する指導の充実が必要である。さらに、生徒が心身の成長発達について正しく理解することが必要である。こうした現代的課題に対して、今回の改訂では、学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して学校教育活動全体として取り組むことが必要であることを強調したものである。

体育・健康に関する指導は、健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育て、
25 心身の調和的な発達を図ることをねらいとするものである。

したがって、体育に関する指導については、子どもの体力水準が全体として低下していることがうかがえるとともに、積極的に運動する子どもとそうでない子どもに分散が拡大しているとの指摘があることから、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上を重視し、生徒が自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが
30 大切である。

このため、教科としての保健体育科において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、体育祭などの体育的行事、集団宿泊活動や集会などの特別活動や運動部活動などの教育課程外の学校教育活動などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが求められている。

35 健康に関する指導については、生徒が個人生活や社会生活における健康に関する知識を身に付けることや活動を通じて自主的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成することが大切である。

特に、学校における食育の推進においては、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など食に起因する健康課題に適切に対応するため、生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっては、関係する教科等の取組を中心としつつ、地域や学校の事情に応じ栄養教諭等の専門性を
45 有する教職員及び地域の有識者の協力を得るとともに、特別活動の一環として学校給食を実施する場合にはこれを活用するなど、適切に行うことが重要である。

さらに安全に関する指導においても、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導を重

視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要である。なお、生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科、特別活動等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

- 5 体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。

したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健指導、安全指導、給食指導などの健康に関する指導が重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、保健体育科だけではなく家庭科などの関連の教科や特別活動のほか、総合的な学
10 習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実を図ることができる。

各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、地域や学校の実態及び生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。

- 15 また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

20 なお、高等学校にあっては、教科担任制を原則としているために、体育・健康に関する指導が保健体育科担当の教員に任されてしまうおそれがある。しかし、体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるべきものであり、その効果を上げるためには、保健体育科担当の教員だけでなく、全教職員の理解と協力が得られるよう、学校の実態に応じて指導体制の工夫改善に努めるなど、組織的に進めていくことが大切である。

25

4 就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導（第1章第1款の4）

- 30 4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

今回の改訂においては、従前と同様、「就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導」を適切に行うこととし、それらを通じて、「勤労の尊さ」、「創造することの喜び」の体得、「望ましい勤労観、職業観」の育成、「社会奉仕の精神」の涵養を図るべきことを示している。

- 35 「就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導」については、生徒を取り巻く生活環境の変化の中で、生徒の社会的な体験の機会が減少している状況を踏まえ、社会の構成員としての自覚を深め、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、学校教育を地域社会に開かれたものにし、地域との連携を強めることを趣旨として示されてきたものである。今回の改訂においても、この基本的な趣旨を変えるものではなく、体験的な学習の指導がより具体性をもって、各教科・科
40 目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれにおいて更に充実するよう、「就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導」を進めると示したものである。このような体験的な学習は、高等学校段階の生徒にとって、自分と社会のかかわりに対する理解と認識を深め、生徒が自己の在り方生き方を考える上でも極めて重要となっている。

就業体験（インターンシップ）については、中央教育審議会答申（平成20年1月）において、社
45 会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実することが重要であり、その一環として小学校での職場見学、中学校での職場体験活動、高等学校での就業体験活動等を通じた体系的な指導を推進することが提言されている。就業体験は、

職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となるとともに、学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を促進し、学習意欲を喚起すること、生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成が促進されること、生徒が教師や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、異世代とのコミュニケーション能力の向上が期待されることなど、高い教育効果を期待できるものである。就業体験については、職業教育に関する配慮事項としても、学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や産業界などとの連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるよう配慮すべきことを示している（総則第5款の4の(3)）。

また、ボランティア活動は、生徒が社会の一員であることを自覚し、互いが支え合う社会の仕組みを考える上で意義があると同時に、単に社会に貢献するというだけでなく、自分自身を高める上でも大きな教育的意義がある。生徒は、自分が価値のある大切な存在であることを実感するとともに、他人を思いやる心や社会生活を営む上での規範を学ぶことができる。また、ボランティア活動は、国際協力、環境保全、少子高齢社会への対応など様々な社会問題に対する生徒の問題意識を広げたり深めたりすることにも資するものである。

就業やボランティアにかかわる体験的な学習は、地域や学校の実態に応じて、学校の教育活動全体の中に位置付けて実施するよう配慮することが大切である。そのため、各学校が教育課程を編成するに当たっては、次のような教育課程上の位置付けが考えられる。

第一は、各教科・科目の中で実施する場合である。学習指導要領に示す各教科・科目については、職業に関する各教科の「課題研究」等の中で産業現場等における実習が位置付けられているほか、家庭科において、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流、ボランティア活動への参加などを通じて指導を行うこととされている。

また、職業に関する各教科・科目における実習については、その各教科・科目の内容に直接関係のある就業体験により替えることができることとされており、（総則第5款の4の(4)のア）、さらに、定時制・通信制の課程においては、職業における実務等を各教科・科目の履修の一部に替えることのできる実務代替の仕組みが設けられている（総則第5款の4の(4)のウ）。

このほか、就業体験やボランティア活動を行うための学校設定教科・科目を設けることも考えられる。特に、学校設定教科に関する科目として設けることができる「産業社会と人間」については、就業体験等を通じた指導に配慮すべきこととしている（総則第2款の5の(2)）。

第二は、特別活動で実施する場合である。今回の改訂では、従前と同様に、ボランティア活動や就業体験など勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れることを示していることに加え、学校行事の勤労生産・奉仕的行事の中で就業体験を例示として明確に示している。特に、ボランティア活動については、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事のそれぞれにおいて取り上げることとしている。また、学校行事においては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの工夫を求めている。

第三は、総合的な学習の時間における学習活動として実施する場合である。総合的な学習の時間においては、問題解決能力や学び方、ものの考え方などの育成を目指して、地域や学校、生徒の実態等に応じた様々な学習活動を展開するが、その際、体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れることが必要であり、ボランティア活動、就業体験などを通じ、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動もこの時間の活動の一つの柱になることが考えられる。

第四に、学校外における就業体験やボランティア活動に対して単位の修得を認定する方法である。学校教育法施行規則第98条及び平成10年文部省告示第41号の規定により、平成10年4月より、学校外におけるボランティア活動、就業体験等を科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることが可能となっている。これは、関連する既存の科目の増加単位として修得を認定したり、学校外活動に単位を認定するための独自の学校設定教科・科目を設けたりするなど、様々な方法が考えられるものである。

就業やボランティアにかかわる体験的な学習の教育効果を高めるためには、そのねらいを明確にすることが重要である。主なねらいとしては、勤労の尊さや創造することの喜びの体得に資すること、望ましい勤労観や職業観の育成に資すること、職業生活、社会生活に必要な知識・技術

の習得及び創造的な能力や態度の育成に資すること， 啓発的経験を促し，進路意識の伸長に資すること， 社会の構成員として共に生きる心を養い，社会奉仕の精神の涵養に資することなどがあげられる。

5 就業やボランティアにかかわる体験的な学習は，地域の実態や学校の諸条件の違い等によってその進め方が様々に異なってくるものである。各学校においては，地域や学校の実態に応じて，入学年次から卒業年次までを見通した指導計画の作成に創意工夫を加えることが望まれる。

第2節 各教科・科目及び単位数等

1 卒業までに履修させる単位数等（第1章第2款の1）

5 1 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させる下記2から5までに示す各教科に属する科目及びその単位数、総合的な学習の時間の単位数並びに特別活動及びその授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）及び総合的な学習の時間の単位数の計は、第3款の1、2及び3の(1)に掲げる各教科・科目の単位数並びに総合的な学習の時間の単位数を含めて74単位以上とする。

10 単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程においては、第7款の定めるところによるものとする。

高等学校の教育課程は、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動によって編成するものとし（学校教育法施行規則第83条、別表第3）、学習指導要領において、各学科に共通する各教科・科目（共通教科・科目）及び総合的な学習の時間の標準単位数、すべての生徒に履修させる必修教科・科目、専門学科及び総合学科における各教科・科目の履修、特別活動の授業時数、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の目標及び内容等を定めている。

各学校においては、これらの内容を十分検討して教育課程を編成しなければならない。そして、それぞれの学校の目標に従って、卒業までに生徒に履修させる各教科・科目とその単位数、総合的な学習の時間の単位数、特別活動とその授業時数を定めることが教育課程編成の最も基本的な事項となる。

(1) 各学校における教育課程の編成

25 学校が教育課程を編成するに当たっては、卒業までに履修させる各教科・科目とその単位数、総合的な学習の時間の単位数、特別活動とその授業時数を定めなければならない。この場合、生徒が履修すべきものとして定める各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数の合計は74単位以上でなければならない。ただし、これは高等学校在学中に履修させる単位数の下限を定めたものであり、生徒の実態に応じ、各学校が、生徒により多くの単位数を履修させることを妨げるものではない。

30 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数の合計の中には必ず次の単位数を含めなければならない。第一に、すべての生徒に履修させる必修教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数（総則第3款の1）、第二に、専門学科において、すべての生徒に履修させる専門教科・科目の単位数（総則第3款の2）、第三に、総合学科において、すべての生徒に履修させる「産業社会と人間」の単位数（総則第3款の3の(1)）である。

35 総合的な学習の時間は、すべての学校で教育課程上必置とされるものであり、その単位数については3～6単位を標準とされている。今回の改訂では、総合的な学習の時間が各学科に共通してすべての生徒に履修させる必要があるものであることを踏まえ、その標準単位数は共通教科・科目と併せて総則第2款の2に規定するとともに、必修教科・科目を規定している総則第3款の1にも新たに(2)の項目を設けてすべての生徒に履修させるものであることを明示している。

40 特別活動についても学校において卒業までに履修させるべき授業時数を定めることになっているが、そのうち学習指導要領において具体的に授業時数の規定があるのは、ホームルーム活動である。ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとしている（総則第4款の4）。

45 (2) 教科と科目

学校教育法においては、高等学校の教育課程に関する事項は、文部科学大臣が定めると規定されている（学校教育法第52条）。

これを受けて学校教育法施行規則において教育課程についての規定がなされており，同施行規則別表第3に各学科に共通する各教科・科目及び主として専門学科において開設される各教科・科目が列挙され，さらに，同表の備考において，同表に掲げる各教科・科目以外の各教科・科目（学校設定教科・科目）を設けることができることとされている。これらが，学習指導要領においては，
5 総則第2款の2から5までに示されている。

なお，学校教育法施行規則別表第3及び学習指導要領に示す各教科について，従前は，普通教育に関する教科と専門教育に関する教科とに分けていたが，今回の改訂では，それぞれを各学科に共通する教科（共通教科）と主として専門学科において開設される教科（専門教科）に分けることとした。これは，従前，普通教育に関する教科とされていたものについても当該教科に属する科目の中には専門的な内容を扱い得るものがあり，教科によって普通教育と専門教育を截然と分けることが困難であることから見直したものである。

また，小・中学校の場合は各教科が定められているが，科目には区分されていない。高等学校においては，教科は，それぞれいくつかの科目に分かれる。教科には，その教科としての目標が定められているが，内容は，その教科に属する科目において具体的に示されている。各科目は，教科のもつ一般的な目標及び内容のうち，ある特定の分野・領域等に重点を置いてこれを組織的に学習することができるようにしたものである。しかし，一つの教科に属する各科目は，単にその教科を分割した一部分ではなく，目標において共通点をもつと同時に内容の組織と範囲においても，相互に深い関連をもつものである。

この各教科・科目は，必修教科・科目として学習指導要領に基づきすべての生徒に共通に履修させるもの及びそれ以外のいわゆる選択科目に分けることができ，さらに後者は，学校で選択配列して当該学校として学科や類型の別などに応じそれぞれに属するすべての生徒に履修させるもの及び生徒が選択履修することができるものに分けることができる。

(3) 単位

各教科・科目及び総合的な学習の時間については，その目標と内容に応じた学習時間を単位数によって表している。すなわち，単位は，各教科・科目等についての学習時間を測る尺度として用いられるものであり，標準としては，1単位時間を50分とし，35単位時間行われた授業を1単位と計算することとしている。そして，例えば4単位と定められた科目の授業を受け（すなわち履修し），その履修による学習の成果がその教科及び科目の目標に照らして満足できると認められたときは，
30 その科目について4単位を修得したと認定することになる（総則第6款の1）。

各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得については，上述のように当該各教科・科目又は総合的な学習の時間の履修の成果が満足できる程度以上に達した成績であれば，その定められた単位数によって認定されるのが原則であり，それより多く認定されたり，少なく認定されたりするものではない。例えば，生徒が「数学」を3単位履修すれば3単位全部与えられるか，又は，
35 全く単位を与えられないかのいずれかであって，その修得の程度によって3単位のうち2単位を与えられるということはない。ただし，あらかじめ計画して，各教科・科目又は総合的な学習の時間を学期の区分に応じて単位ごとに分割して履修したときは，それぞれの学期ごとに単位を認定することができる。また，2以上の年次にわたって履修したときは，年次ごとに単位を認定することが原則である（総則第5款の2の(3)及び第6款の1）。

なお，授業の1単位時間については，各学校において，各教科・科目等の授業時数を確保しつつ，適切に定めるものとしている（総則第4款の7）。すなわち，1単位時間を50分とし，35単位時間の授業を1単位とすることを計算の基礎とし，それを標準として計算された単位数に見合う学習時間を確保することを前提として，実際の時間割編成に当たっては，授業の1単位時間を弾力的に運用することとしている。

45

2 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数（第1章第2款の2）

2 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれぞれの単位数について、適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

教科等	科目	標準単位数	教科等	科目	標準単位数
国語	国語総合	4	保健体育	体育	7～8
	国語表現	3		保健	2
	現代文A	2	芸術	音楽	2
	現代文B	4		音楽	2
	古典A	2		音楽	2
	古典B	4		美術	2
地理歴史	世界史A	2		美術	2
	世界史B	4		美術	2
	日本史A	2		工芸	2
	日本史B	4		工芸	2
	地理A	2		工芸	2
	地理B	4		書道	2
公民	現代社会	2		書道	2
	倫理	2		書道	2
	政治・経済	2	外国語	コミュニケーション英語基礎	2
数学	数学	3		コミュニケーション英語	3
	数学	4		コミュニケーション英語	4
	数学A	5		コミュニケーション英語	4
	数学B	2		コミュニケーション英語	4
	数学活用	2		英語表現	2
				英語表現	4
理科	科学と人間生活	2		英語会話	2
	物理基礎	2	家庭	家庭基礎	2
	物理	4		家庭総合	4
	化学基礎	2		生活デザイン	4
	化学	4	情報	社会と情報	2
	生物基礎	2		情報の科学	2
	生物	4	総合的な学習の時間		3～6
	地学基礎	2			
	地学	4			
	理科課題研究	1			

(1) 各学科に共通する各教科・科目等の改善

今回の改訂では、高校生に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必履修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大（多様性）とのバランスに配慮し、各必履修教科・科目の単位数を原則として改訂前よりも増加させないこととし

た。これを踏まえつつ、学習の基盤である国語、数学及び外国語の各教科の必修科目については、改訂前のように選択的に履修するのではなく、すべての高校生が共通に履修する共通必修科目を設けることで、高等学校の教育課程の共通性を高めることとした。具体的には、「国語総合」、「数学」及び「コミュニケーション英語」を共通必修科目として設けている。また、共通必修科目を設けたことを含め、これらの教科の科目を見直したほか、理科、家庭及び情報の各教科についても科目の見直しを行っている。

「数学」、「数学」、「数学」のように、又はが付いている各教科・科目は、その目標や内容を段階的に構成したものであり、「世界史A」、「世界史B」のように、A、Bが付いている各教科・科目は、その内容について選択履修できるように、目標や内容にそれぞれ特色をもたせて構成したものである。

なお、外国語の「ドイツ語」、「フランス語」については、前回の改訂と同様、英語以外の多様な外国語に関する科目が各学校において一層柔軟に開設されるようにする観点から、それらの科目は学習指導要領上示さず、引き続き学校設定科目として設けられることとした。

また、総合的な学習の時間についても、教育課程の編成において各学科に共通して設定すべきものであることを踏まえ、共通教科・科目と同じ表の中で総合的な学習の時間の標準単位数を示すこととした。

(2) 標準単位数

共通教科・科目については、学習指導要領において、標準単位数を示している。

標準単位数の制度は、学習指導要領に掲げた単位数を標準として一定の幅の範囲内で具体的な単位数を配当することができるものである。これにより、各学校においては、その実態に応じて適切な単位数を配当し、それぞれ特色をもたせた教育課程を編成することができる。例えば、「数学」の標準単位数は4単位であるが、学校で5単位を配当し、その5単位の修得を認定し、これを卒業に必要な単位数に計算することができる。

各教科・科目の内容はそれぞれの目標に応じて標準単位数に見合うものとして定められている。したがって、通常の場合、標準単位数によって授業を行えば、内容は全体に無理なく指導できるようになっている。

標準単位数よりも多く単位数を配当する場合に、標準単位数よりもどの程度多い単位数を配当するかについては、各教科・科目の目標、内容や指導上の配慮に応じ合理的とみられる範囲内で適切に定めることが必要である。この場合、学校の方針により増加単位数を含めてすべての生徒に履修させることも、あるいは増加単位を一部の生徒に履修させることもあり得る。

各教科・科目に増加単位を充当して行うのが適当と思われる例を示すと次のような場合が考えられる。

義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る場合を含め、基礎的な知識を十分身に付けさせるための時間に充当する場合

理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当する場合

特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当する場合

他方、標準単位数より少ない単位数を配当することは、必修教科・科目以外の各教科・科目について、生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該各教科・科目の目標の実現が可能であると判断される場合などに行うことが考えられる。その場合には、生徒の実態等を十分考慮して履修に無理のないように単位数を定める必要がある。なお、必修教科・科目については、原則として標準単位数を下らないこととされており、標準単位数より少ない単位数を配当することができるのは「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合」とされていることに留意する必要がある（総則第3款の1）。

さらに、学校においては、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することもできる。すなわち、標準単位数の標準の幅については特に定めはないが、それには一定の限度があるとされている。しかし、能力等の多様な生徒の実態等を考慮し、生徒の学習内容の習熟の程度などから判断して時間をかけてその習熟を図るため

特に必要がある場合には、その限度を超えて大幅に単位数を増加させることができることとしている。例えば、「数学」について、生徒の実態により、特に授業時数を大幅に増加し、6単位を配当することも可能であり、これを修得した場合、それを卒業に必要な単位数の中に算入することになる。これを前提として、総則第5款の3の(3)においては、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための例として「義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること」を示している。

3 主として専門学科において開設される各教科・科目（第1章第2款の3）

3 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

教科	科目	教科	科目
農 業	農業と環境，課題研究，総合実習，農業情報処理，作物，野菜，果樹，草花，畜産，農業経営，農業機械，食品製造，食品化学，微生物利用，植物バイオテクノロジー，動物バイオテクノロジー，農業経済，食品流通，森林科学，森林経営，林産物利用，農業土木設計，農業土木施工，水循環，造園計画，造園技術，環境緑化材料，測量，生物活用，グリーンライフ		設計，建築施工，建築法規，設備計画，空気調和設備，衛生・防災設備，測量，土木基礎力学，土木構造設計，土木施工，社会基盤工学，工業化学，化学工学，地球環境化学，材料製造技術，工業材料，材料加工，セラミック化学，セラミック技術，セラミック工業，繊維製品，繊維・染色技術，染織デザイン，インテリア計画，インテリア装備，インテリアエレメント生産，デザイン技術，デザイン材料，デザイン史
	工業技術基礎，課題研究，実習，製図，工業数理基礎，情報技術基礎，材料技術基礎，生産システム技術，工業技術英語，工業管理技術，環境工学基礎，機械工作，機械設計，原動機，電子機械，電子機械応用，自動車工学，自動車整備，電気基礎，電気機器，電力技術，電子技術，電子回路，電子計測制御，通信技術，電子情報技術，プログラミング技術，ハードウェア技術，ソフトウェア技術，コンピュータシステム技術，建築構造，建築計画，建築構造	商 業	ビジネス基礎，課題研究，総合実践，ビジネス実務，マーケティング，商品開発，広告と販売促進，ビジネス経済，ビジネス経済応用，経済活動と法，簿記，財務会計，財務会計，原価計算，管理会計，情報処理，ビジネス情報，電子商取引，プログラミング，ビジネス情報管理
工 業			水産海洋基礎，課題研究，総合実習，海洋情報技術，水産海洋科学，漁業，航海・計器，船舶運用，船用機

5
10
15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70

教 科	科 目	教 科	科 目
水 産	関，機械設計工作，電気理論，移動体通信工学，海洋通信技術，資源増殖，海洋生物，海洋環境，小型船舶，食品製造，食品管理，水産流通，ダイビング，マリンスポーツ		STEM実習，情報メディア，情報デザイン，表現メディアの編集と表現，情報コンテンツ実習
		福 祉	社会福祉基礎，介護福祉基礎，コミュニケーション技術，生活支援技術，介護過程，介護総合演習，介護実習，こころとからだの理解，福祉情報活用
家 庭	生活産業基礎，課題研究，生活産業情報，消費生活，子どもの発達と保育，子ども文化，生活と福祉，リビングデザイン，服飾文化，ファッション造形基礎，ファッション造形，ファッションデザイン，服飾手芸，フードデザイン，食文化，調理，栄養，食品，食品衛生，公衆衛生	理 数	理数数学，理数数学，理数数学特論，理数物理，理数化学，理数生物，理数地学，課題研究
		体 育	スポーツ概論，スポーツ，スポーツ，スポーツ，スポーツ，スポーツ，スポーツ総合演習
看 護	基礎看護，人体と看護，疾病と看護，生活と看護，成人看護，老年看護，精神看護，在宅看護，母性看護，小児看護，看護の統合と実践，看護臨地実習，看護情報活用	音 楽	音楽理論，音楽史，演奏研究，ソルフェージュ，声楽，器楽，作曲，鑑賞研究
		美 術	美術概論，美術史，素描，構成，絵画，版画，彫刻，ビジュアルデザイン，クラフトデザイン，情報メディアデザイン，映像表現，環境造形，鑑賞研究
情 報	情報産業と社会，課題研究，情報の表現と管理，情報と問題解決，情報テクノロジー，アルゴリズムとプログラム，ネットワークシステム，データベース，情報シ	英 語	総合英語，英語理解，英語表現，異文化理解，時事英語

(1) 主として専門学科において開設される各教科・科目の改善

主として専門学科において開設される各教科・科目（専門教科・科目）のうち，職業に関する各教科・科目については，中央教育審議会の答申を踏まえ，将来のスペシャリストの育成，地域産業を担う人材の育成，人間性豊かな職業人の育成という三つの観点に基づき，社会的責任を担う職業人としての規範意識や倫理観，技術の進展や環境，エネルギーへの配慮，食の安全，情報モラル・セキュリティ管理の重要性等，各種産業で求められる知識と技術，資質を身に付けさせる観点から，各教科の科目の構成や内容の改善を図っている。

また，地域産業を担う人材の育成を重視する観点から，例えば商業で「商品開発」，水産で「マリンスポーツ」を新設したり，環境，エネルギーへの配慮等に対応する観点から，農業で「水循環」，工業で「環境工学基礎」，水産で「水産海洋科学」などの科目を新設したりしている。

(2) 専門教科・科目の標準単位数

専門教科・科目については、従前から、地域の実態や学科の特色等に応じるため、その標準単位数の決定を設置者に委ねており、今回の改訂においても同様の扱いとなっている。したがって、これらの各教科・科目について、公立学校にあつては各都道府県教育委員会等が、また、私立学校にあつては各学校法人がその標準単位数を定め、その標準単位数を標準として各学校が具体的な単位数を定めることになる。各設置者においては、当該地域の実態や管内の学校の実態等に留意し、適切な標準単位数を定めることが必要である。

4 学校設定科目及び学校設定教科（第1章第2款の4及び5）

- 10 4 学校設定科目
- 学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学
- 15 校の定めるところによるものとする。
- 5 学校設定教科
- (1) 学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科以外の教科（以下「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。
- 20 (2) 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。
- 25 ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
イ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成
- 30

(1) 学校設定科目

4では、総則第2款の2及び3の表に掲げる教科について、これらに列挙されている科目以外の科目を設けることができることを示している。

- 35 平成11年の改訂以前は、学習指導要領に示す教科に属する科目だけでは、学校において、学科の特色を生かし、学校や地域の実態に応ずる教育課程を編成し難い場合に、学習指導要領に示す教科に属する科目以外の科目を設けることができるとし、それらの名称、目標、内容、単位数等については、設置者が定めるものとしていた。また、これらの科目は、「その他の科目」と称していた。
- 40 平成11年の改訂において、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育課程を編成することができるよう、学習指導要領に示す教科に属する科目以外の科目を一層柔軟に設けられるようにする観点から、従前は設置者が定めていた名称、目標、内容、単位数等を各学校において定めるものとし、これらの科目を「学校設定科目」と称することとしており、今回の改訂においても同様としている。
- 45 学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等について定める際には、「その科目の属する教科の目標に基づき」という要件が示されていること及び科目の内容の構成については、関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分配慮する必要がある。

(2) 学校設定教科及び当該教科に関する科目

5 では、総則第2款の2及び3の表に掲げられている教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができることを示している。

- 5 学校設定科目と同様、平成11年改訂以前は、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特に必要がある場合に、学習指導要領に示す教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができることとし、それらの教科・科目の名称、目標、内容、単位数等は設置者が定めることとしていた。また、それらの教科は「その他特に必要な教科」と称していた。

- 10 平成11年の改訂では、学校設定科目と同様、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育課程を編成できるようにする観点から、学習指導要領に示す教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設ける場合も、それらの名称、目標、内容、単位数等は各学校において定めるものとし、これらの教科を「学校設定教科」と称することとしており、今回の改訂でも同様としている。

- 15 学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等を定めるに当たっては、「高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮」しなければならないという要件が示されていることに留意しなければならない。すなわち、学校教育法第51条に定める「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」などの高等学校教育の目標及びその水準の維持等にふさわしいものとなるように定めなければならない。

20 (3) 学校設定科目・学校設定教科への取組

- 総則第2款の4の学校設定科目及び5の学校設定教科（学校設定教科・科目）のいずれも、学校における特色ある教育、特色ある学校づくりを進める仕組みの一つとして、有効に活用されることが期待される。特に、今回の改訂では、教育課程の編成・実施に当たっての配慮事項の一つとして、学校や生徒の実態等に応じて、必要がある場合には、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようすることを規定しており、その工夫の一つとして、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること（総則第5款の3の(3)のウ）が示されている。このため、こうしたことも踏まえながら、学校や生徒の実態等に応じた適切な学校設定教科・科目を開設することが重要である。なお、高等学校教育の目標は、義務教育の成果を発展・拡充させることであることから、生徒の実態に応じ義務教育段階の学習内容について学び直しをし、その成果を発展・拡充させるために、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目的とした学校設定教科・科目を高等学校の教科・科目として開設することは、このような高等学校教育の目標に適合するものである。

- 35 また、ボランティア活動や就業体験など、学校外活動の単位認定を行うための学校設定教科・科目の開設も考えられる。以上のような様々な学校設定教科・科目の指導に当たっては、地域の専門家など外部の協力を得ることも効果的であると考えられる。

なお、学校設定教科・科目については、各学校の判断で設けられることとなるが、このことは、学校設定教科・科目を含め、教育課程の編成・実施について、教育委員会が公立学校に対して指導・助言を行う権限を有すること自体に変更を及ぼすものではない。

40 (4) 「産業社会と人間」

- 「産業社会と人間」は、平成5年の総合学科の創設に伴い、その原則履修科目とされた科目である。総合学科は、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科であり、その教育課程における各教科・科目は、高等学校の必履修科目、学科の原則履修科目、総合選択科目、自由選択科目により構成し、原則履修科目として「産業社会と人間」、情報に関する基礎的科目及び「課題研究」の3科目とすることが、平成5年3月に初等中等教育局長名の通知で示された。

総合学科における「産業社会と人間」は、人間としての生き方の探求、特に自己の生き方の探求を通して、職業を選択し、決定する場合に必要な能力と態度を養うとともに、将来の職業生活を営む上で必要な態度やコミュニケーションの能力を培うことや現実の産業社会やその中での自己の在

り方生き方について認識させ、豊かな社会を築くために積極的に寄与する意欲や態度を育成することをねらいとしている。このねらいを達成するため、各学校では、社会人や地域の有識者を講師とするなど地域との積極的な連携を図り、実習、見学、調査研究などの体験的な活動を取り入れた学習を展開してきている。また、「産業社会と人間」の学習は、自らの進路等を考慮した適切な各教科・科目の選択能力の育成にも大きな役割を果たしている。

このような自己の在り方生き方や進路について考察するとともにそれらを通して自らの進路等に応じて適切な各教科・科目を選択する能力を育成する学習は、高等学校において、どの学科でも重要な意義を有することから、平成11年の改訂において、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができることを明示したものである。

- 10 各学校において、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設ける場合、目標の設定に当たっては、産業社会における自己の生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う観点に留意する必要がある。また、生徒が自己の進路に応じ主体的に各教科・科目の選択ができるように、就業体験や見学等の体験的な学習、調査・研究や発表・討論などの生徒の主体的な活動を重視した学習方法を積極的に取り入れ、特に次のような事項を指導するよう配慮することを総則において示しているものである。

ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成

イ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察

ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

- この「産業社会と人間」の指導事項については、平成5年2月の高等学校教育の改革の推進に関する会議の第四次報告において、職業と生活、我が国の産業と社会の変化及び進路と自己実現の3項目で構成し、具体的には次のようなことを指導することが提言された。

職業と生活

- 各種企業や施設等の見学及び就業体験やボランティア活動、卒業生や職業人等との対話、発表や討論等を通して、職業の種類や特徴、職業生活などについて理解するとともに、勤労の意義について考察し、職業人として必要とされる能力・態度、望ましい勤労観・職業観を養うための学習を行うこと。

我が国の産業と社会の変化

- 先端的な工場や情報関連企業等の見学、技術者や海外勤務者等の講話、調査研究や発表・討論等を通して、我が国の科学技術の発達や産業・経済の発展・変化について理解し、それがもたらした情報化、国際化等の社会の変化、人々の暮らしへの影響について考察するための学習を行うこと。

進路と自己実現

発表・討論、自己の学習計画の立案等を通して、自己の能力・適性、興味・関心等と各種職業に求められる資質・能力を踏まえ、自己の将来の生き方や進路について考察すること。

- これらの項目は、職業と生活が学習指導要領に示されたアの事項、我が国の産業と社会がイの事項、進路と自己実現がウの事項とそれぞれ対応するものと考えられ、各学校においては、この報告の内容を十分配慮して、「産業社会と人間」の指導内容を設定することが大切である。

なお、総合学科においては、「産業社会と人間」は、すべての生徒に原則として入学年次に履修させるものとされており、標準単位数は2～4単位とすることとされている（総則第3款の3の(1)）。

第3節 各教科・科目の履修等

1 必履修教科・科目（第1章第3款の1）

- 5 1 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間
- (1) すべての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」という。）は次のとおりとし、その単位数は、第2款の2に標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学」及び「コミュニケーション英語」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）については、その単位数の一部を減じることができる。
- 10 ア 国語のうち「国語総合」
- イ 地理歴史のうち「世界史A」及び「世界史B」のうちから1科目並びに「日本史A」、「日本史B」、「地理A」及び「地理B」のうちから1科目
- 15 ウ 公民のうち「現代社会」又は「倫理」、「政治・経済」
- エ 数学のうち「数学」
- オ 理科のうち「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目
- 20 カ 保健体育のうち「体育」及び「保健」
- キ 芸術のうち「音楽」、「美術」、「工芸」及び「書道」のうちから1科目
- ク 外国語のうち「コミュニケーション英語」（英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とする。）
- 25 ケ 家庭のうち「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活デザイン」のうちから1科目
- コ 情報のうち「社会と情報」及び「情報の科学」のうちから1科目

(1) 必履修教科・科目の種類及びその単位数

総則第3款の1においては、必履修教科・科目及びその単位数を示している。ここに示されている各教科・科目は、課程や学科のいかなを問わず、すべての生徒に履修させる各教科・科目であり、標準単位数を下らない単位数を配当して履修させることとしている。ただし、生徒の実態及び専門教育を主とする学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学」及び「コミュニケーション英語」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）については、その単位数の一部を減じることができるとしている。

35 必履修教科・科目と総合的な学習の時間について一覧表にすると、次のとおりである。

改訂後の必履修教科・科目一覧表

教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	国語総合	4	○ 2単位まで減可
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理歴史	世界史A	2	—
	世界史B	4	
	日本史A	2	

		日本史 B	4	○
		地理 A	2	
		地理 B	4	
5	公 民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」、「政治・経済」
		倫理	2	
		政治・経済	2	
10	数 学	数学	3	○ 2 単位まで減可
		数学	4	
		数学	5	
		数学 A	2	
		数学 B	2	
		数学活用	2	
15	理 科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む 2 科目 又は 基礎を付した科目を 3 科目
		物理基礎	2	
		物理	4	
		化学基礎	2	
		化学	4	
		生物基礎	2	
		生物	4	
20		地学基礎	2	
		地学	4	
		理科課題研究	1	
25	保健体育	体育	7～8	○
		保健	2	○
25	芸 術	音楽	2	○
		音楽	2	
		音楽	2	
		美術	2	
30		美術	2	
		美術	2	
		工芸	2	
		工芸	2	
		工芸	2	
35		書道	2	
		書道	2	
		書道	2	
40	外 国 語	コミュニケーション英語基礎	2	○ 2 単位まで減可
		コミュニケーション英語	3	
		コミュニケーション英語	4	
		コミュニケーション英語	4	
		英語表現	2	
		英語表現	4	
		英語会話	2	
45	家 庭	家庭基礎	2	○
		家庭総合	4	
		生活デザイン	4	
	情 報	社会と情報	2	○
		情報の科学	2	

総合的な学習の時間	3～6	○2単位まで減可

今回の改訂では、高校生に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必履修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大（多様性）とのバランスに配慮し、各必履修教科・科目の単位数を原則として改訂前よりも増加させないこととした。

これを踏まえ、学習の基盤である国語、数学及び外国語の各教科の必履修科目については、選択的な履修を認めるのではなく、すべての高校生が共通に履修する共通必履修科目を設けることで、高等学校の教育課程の共通性を高めることとした。具体的には、「国語総合」、「数学」及び「コミュニケーション英語」を共通必履修科目として設けている。ただし、生徒や学校の実態が多様であることを踏まえ、各共通必履修科目について2単位まで単位を減じて指導することを可能としている。国語、数学及び外国語以外の各教科における必履修科目の設定に当たっては、生徒の実態に応じた一層適切な教育課程が編成できるよう、保健体育科を除き、各教科において2単位の科目を含めた複数の科目の中から選択的に履修できるようにしている。

また、理科については、物理、化学、生物、地学の4領域の中から3領域以上を学ぶという理念は維持した上で、学校の裁量を拡大し、生徒の特性等に応じた科目履修の柔軟性を高める観点から、4領域それぞれの基礎を付した科目から3科目を履修する場合には、複数の領域にまたがる総合的な科目の履修は不要とすることとした。具体的には、「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうちから2科目（「科学と人間生活」を含む。）又は、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうちから3科目を履修することとしている。

なお、外国語科については、従前と同様、各学校で多様な外国語がより柔軟に開設できるよう、英語に関する科目以外の科目は示さず、英語に関する科目に準じて学校設定科目として開設できることとしている。このため、必履修教科・科目については、英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とすることとした。この場合においても、特に必要がある場合には、2単位まで単位を減ずることは可能と解される。

以上の必履修教科・科目の設定により、その最低合計単位数は、従前と同様、各課程・学科とも31単位となっている。

必履修教科・科目の履修年次の指定は、従前同様、行っていない。また、必履修教科・科目を年次をまたがって分割履修することは差し支えない。

なお、専門学科においては、以上の必履修教科・科目について、後述のような特例が規定されている（総則第3款の2の(2)）。

(2) 必履修教科・科目の履修についての留意点

ア 必履修教科・科目の一部単位減

各教科・科目の単位数については、標準単位数の制度がとられており、学校においては、学習指導要領に示す単位数を標準として一定の幅の範囲内で具体的な単位数を配当することができることは、先に述べたとおりであるが、必履修教科・科目については、標準単位数を下らないものとされている（総則第3款の1）。

しかし、総則第3款の1には、ただし書きとして必履修教科・科目について、「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学」及び「コミュニケーション英語」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位のものを除く。）については、その単位数の一部を減じることができる。」とその特例が示されている。

これは、中学校卒業者のほとんどの者が高等学校に進学し、生徒の能力・適性、進路等が多様になっているという実態があること、個々の生徒について個性の伸長を図るため、一方においては大幅な増加単位の措置を認めるとともに、必履修教科・科目の単位数の一部を減じる措置が必要な場合もあり得ること、必履修教科・科目に加え専門教科・科目を履修しなければならない専門学科に

において多様な選択履修を可能とする必要があることなどを考慮したものである。

なお、標準単位数の一部を減じる場合も、当該科目の目標を実現できる範囲で行うことが前提となる。例えば、「国語総合」では、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」及び「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」のすべてを取り扱うことが必要である。また、内容の取扱いに示す「話すこと・聞くこと」及び「書くこと」の授業時数の目安については減じる単位数に応じた時数を配当することなどについての配慮も必要である。同様に、「数学」では「数と式」、「図形と計量」、「二次関数」、「データの分析」及び「課題学習」のすべてを取り扱うことが必要であり、「コミュニケーション英語」では「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4技能をバランスよく指導するとともに、言語材料についても適切に取り扱うことに配慮する必要がある。

10 このような措置をとった場合、標準単位数を下回る単位数について修得を認定すれば、これを卒業に必要な単位数に組み入れることが可能である。

総則第3款の1のただし書きにおいては、従前と同様に、「標準単位数が2単位であるものを除く」としている。2単位の必修修教科・科目は、必修修教科・科目の最低合計単位数を縮減し、各学校が実態に応じた教育課程を柔軟に編成できるようにするために設けられたものである。このため、当該2単位の科目を必修修教科・科目として履修する場合には、その単位数をさらに減じて1単位とすることはできない。

また、「体育」については、標準単位数が7～8単位とされており、各学校の特色に応じて、卒業までに7又は8単位を配当することとされている。このため、7単位未満に単位数を減じて配当することはできない。

20 なお、必修修教科・科目以外で標準単位数を示している科目についても、標準の限度を超えない範囲で単位数の一部を減じて配当することは可能であるが、生徒の実態等を十分考慮して履修に無理のないよう単位数を定める必要がある。

25 (2) 総合的な学習の時間については、すべての生徒に履修させるものとし、その単位数は、第2款の2に標準単位数として示された単位数の下限を下らないものとする。ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。

今回の改訂では、必修修教科・科目と同様、すべての生徒に履修させる必要がある総合的な学習の時間について、第3款の1の(2)において、必修修教科・科目について規定している同款的1の(1)と併せて規定している。

総合的な学習の時間の標準単位数は総則第2款の2の表に3～6単位と示されている。このため、各学校で総合的な学習の時間の単位数を定める場合には、原則として3単位を下回らないことが求められる。他方、総則第3款1の(2)には、「ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる」とある。これは、総合的な学習の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われることにより、総合的な学習の時間の単位数を2単位としても総合的な学習の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な学習の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限り、総合的な学習の時間を履修させる単位数を2単位とすることができるという趣旨である。例えば、学校設定教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われる場合、又は他の各教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われる場合など、2単位にすることが出来るのは限定的であることに十分注意しなければならない。

45 生徒に履修させる総合的な学習の時間の単位数については、各学校で十分に検討した上で編成するとともに、教育課程における総合的な学習の時間の位置付けを明確にすることが必要であり、特に標準単位数を減ずる場合においては、その理由について、外部への説明責任が果たせるよう、教職員の共通理解を図るとともに、減ずることと比較して同じ程度の成果が期待できる学習活動が十

分に行われることについて、各教科・科目の指導計画において探究的な学習などを明示するとともに、総合的な学習の時間の全体計画においても具体的に示すことなどが求められる。

2 専門学科における各教科・科目の履修（第1章第3款の2）

2 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における各教科・科目の履修については、上記1のほか次のとおりとする。

- (1) 専門学科においては、専門教科・科目（第2款の3の表に掲げる各教科・科目、同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、商業に関する学科においては、上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができること。また、商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。
- (2) 専門教科・科目の履修によって、上記1の必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。
- (3) 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な学習の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」（以下この項において「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

専門学科における各教科・科目の履修については、必履修教科・科目のほかに専門教科・科目を一定単位数以上履修するために、選択科目に配当する時間が制約される場合が多い。そこで、専門教科・科目以外の科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置や専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修とする代替措置、職業学科の原則履修科目である課題研究等と総合的な学習の時間の履修との代替措置を設け、専門学科において、より一層弾力的な教育課程の編成ができるよう配慮をしている。

(1) 専門教科・科目の最低必修単位数

専門学科における専門教科・科目の最低必修単位数は、従前と同様に25単位以上とし、生徒の多様な実態に応じた弾力的な教育課程の編成を可能にしている。なお、25単位を下らないこととしているので、専門教育の深化のため、あるいは職業資格の取得要件等を考慮して教育課程を編成する場合は、当然、最低必修単位数の25単位を超えて履修することができるよう配慮する必要がある。

また、今回の改訂で専門教科・科目について、第2款の3の表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目であることを明確にしている。すなわち、学習指導要領に示されている専門教科・科目及びその教科に属する学校設定科目はもとより、専門教育の一環として設けられる学校設定教科及び当該教科に関する科目も含まれることを示している。これは、学校設定教科については、平成11年の改訂においても、専門教育に関する教科及び当該教科に関する科目として設けることができるとされており、この取扱いは今回の改訂においても変更はなく、専門学科において専門教育の一環として開設される学校設定教科・科目については、専門教科・科目の単位となることを明確にしたものである。

(2) 専門教科・科目以外の科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置

専門教科・科目以外の科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置については、従前と同様、専門教科・科目の履修単位数を確保する観点から、商業に関する学科については、外国語に属する科目について5単位を限度として認めている。また、商業以外の専門学科についても、各学科の特色に従い、多様な職業教育の要求にこたえるために、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、5単位を限度として、その専門教科・科目以外の科目を専門教科・科目の履修として認めることとしている。

このことにより、生徒の多様な実態や進路希望等に応じて、専門教科・科目を3年間で20単位履修させ、他は専門科目以外の教科・科目を履修させるという弾力的な教育課程を編成することも可能である。

(3) 専門教科・科目による必履修科目の代替

専門教科・科目を履修することによって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修科目の履修の一部又は全部に替えることができる。これは、各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図ろうとするものであり、必履修教科・科目の単位数の一部を減じ、その分の単位数について専門教科・科目の履修で代替させる場合と、必履修教科・科目の単位数の全部について専門教科・科目の履修で代替させる場合とがある。

実施に当たっては、専門教科・科目と必履修教科・科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分な検討を行うことが必要である。この調整が適切に行われることにより、より効果的で弾力的な教育課程の編成に取り組むことができる。例えば、職業教育を主とする専門学科（以下「職業学科」という。）では、各専門教科の情報に関する科目の履修により「社会と情報」又は「情報の科学」のいずれかと代替することなどが考えられる。そのほか、家庭に関する学科で「公衆衛生」を「保健」に、工業に関する学科で「デザイン技術」等を「工芸」に、「工業数理基礎」を「数学」に、看護に関する学科で「基礎看護」や「人体と看護」等を「保健」に代替することなどが考えられる。

(4) 職業学科における総合的な学習の時間の特例

この規定は、従前は総合的な学習の時間について定めていた総則第4款に規定していたが、今回の改訂で総合的な学習の時間が新たに章立てされたことを踏まえ、専門学科における各教科・科目の履修に関する規定の一つとして総則第3款において規定することとしたものである。

職業学科においては、「課題研究」、「看護臨地実習」、「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）が、各学科の原則履修科目とされている。これら「課題研究等」の科目は、各教科に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習活動を通して、専門的な知識・技術の深化・総合化、問題解決能力の育成や自発的、創造的な学習態度などを育てる上で大きな成果を上げている。また、総合的な学習の時間が目標としているものと軌を一にしているものといえる。したがって、総合的な学習の時間の履修をもって、「課題研究等」の履修の一部又は全部に替えることができるとし、逆に、「課題研究等」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとしている。

ただし、相互の代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、「課題研究等」の履修によって総合的な学習の時間の履修に代替する場合には、「課題研究等」を履修した成果が総合的な学習の時間の目標等からみても満足できる成果を期待できるような場合である。

例えば、職業学科における「課題研究」においては、「調査、研究、実験」、「作品製作」、「産業現場等における実習」、「職業資格の取得」等の内容にかかわる課題を設定し、学習を行うこととされており、その際、個人又はグループで適切な課題を設定させることとされている。総合的な学習の時間の目標から見ても満足できる成果が期待できるような場合とは、例えば、「調査、研究、実験」や「作品製作」においては、将来の進路希望や興味・関心等に基づき、研究や作品の製作を行う、「産業現場等における実習」においては、自己の適性を発見し、将来の職業の選択に役立てる

実習を行う、「職業資格の取得」においては、将来の進路を踏まえた職業資格の取得に取り組むなど、総合的な学習の時間の目標である「よりよく問題を解決する能力を育成する」ことや「自己の在り方生き方を考えることができるようにする」ことに資する学習活動を行う場合が考えられる。

いずれの内容においても、生徒同士の協同的な学習を位置付ける、地域や産業界で活躍する人材との交流を行うなどして、様々なものの考え方や生き方に触れ、それを踏まえてよりよく問題を解決する資質や能力を身に付け、自己の在り方生き方について考えることができるようにすることなどが期待される。

また、本規定においては、一部又は全部に替えることができるとされており、例えば、学校において総合的な学習の時間に課題研究的な学習活動と横断的・総合的な課題についての学習活動の両方を行い、課題研究的な学習活動に相当する部分のみを「課題研究等」の科目と代替するということは可能である。

なお、総合的な学習の時間の履修によって、「課題研究等」の科目の履修に替えた場合には、「課題研究等」の科目の履修そのものは行っていないことから、この場合の総合的な学習の時間の単位数を、専門学科における専門教科・科目の必修単位数（総則第3款の2の(1)）に含めることはできないことに留意する必要がある。

このように第3款の2の(3)は、「総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合」においてのみ適用できる規定であり、総合的な学習の時間の目標を満たすものでなければ代替することはできない。具体的には、検定試験や資格取得を主目的とした学習活動などを行う中で、生徒が主体的に課題設定や学習計画の立案、成果のまとめや発表を行うことなく、単なるスキルの習得等を目指した学習活動については、総合的な学習の時間としてふさわしくないものといえる。

3 総合学科における各教科・科目の履修等（第1章第3款の3）

3 総合学科における各教科・科目の履修等

総合学科における各教科・科目の履修等については、上記1のほか次のとおりとする。

(1) 総合学科においては、第2款の5の(2)に掲げる「産業社会と人間」をすべての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし、標準単位数は2～4単位とすること。

(2) 総合学科においては、学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）とすることを原則とするとともに、「産業社会と人間」及び専門教育に関する各教科・科目を合わせて25単位以上設け、生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにすること。その際、生徒が選択履修するに当たっての指針となるよう、体系性や専門性等において相互に関連する各教科・科目によって構成される科目群を複数設けるとともに、必要に応じ、それら以外の各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修できるようにすること。

総合学科は、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科として、高等学校教育の一層の個性化・多様化を推進するため、普通科・専門学科に並ぶ新たな学科として、平成5年3月に設けられたものである。総合学科の創設に関しては、平成3年4月の第14期中央教育審議会答申において、「普通科と職業学科に大別されている学科区分を見直し、普通科と職業学科とを総合するような新たな学科の設置」が提言され、その具体化を検討してきた高等学校教育の改革の推進に関する会議の平成5年2月の第四次報告に基づき制度化されたものである。

総合学科における教育の特色としては、次のような点が挙げられる。

将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視すること。

このため、在学中に自己の進路への自覚を深めさせる動機となるような科目を開設するとともに、生徒の科目選択に対する助言や就職希望者・進学希望者の双方を視野に入れた進路指導などのガイダンスの機能を充実すること。

生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習

を可能にすること。

このため、教育課程編成に当たっては幅広く選択科目を開設し、生徒の個性を生かした主体的な選択や実践的・体験的な学習を重視し、多様な能力・適性等に対応した柔軟な教育を行うことができるようにすること。

- 5 このような特色を生かすため、平成5年3月の初等中等教育局長名の通知により、学年による教育課程の区分を設けない単位制による課程とすることや学校間連携の制度などの積極的な活用を図ること、教育課程における科目編成は、高等学校の必履修教科・科目、学科の原則履修科目、総合選択科目、自由選択科目により構成することなどが示された。このうち、学科の原則履修科目は、自己の進路への自覚を深めさせるとともに、将来の職業生活の基礎となる知識・技術等を修得させるため、「産業社会と人間」、情報に関する基礎的科目及び「課題研究」の3科目とすること、また、
- 10 教育課程編成に当たっては、これらの原則履修科目と専門教科・科目を合わせて30単位以上開設することなどとされた。

これらの取扱いを踏まえ平成11年の改訂において、このような総合学科の教育課程編成の基準が、学習指導要領上に明確に位置付けられ、今回の改訂において引き続き同様に規定されたものである。

15

(1) 「産業社会と人間」の取扱い

- 平成11年の改訂において、すべての学科の必履修教科として情報科が新設されるとともに、総合的な学習の時間がすべての学校で必修とされ、総合学科においては、この時間に「生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動」を行うこととされた。これに伴い、総合学科においては、「産業社会と人間」をすべての生徒に原則として
- 20 入学年次に履修させることとし、標準単位数は2～4単位とすることを規定したものである。今回の改訂でも引き続き情報科が必履修教科とされ、総合的な学習の時間において、総合学科では、原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を含むことと定めていることから、同様の扱いとしている。

- 25 なお、「産業社会と人間」については、今回の改訂においても、学校設定教科に関する科目として設けることができることを特に示し、その指導内容、指導方法についての配慮事項を併せて規定している（総則第2款の5の(2)）。

(2) 総合学科における教育課程の編成

- 30 総合学科については、生徒の多様な選択を可能とするため、従前から単位制による課程とすることを原則とすることとされており、平成11年の改訂において学習指導要領上そのことを明確にするとともに、生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにするために、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を25単位以上開設するように定められたものであり、今回の改訂でも同様の扱いとしている。

- 35 その際、生徒の主体的な選択を重視する観点から、生徒にある程度のまとまりのある学習を可能とし、自己の進路の方向に沿った科目の選択ができるようにするため、体系性や専門性等において相互に関連する教科・科目で構成される科目群（総合選択科目群）を複数開設するとともに、必要に応じ、総合選択科目群の性格とは異なる科目（自由選択科目）を設けて、生徒が自由に選択履修できるようにすることとしている。

- 40 以上のように、総合学科では、その設置の趣旨を踏まえ、これらの基準に基づき、生徒の多様な選択と適切な進路選択が可能となるような教育課程の編成・実施に努める必要がある。

第4節 各教科・科目，総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

1 全日制の課程における年間授業週数（第1章第4款の1）

- 5 1 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は，年間35週行うことを標準とし，必要がある場合には，各教科・科目の授業を特定の学期又は期間（夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

10 学校においては，教育課程の編成に当たって，各教科・科目，総合的な学習の時間並びにホームルーム活動，生徒会活動及び学校行事それぞれについて年間の授業の計画を立てる必要があるが，このうち全日制の課程においては，各教科・科目及びホームルーム活動の授業は，年間35週行うことを標準とするように計画されなければならないことを示している。

「年間35週行うことを標準と」するとは，35週を上回ったり，あるいはこれを下回ったりしてもよいということであるが，それには教育的な配慮に基づく適切な幅の範囲という一定の限界があることを示している。

各学校においては，これを踏まえ，それぞれの学校や生徒の実態に応じて，各教科・科目及びホームルーム活動の年間授業週数を定めることができる。

また，「各教科・科目の授業を特定の学期又は期間（夏季，冬季，学年末等の休業日に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる」ことを示し，各教科・科目の授業については，各学校の創意工夫で一層弾力的に運用できるようにしている。例えば，実習科目や社会人を非常勤講師として招いて実施する授業などでの活用が考えられるほか，2学期制をとっている学校において，2単位の科目を週に4単位時間の授業を行うことにより前期で終え，後期には別の2単位の科目を開設するというようなことも考えられる。このような場合には，単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができることとされている（総則第6款の1の(3)）ので，それを併せて活用することもできる。

今回の改訂で「特定の期間」には「夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む」との規定を追加し，各教科・科目の特質に応じ，特定の期間に集中して行った方が効果的な場合には，これらの期間に授業日を設定することも含まれることを明らかにしている。

なお，総合的な学習の時間の授業時数の配当については，年間35週行うことは標準とはされていないため，学校や生徒の実態に応じて，適切に配当することが求められるが，卒業までの各年次のすべてにおいて実施する方法のほか，特定の年次において実施する方法も可能である。また，年間35週行う方法のほか，特定の学期又は期間に行う方法を組み合わせて活用することも可能である。なお，通信制の課程における総合的な学習の時間の扱いは，総則第7款の2に規定している。

2 全日制の課程における週当たり授業時数（第1章第4款の2）

- 2 全日制の課程における週当たりの授業時数は，30単位時間を標準とする。ただし，必要がある場合には，これを増加することができる。

40 全日制の課程における週当たりの授業時数については，従前と同様，30単位時間を標準とすることとしている。「標準」ということは，各学校においてそれを踏まえつつ，教育的な配慮に基づき，学校や生徒の実態等に応じた授業時数を定めることができるよう弾力的な定め方をしているものである。

さらに，今回の改訂では，各学校や生徒の実態等に応じて，各教科・科目において基礎的・基本的な知識・技能の定着や知識・技能を活用する学習活動を行う上で必要な授業時数を確保する必要がある場合などは，30単位時間を超えて授業を行うことが可能であることを明確にしている。

なお，学年による教育課程の区分を設けない単位制による課程について30単位時間を超えること

ができることは、従前と同様である。

3 定時制の課程における週当たり授業時数等（第1章第4款の3）

- 5 3 定時制の課程における授業日数の季節的配分又は週若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定めるものとする。

定時制の課程にあつては、授業の週数・日数や時数の取扱いについて、生徒の勤労や生活の状況などに即応し、負担過重になることを避け、実際的な効果を上げるような適切な配慮が必要である。

- 10 このため、定時制の課程における授業の週数・日数や時数の取扱いを弾力的に運用できるよう、定時制の課程における授業日数の季節的配分や週当たり又は1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に配当するものとするとしている。

なお、各学校においては、授業時数等を定める際、定時制・通信制の課程における修業年限を3年とすることもできることなどについて、十分配慮することが必要である。

15

4 ホームルーム活動の授業時数（第1章第4款の4）

- 4 ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。

20

(1) 特別活動の履修

特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事から構成されている。

特別活動の履修については、その性格上、各教科・科目の場合と異なり、単位による計算は行わない。しかし、特にホームルーム活動については、総則第4款の4において履修すべき単位時間数を定めている。

25

なお、特別活動については、その成果が目標からみて満足できると認められることが卒業の要件となっているが、単位の修得の認定は行われない（総則第6款の2）。また、通信制の課程における特別活動の指導すべき時間数については、総則第7款の5に定められている。

(2) ホームルーム活動の授業時数

ホームルーム活動は、ホームルームや学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であるとともに、高等学校における道德教育のねらいである人間としての在り方生き方に関する教育において中核的な役割を果たすことから、その授業は、各教科・科目とは異なり、特定の学期又は期間に集中して行うことはできない（総則第4款の1）。学校においては、教育課程を編成する際、その全体計画を定めるとともに、学期、月間、週間などの計画を立てるが、特に毎週継続的に繰り返される各教科・科目については、いわゆる週間授業時間割として定められ、生徒にも提示される。ホームルーム活動の授業時数は、各教科・科目と同じようにこの授業時間割の中に配当し、すべての生徒に対し、各年次毎週履修させなければならない。

35

授業の1単位時間については、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、適切に定めることとしている（総則第4款の7）。したがって、毎回のホームルーム活動の授業の1単位時間についても各教科・科目と同様に、弾力的な運用ができることとしているが、年間の合計としては、35単位時間以上の授業時数を確保しなければならない。

40

その際、ここでは、総則第2款の1で規定しているように、1単位時間を50分として計算し、年間35単位時間以上確保すべきことを示している。また、ホームルーム活動の重要性にかんがみ、「標準」とはせず、ここに示す時間以上の授業時数を確保すべきことを定めている。

45

なお、毎日の授業の前後に「朝の会」や「帰りの会」あるいは「ショートホームルーム」等の名称をもって、ホームルームごとに時間が設定される場合が少なくなく、また、その教育的効果も高

いと考えられるが、これらの時間における活動は、ホームルーム活動と密接な関連をもちながらも、ホームルーム活動そのもののねらいの達成を目指すものではないので、学習指導要領で定めるホームルーム活動の時間とは区別されるものである。

5 5 生徒会活動及び学校行事の授業時数（第1章第4款の5）

5 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

- 10 生徒会活動及び学校行事の実施については、その性格上、学年当初から授業時数をあらかじめ定めておくことにはなじまない場合もある。それゆえ各学校においては、時期を考慮し、地域や学校の実態及び課程や学科の特色を生かした実施が望ましいと考えられる。このため、ホームルーム活動のように、一定の授業時数を示さず、学校の実態に即して、それぞれ適切な授業時数を充てるものとしている。「適切な授業時数を充てる」とは、それぞれの活動内容に応じて、計画的に教育活動ができる一定の授業時間を確保すべきであるという趣旨である。

15 なお、これらの生徒会活動及び学校行事については、教育課程を編成する場合の重要な要素として、学校の実態等に即し、年間、学期又は月ごとなどの教育課程の中に位置付けるものであり、指導計画等の作成に当たっては、生徒会活動及び学校行事に充てる授業時数をあらかじめ明らかにしておくことが大切である。

20

6 定時制の課程におけるホームルーム活動の授業時数の取扱いに関する特例（第1章第4款の6）

25

6 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとしてすることができる。

- 30 定時制の課程について、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動について授業時数の一部を減じることができる旨の規定は従前と同様であるが、今回の改訂により、定時制の課程において、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができる旨を追加して規定している。

ここでいう「特別の事情がある場合」とは、一般的にいえば、生徒の勤務の実態、交通事情などの特別の事情がある場合などである。

- 35 定時制の課程においては、総則第4款の4においてホームルーム活動の授業時数を原則として年間35単位時間以上としている趣旨を踏まえて、地域や生徒の実態等を考慮しながら、適切なホームルーム活動の授業時数を定める必要がある。

- 40 今回の改訂により、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができる旨の規定を追加している。これは、今回の改訂により、第5章特別活動で取り組むべき内容について具体的に明示しており、定時制においてこれらの活動のすべてを行うことが難しい特別の事情がある場合には、その一部を行わないものとしてできることとしたものである。

なお、通信制の課程における特別活動については総則第7款の5において規定されており、それによれば、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとなっている。また、通信制の課程においても、今回の改訂により、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができることが明示されている。

45

7 授業の1単位時間の運用（第1章第4款の7）

7 各教科・科目，総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの授業の1単位時間は，各学校において，各教科・科目等の授業時数を確保しつつ，生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお，10分程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において，当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは，その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。

この規定は，授業の1単位時間の運用について定めたものである。

10 授業の1単位時間すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては，生徒の学習に対する集中力や持続力，指導内容のまとまり，学習活動の内容等を考慮して，どの程度の時間が最も指導の効果をあげ得るかという観点から決定する必要がある。

各教科・科目等の授業の1単位時間は，各教科・科目等の授業時数を確保しつつ，生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して，各学校において定めることとしている。これは，科目の内容に応じて，例えば，実験・実習等を伴う授業を75分で行ったり，毎日継続して学習することが効果的な授業を30分で行ったりすることや，生徒の実態に応じて，例えば100分授業や25分授業といった時間割編成を可能としているものである。

一方，総則第2款の1においては，1単位時間を50分とし，35単位時間の授業を1単位として計算することを標準としており，ここでいう「各教科・科目等の授業時数を確保しつつ」とは，あくまでも1単位時間を50分とし，35単位時間の授業を1単位として計算した標準授業時数を確保するという意味であることに留意する必要がある。各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位はその単位数に見合う時数の授業を行うことを条件として認定されるものであり，これを確保することは前提条件として考慮されなければならないということである。また，総則第4款の4で規定しているようにホームルーム活動については，1単位時間を50分として計算して，年間35単位時間以上の授業時数を確保することが前提条件となる。

25 さらに，授業の1単位時間の運用については，学校の管理運営上支障をきたさないよう教育課程全体にわたって検討を加える必要がある。

今回の改訂においては，特に，「10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において，当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは，その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。」との規定を設けた。これは，教科担任制である高等学校では，例えば，10分間程度の短い時間を単位として，計算や漢字，英単語等の反復学習等を行う場合において，特に，当該教科の担任以外のホームルーム担任の教師などが当該10分間程度の短い時間を単位とした学習に立ち会うことも考えられる。このような場合，一定の要件のもと，授業時数に算入できることを明確化したものである。この規定を活用し，特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行う場合については，当該各教科・科目や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要であり，例えば，特別活動（ホームルーム活動）の授業を毎日10分間程度の短い時間を活用して行うことは，通常考えられない。また，10分間程度の短い時間を活用して生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は，授業時数外の教育活動となることは言うまでもない。

8 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替（第1章第4款の8）

8 総合的な学習の時間における学習活動により，特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては，総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

総合的な学習の時間は，前回改訂において創設され，平成12年度の移行期間中から多くの高等学

校で実施された後、平成15年度の年次進行による実施から現在に至るまで、すべての高等学校で様々な取組が行われている。

前述のとおり、今回の改訂においては、基礎的・基本的な知識・技能、これらの知識・技能を活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等及び学習意欲の3つの重要な要素を調和的に定着・育成することを重視し、知識・技能の活用を図る学習活動や言語活動の充実を図ることとしているが、各教科等を横断する課題についての問題解決や探究活動を行う総合的な学習の時間は、知識・技能の習得を図る学習活動、これらの活用を図る学習活動及び探究活動という一連の学習活動の流れの中で重要な役割を担っている。

このような総合的な学習の時間の重要性を踏まえ、今回の改訂においては、従前総則に位置付けられていた総合的な学習の時間に関する規定を、第4章として独立した章として位置付けた。さらに、各教科・科目等との関係については、「各教科・科目及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。」と記述し、各教科・科目等と連携しながら、問題の解決や探究活動を行うという総合的な学習の時間の特性を十分に踏まえた活動を展開する必要性を示した。同様に、言語活動の充実との関係では、「問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。」との規定を置いた。これらを前提としつつ、総合的な学習の時間においては、自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることの必要性を明らかにしつつ、その際は、体験活動を問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けることを求めている。

このように、総合的な学習の時間において、問題の解決や探究活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえ、例えば、自然体験活動やボランティア活動を行う場合において、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。すなわち、

- ・ 総合的な学習の時間に行われる自然体験活動は、環境や自然を課題とした問題の解決や探究活動として行われると同時に、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができる」旅行・集団宿泊的行事と、
- ・ 総合的な学習の時間に行われる就業体験活動やボランティア活動は、社会とのかかわりを考える学習活動として行われると同時に、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるうよにとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕的行事と、

それぞれ同様の成果も期待できると考えられる。このような場合、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることも考えられる。このため、今回の改訂においては、総則第4款の8として総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替を認める記述を追加したものである。

なお、本項の記述は、総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨をも踏まえ、体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではない。また、総合的な学習の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものでもなく、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成といった特別活動の趣旨を踏まえる必要があることは言うまでもない。このほか、例えば、補充学習のような専ら特定の教科・科目の知識・技能の習得を図る学習活動や運動会のような特別活動の健康安全・体育的行事の準備などを総合的な学習の時間に行うことは、総合的な学習の時間の趣旨になじまないことは学習指導要領第4章総合的な学習の時間に示すとおりである。

9 年間授業日数

年間授業日数については、国の基準では直接定めていないが、通常は休業日を除いた日が授業日として考えられている。休業日については、学校教育法施行令及び学校教育法施行規則で定められている。

学校教育法施行令

第29条 公立の学校（大学を除く。）の学期及び夏季，冬季，学年末，農繁期等における休業日は，市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が，公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

学校教育法施行規則

第61条 公立小学校における休業日は，次のとおりとする。ただし，第3号に掲げる日を除き，特別の必要がある場合は，この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日

第62条 私立小学校における学期及び休業日は，当該学校の学則で定める。

（注）これらの規定は，同施行規則第104条により高等学校に準用されている。

完全学校週5日制は平成14年4月1日から実施されており，文部事務次官通知（平成11年3月29日付け，文初高第457号）においては，「国立学校及び私立学校においては，公立学校の休業日の改正を踏まえ，学則において休業日を定めること。」とされている。

各教育委員会及び各学校においては，これらの規定等を踏まえて休業日を定める必要がある。

なお，通信制の課程については，学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定は適用されない（同施行規則第101条第2項）。また，公立高等学校の単位制による課程のうち定時制の課程又は通信制の課程の休業日は，当該高等学校を設置する教育委員会が定めることとされており（単位制高等学校教育規程第8条），土曜日，日曜日に授業を行うことが可能となっている。

第5節 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

総則第5款は、教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項について規定しており、「1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成」、「2 各教科・科目等の内容等の取扱い」、「3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項」、「4 職業教育に関して配慮すべき事項」及び「5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項」の5項目で構成している。

1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成（第1章第5款の1）

10 1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

(1) 生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修

総則第1款の1において「個性を生かす教育の充実に努めなければならない」と規定しているように、個性を生かす教育の充実は、高等学校教育において重要な考え方の一つとなっている。

今回の改訂においては、必修教科・科目の最低合計単位数は従前と同様とするとともに、理科における必修教科・科目の構成の弾力化を図ったり、共通性を確保する必要がある国語、数学、外国語及び保健体育以外の各教科においてはいわゆる選択必修の考え方を基本に設定していること（総則第3款の1）、学校設定教科・科目の設定が可能であること（総則第2款の4及び5）などにより、学校や生徒の選択の幅を確保している。

これらの仕組みは、既に述べたように、選択科目や学校設定教科・科目の履修を通して、生徒の興味・関心、進路等に応じ、それぞれの分野について、より深く高度に学んだり、より幅広く学んだりすることを可能にし、それぞれの能力を十分伸ばすことができるようにするためのものである。

さらに、今回の改訂では、学校や生徒の実態等に応じ、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る必要がある場合には、そのための学校設定科目等を設けるなどの工夫を促しており（総則第5款の3の(3)）、こうした面においても個性を生かす教育の工夫が必要であることを明確にしている。

これらを踏まえ、高等学校における選択の幅の拡大や柔軟な教育課程編成が目的意識を欠き安易な科目選択や計画性のない学習に陥ることのないよう、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるよう配慮すべきことを求めている。

35 この観点から、生徒の卒業までの学習計画に系統性、計画性、継続性をもたせるために、類型を設け、ある規模の集団の生徒が共通に履修する各教科・科目をあらかじめ配列することも考えられるが、類型における各教科・科目の配列に当たっても、生徒の特性、進路等に応じた履修がなされるよう十分な配慮が必要である。

40 (2) 多様な各教科・科目の開設と生徒の選択履修

他方、生徒の特性、進路等の多様化に対応し、それらに応じた適切な教育を行うためには、いわゆる学校選択という形だけで教育課程を編成するのではなく、学校が多様な各教科・科目を用意し、その中から生徒が自由に選択し履修することのできる、いわゆる生徒選択を教育課程の中に取り入れる必要がある。

45 このことは、教育課程の類型を設ける場合にも重要であり、類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりすることが大切である。類型自体をあまり固定的なものとせず、生徒が自

由に選択履修できる幅を設ける配慮を行うことが必要とされている。

- このように、生徒の選択の幅を拡大する際に留意しなければならないことは、適切なガイダンスを併せて行うということである。総則第5款の5の(2)において、従前に引き続き、教育課程実施上の配慮事項として、「生徒が適切な各教科・科目や類型を選択……できるよう、ガイダンスの機能の充実を図ること」を示している。また、特別活動の〔ホームルーム活動〕の内容として「教科・科目の適切な選択」を示すとともに、指導計画の作成に当たって、「教科・科目や進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう〔ホームルーム活動〕等の指導を工夫すること」を示している。

10 (3) 教育課程の類型

類型方式による教育課程の編成は、一般的には低学年で共通の教科・科目を履修させ、2年次以降に数種類の科目の望ましい配列をいくつか設け、それらのいずれかを生徒に選択させるものである。一つの類型を構成する科目は、その類型の目的・目標に即した共通の性格をもっているものである。

- 15 数種類の類型を設け、それに応じて生徒に各教科・科目を履修させる方式は、生徒に全学年を通して一定の計画の下に系統的・組織的に各教科・科目を履修させることができるが、その一方で類型は生徒の自由な選択を制限する一面をもっている。

教育課程の類型をどのように設定するかは、生徒の特性、進路等に応じた適切な教育課程の編成となるよう各学校において工夫して決めることとなる。

- 20 類型を設定する際、配慮すべき点は次のとおりである。

第一は、類型を設ける場合にも、生徒の能力・適性、興味・関心等による自由な選択を生かすように配慮することである。

第二に、類型を設けるに当たっては、それぞれの類型において生徒の特性、進路等に応じた適切な履修が確保されるよう、各教科・科目が有機的、系統的に構成されることが必要である。

- 25 第三に、選択科目の設定に当たっては、選択科目そのものの組合せや必履修教科・科目と選択科目とのかかわりについて、学習の体系性や発展性が確保されるように配慮することが必要である。

第四に、適切なガイダンスを行うことである。学校は、設置している類型について、そのねらい、各教科・科目の構成とその特徴、進路とのかかわり等を明示し、生徒が各類型を選択し、学習する意義をよく理解できるようにしなければならない。また、日ごろから学校は生徒が自己の将来の生き方や進路について考え、選択できるよう、ホームルーム活動等における指導を充実するとともに、積極的に相談活動を行う必要がある。

- 30 第五に、類型を固定化せず、類型を選択した後に、生徒が自らの特性、実態に応じて別の類型に移行することを希望した場合にも対応できるように配慮しておく必要がある。

35 2 各教科・科目等の内容等の取扱い（第1章第5款の2）

総則第5款の2では、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の内容等の取扱いに関する原則的な事項を定めている。

(1) 学習指導要領に示していない事項の指導に当たっての配慮事項（第1章第5款の2の(1)）

40

2 各教科・科目等の内容等の取扱い

- 45 (1) 学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す教科、科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないようにするものとする。

これは、各教科・科目及び特別活動の指導に当たっては、学校において必要であると認められる場合には、学習指導要領に示していない内容でも、これを加えて教育課程を編成、実施することができることを示しているものである。このように、学習指導要領に示しているすべての生徒に対し
5 て指導するものとする内容を確実に指導した上で、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である（学習指導要領の「基準性」）。

このように、学習指導要領の基準性が明確に示されている趣旨を踏まえ、学習指導要領に示している、すべての生徒に対して指導するものとする内容の確実な定着を図り、さらに知識・技能を深
10 めたり高めたりするとともに、思考力・判断力・表現力等を豊かにし、学習意欲を一層高めたりすることが期待される。

今回の改訂においては、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができることを明確にする観点から、例えば、前回の改訂において規定されていた学習指導要領第2章第4節数学の第2款の第1「数学」の3(1)の「内容の(1)のアの(ア)で扱う無理数の計算については、二重
15 根号をはずす計算は扱わないものとする。」という規定を削除した。学校においては、「数を実数まで拡張する意義を理解し、簡単な無理数の四則計算をすること。」についての指導を十全に行った上で、個性を生かす教育を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じ、特に必要があると判断する場合には、上記の例にあっては、二重根号をはずす計算についての指導を行うこともできる。

20 ただし、これらの場合にあっては、まずは学習指導要領に示されている内容の確実な定着が求められることは前述したとおりである。また、学習指導要領に示した各教科・科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱しないことが必要である。すなわち、学習指導要領に示している内容を生徒が理解するために関連のある事柄などについての指導を行うことであって、まったく関連のない事柄を脈絡なく教えることは避けなければならない。さらに、これらの指導によって、生徒の負担が
25 過重となったりすることのないよう、十分に留意しなければならない。

(2) 各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序（第1章第5款の2の(2)）

30 (2) 第2章以下に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

学習指導要領の第2章以下に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項は、それぞれの内容を体系的に示す観点から整理して示しているものであり、その順序は、特に示す場合を除き、
35 指導の順序を示すものではない。

したがって、各学校においては、各指導事項の関連を十分に検討し、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮するとともに、教科書との関連も考慮して、指導の順序に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し指導計画を作成することが必要である。

40 (3) 各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間の学習活動の学期ごとの分割指導についての配慮事項（第1章第5款の2の(3)）

45 (3) 学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。

各教科・科目及び総合的な学習の時間の授業は特定の学期に行うことも可能であり、また、総則第6款の1の(3)に規定しているように、単位の修得の認定は学期の区分ごとに行うことが可能である。これにより、例えば、2学期制をとるような場合、1学期にある科目を履修して単位の修得

を認定し、2学期には別の科目を履修するということが可能となっている。さらに、ここで規定している科目の分割指導を活用し、科目を1学期と2学期に単位ごとに分割して指導するような方法を組み合わせることなどにより、年間を通じた履修にこだわらず、多様な各教科・科目を生徒の選択履修の便や教育効果の向上に配慮しながら弾力的に開設することが可能となる。

- 5 既に述べたように、各教科・科目の内容に掲げる事項の順序については、学校においてその取扱いに工夫を加えることとされている（総則第5款の2の(2)）ので、工夫の仕方により、科目の分割指導の利点を一層生かすこともできる。

なお、科目の分割指導を行う場合、単位の修得についても分割して認定する場合には、1科目のある部分のみ単位の修得が認定され、他の部分については認定されないということがあり得る。

- 10 また、総則第6款の3の(3)に規定しているように、1科目又は総合的な学習の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定することが原則とされていることに留意する必要がある。

- (4) 学習指導要領で示されている内容を適切に選択して指導する場合の配慮事項（第1章第5款の2の(4)）

(4) 学校においては、特に必要がある場合には、第2章及び第3章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。

- 20 学習指導要領第2章の各教科・科目の内容に掲げる事項については、学校において、特に必要がある場合、その教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で内容の一部を省略し、適切に選択して指導することができる。その際、指導に当たっては、基礎的・基本的事項を含む内容の適切な選択について十分に留意する必要がある。

- 25 内容の一部省略を認める場合の「特に必要がある場合」とは、総則第3款の1の必履修教科・科目の単位数の一部を減ずる措置を認める場合に限らないが、その認定については十分に慎重を期さなければならない。また、その場合にあっては無制限の内容省略を認めるものではなく、教科及び科目の目標の趣旨を損なわないよう十分配慮する必要がある。

- 30 3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項（第1章第5款の3）

3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

- 35 教育課程は、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動についてそれらの目標を達成するために、教育の内容を学年ごとに、または学年の区分によらずに授業時数や単位数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、それを具体化した計画が指導計画であると考えることができる。学校における実際の作成の過程においては両者を区別しにくい面もあるが、指導方法、使用教材など具体的な実施に重点を置いたものが指導計画であるということができる。

すなわち、指導計画は、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。

- 45 一般的には、指導計画には、年間計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、教材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。

各学校においては、学習指導要領の総則及び第2章以下の各章に示された指導計画の作成に関する配慮事項などに十分配慮し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の特性等を考慮して、

創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成しなければならない。

指導計画の作成に当たっては、総則第5款の3で特に配慮する必要がある事項を4項目にわたり示している。

5 (1) 各教科・科目等相互間の関連及び発展的、系統的な指導（第1章第5款の3の(1)）

(1) 各教科・科目等について相互の関連を図り、発展的、系統的な指導ができるようにすること。

10 指導計画は、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの目標が達成されるように作成されるものであるが、これらのすべての教育活動の成果が統合されて、初めて、学校教育の目標が達成されるものである。したがって、個々の指導計画は、各教科・科目等それぞれにおける固有の目標の実現を目指すと同時に、他の各教科・科目等との関連を十分図るように作成される必要がある。

15 そのためには、各教科・科目等の相互の関連を図り、各教科・科目等の間の不要な重複を避け、指導の要点を明確にすることが必要である。同一教科内における各科目相互の関連については、学習指導要領第2章及び第3章の各教科の中の各科目の「内容の取扱い」と「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等において具体的に示されているので留意する必要がある。総合的な学習の時間についても、学習指導要領第4章に示された目標などについて、各教科・科目及び特別活動の目標や内容との関連を検討し、各学校の実態に応じた指導計画を作成する必要がある。

各教科・科目等相互の関連を図るとともに、各教科・科目等において、発展的、系統的な指導を行うことは、生徒の発達段階に応じ、その目標やねらいを効果的に実現するために必要である。

20 高等学校にあっては、多様な選択履修の機会を設けることが期待されるが、これは、生徒の特性、進路等が多様化している状況を踏まえ、地域や学校の特色を生かした学校づくり、生徒の個性を生かす教育課程の編成・実施ができるようにするものであって、教育内容の発展性や系統性を軽視していることを意味するものではない。

各教科・科目の履修の際に安易な選択が行われることになると、学習内容に偏りやむらが生じ、発展的、系統的な学習が行われ難くなる。したがって、生徒の人間として調和のとれた育成を目指す教育課程の編成・実施という面から、生徒が主体的、自律的に選択科目を選択できるような態度の育成に努めることが大切である。

30 総合的な学習の時間の指導計画作成に際しても、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題、探究的な課題、生徒の興味・関心、進路等に基づく課題などについて、生徒の特性等に配慮した学習活動が進められるように創意工夫を図る必要がある。

35 学校において指導計画を作成するに当たっては、各教科・科目等の目標や指導内容についての発展性、系統性を研究し、指導の時期、順序、方法等について検討を行った上で、これらを総合した系統化、組織化の観点からの指導が行われるように配慮しなければならない。

40 なお、指導計画の実施の過程においては、重点を置き換えなければならなかったり、指導の内容、方法や順序を改めたりするなど変更しなければならない場合もありうる。このような場合には、それまでの指導過程の実態を踏まえ、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の目標に照らして当初の指導計画を再検討し、修正を加えていかなければならない。このようなことも考慮して指導計画を作成し、生徒の実態に即応しながら効果的な指導が進められるようにすることが大切である。

(2) 指導内容のまとめ方及び重点の置き方（第1章第5款の3の(2)）

45 (2) 各教科・科目の指導内容については、各事項のまとめ方及び重点の置き方に適切な工夫を加えて、効果的な指導ができるようにすること。

総則第5款の2の(2)に示しているように、「各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加える」とこととされている。同じく(1)及び(4)に示しているように、「学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる」とともに、「特に必要
5 がある場合には、第2章及び第3章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる」とこととされている。

各学校において指導計画を作成するに当たっては、各教科・科目の目標と指導内容との関連を十分研究し、指導内容のまとめ方や指導の順序、重点の置き方などに創意工夫を生かしていくことが
10 必要である。また、各教科・科目の目標を達成するための内容の重要度や生徒の実態に応じて、その取扱いの軽重を考え、生徒一人一人のそれぞれの能力を十分伸長したり、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせたりするような指導計画を作成することが必要である。また、教材・教具の工夫や生徒の理解度の把握などを通して、教えることと考えさせることの両者を関連付けることも重要である。

15 学校においては、生徒が知的好奇心や探究心をもって自ら学び考える学習活動や、一人一人の個性が生かされる学習活動が実現するよう、創意工夫を生かした効果的な指導計画を作成する必要がある。

(3) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫（第1章第5款の3の(3)）

20 (3) 学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。

25 イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

30 今回の改訂では、学校や生徒の実態等に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことを指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として新たに示し、高等学校段階の学習に円滑に移行できるようにすることを重視している。

義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る指導を行うことが求められるのは、「学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合」であり、全ての生徒に対して必ず実施しなければならないものではないが、前述の必要がある場合には、こうした指導を行うことで、高等学校段階の学習に円滑に接続できるようにすることが求められている。

これは、高等学校を卒業するまでにすべての生徒が必履修教科・科目の内容を学習する必要があるが、その内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが前提として必要となるものであることから、それが不十分であることにより必履修教科・科目の内容が理解できないということのないよう、必履修教科・科目を履修する際又は履修する前などにそうした学習内容の確実な定着を図れるようにする配慮を求めたものである。

こうした指導を行うために指導計画を作成する上で考えられる具体的な工夫をアからウに例示している。

45 アでは、高等学校における各教科・科目の指導にあたり、義務教育段階の学習内容の定着を図るための学習機会を適宜設けるという方策である。

イでは、必履修教科・科目について単位数を増加させることで十分な指導時間を確保し、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容の確実な習得を図ることがで

きよう丁寧な指導を行うという対応策を示している。

5 ウでは、必修教科・科目を履修させる前に、義務教育段階の学習内容の定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させるという方策を示している。学校設定科目等となっているのは、学校設定科目以外にも、学校設定教科や外国語科の「コミュニケーション英語基礎」などを活用することが考えられるためである。

10 なお、学校設定科目の目標や内容については「その科目の属する教科の目標に基づき」定めるとされており（総則第2款の4）、学校設定教科及び当該教科に関する科目の目標や内容については「高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮」しなければならないとされているが（総則第2款の5）、高等学校教育の目標は義務教育の成果を発展・拡充させることであることから、生徒の実態に応じ義務教育段階の学習内容について確実な定着を図り、その成果を発展・拡充させるために、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定教科・科目を高等学校の教科・科目として開設し、その単位数を卒業までに修得すべき単位数に加えることは、このような高等学校教育の目標や総則第2款の4及び5の規定に適合するものである。

15 (4) 道德教育の全体計画の作成（第1章第5款の3の(4)）

(4) 全教師が協力して道德教育を展開するため、第1款の2に示す道德教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育について、その全体計画を作成すること。

20 (1) 道德教育の全体計画の作成

道德教育の全体計画は、学校における道德教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道德教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

25 学校における道德教育は、全教育活動が有機的に関連し合って進められなければならないが、その中軸となるのは、学校の設定する道德教育の基本方針である。全体計画は、その基本方針を具体化する上で、学校として特に工夫し、留意すべきことは何か、各教育活動がどのような役割を分担するのか、家庭や地域社会との連携をどう図っていくのかなどについて総合的に示すものでなければならない。

このような全体計画は、特に次の諸点において重要な意義をもつ。

30 ア 豊かな人格形成の場として、各学校の特色や実態及び課題に即した道德教育が展開できる

各学校の特色や実態及び課題に即した道德教育の全体計画を作成し活用することを通し、学校の様々な教育の営みが豊かな人格形成につながり充実した道德教育を展開することができる。

イ 学校における道德教育の重点目標を明確にして取り組むことができる

35 全体計画では、学校における道德教育の基本方針や重点目標が明示されるとともに、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動、さらには、日常生活の指導等を通して行われる道德教育が果たすべき役割や方向性が明らかにされる。

ウ 全教師による一貫性のある道德教育が組織的に展開できる

40 全体計画を全教師の協力によって作成することやその活用を図ることを通して、学校における道德教育の方針やそれぞれの分掌による役割や機能等についての理解が深まり、学校としての一貫した道德教育の組織的な展開が可能になる。

エ 家庭や地域社会との連携を深め、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を可能にする

全体計画を公表し、家庭や地域社会の理解を得ることにより、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力が得られるばかりでなく、学校、家庭、地域社会を通じて一貫した道德教育が可能となることから極めて重要である。

45 (2) 全体計画の内容

全体計画は、各学校において、校長の方針の下に、全教師の参加と協力を得ながら創意と英知を結集して独自に作成されるものであるが、これまでに述べられた意義を踏まえると、次のような事

項を含めて作成することが望まれる。

ア 基本的把握事項

(ア) 教育関係法規の規定，時代や社会の要請や課題，教育行政の重点施策

(イ) 学校や地域の実態と課題，教職員や保護者の願い

5 (ウ) 生徒の実態や発達の段階等

イ 具体的計画事項

(ア) 学校の教育目標，道德教育の重点目標

学校の教育目標及び「ア 基本的把握事項」に基づいた各学校の道德教育の重点目標

(イ) 各教科，総合的な学習の時間及び特別活動などとの関連

10 重点的指導との関連や各教科，総合的な学習の時間及び特別活動等の指導計画を作成する際の道德的観点，中核的な指導の場面である公民科の「現代社会」及び「倫理」，特別活動の〔ホームルーム活動〕を始めとして各教科等における道德性の育成にかかわる内容

(ウ) 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連

15 各学校の特色ある教育活動や生徒指導との関連，生徒の内面に根ざした道德性の育成にかかわる豊かな体験活動との関連等

(エ) ホームルーム，学校の環境の充実・整備や生活全般における指導の方針

日常的なホームルーム経営を充実させるための具体的な計画等

(オ) 生徒との信頼関係をはぐくむ教師の在り方や教師間の連携方法

(カ) 家庭，地域社会，関係機関，小学校・中学校・特別支援学校等との連携の方針

20 道德教育講演会の実施，地域教材の開発や活用，広報活動や授業等に保護者や地域の人々の積極的な参加を得る具体的な計画や方策，小・中学校や特別支援学校等との連携方針等

(キ) 道德教育の推進体制

学校の全教師による推進体制等

(ク) その他

25 重点的指導に関する添付資料等

このようにして作成した全体計画は，家庭や地域社会の人々の積極的な理解と協力を得るとともに，様々な意見を聞き一層の改善に役立てるために，他の教育計画と同様，その趣旨や概要等を学校通信に掲載したり，ホームページで紹介したりするなど，積極的に公開していくことが求められる。

30

(3) 全体計画作成上の創意工夫と留意点

全体計画の作成に当たっては，理念だけに終わることなく，上記の内容を踏まえ，各学校の具体的な教育実践に生きてはたらく計画になるよう体制を整え，全教師で創意工夫をし，特に次のことに留意しながら取り組むことが必要である。

35 ア 校長の方針の下に全教師の協力・指導体制を整える

学校における道德教育は，学校の教育活動全体を通じて行われる。したがって，全体計画は全教師の参加と協力のもとに作成される必要がある。

校長の方針の下に教育活動を担当する全教師により，それぞれの意見を十分に反映させることにより，創意と実効性のある全体計画が作成できる。そのためにも分掌組織と連携しながら，

40 道德教育推進のための協力・指導体制を整えて，計画的に取り組むことが大切である。

イ 道德教育の特質を理解し，具体的な取組を明確にし，教師の意識の高揚を図る

道德教育の特質を全教師が理解することは大切なことである。そのために，関係する教育法規や教育課程の仕組み，時代や社会の要請等を十分に把握するとともに，生徒の実態や保護者や地域の人々の願い等についての理解に努め，全教師がその重要性や関連を認識することが大切である。そして，日常的な教育実践の具体的な取組にまで明確化されることが必要である。

45 そのことを通して，作成にかかわる教師の意識も高揚し，積極的な活用が期待される。

ウ 各学校の特色を生かして重点的な道德教育が展開できるようにする

全体計画の作成に当たっては，学校や地域社会の実態を踏まえ，各学校における課題を明ら

かにし、道德教育の重点目標や各学年の指導の重点を明確にするなど各校の特色が生かされるよう創意工夫することが大切である。そのためには、校内の指導体制を充実させ、家庭や地域社会の人々及び学校間の交流を図って連携を深めるなど、重点的な取組ができるようにする。

エ 学校の教育活動全体を通じた道德教育の相互の関連性を明確にする

- 5 学校における道德教育は、学校の教育活動全体を通じて行うこととしている。学校の教育活動全体を通じた道德教育の相互の関連性を明確にし、指導の具体的な場でどうすればよいかなど、学校としての基本的な考え方を明確にしておくことが大切である。特に、共に学ぶ楽しさや自己の成長に気付く喜びを味わわせ、それぞれの教育活動においても自らの生き方に直接かわることを実感させるなど道德教育に資する学習が主体的に進められるように配慮する。

- 10 オ 生徒の実態を踏まえ、保護者及び地域の人々の意見を活用することや、学校間交流、関係諸機関との連携に心掛ける

様々な教育の営みは、生徒の実態から出発し、生徒一人一人の姿に現れる。作成に当たっては観念的な話合いに終始することがないように、生徒の道德性の傾向など身近な所に着目することが大切である。また、保護者及び地域の人々の意見に耳を傾け、それを全体計画に反映させ、必要に応じて指導に活用する柔軟な姿勢が大切である。保護者や地域の人々の参加や協力を得るため地域ぐるみの道德教育の推進会議などを具体的に組織し、活用することも効果的である。

- 15 また、関係する小・中学校や特別支援学校との連携を図り、共通理解の下に指導を行ったり、福祉施設等との交流、指導上必要な関係諸機関との連携協力を十分図ったりすることも大切であり、それらが円滑に行われるようにする体制づくり等を工夫する必要がある。

- 20 カ 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する

全体計画は、学校における道德教育の基本を示すものである。したがって、しばしば変更されることは望ましくないが、評価し、改善の必要があればただちにそれに着手できる体制を整えておくことが大切である。また、全教師による一貫性のある道德教育を推進するためには、校内の研修体制を充実させ、全体計画の具体化や評価・改善にかかわる共通理解を図る必要がある。

- 25 ある。

4 職業教育に関して配慮すべき事項（第1章第5款の4）

- 高等学校は、普通教育及び専門教育を施すことを目的としており、将来社会に出て職業に就くのに必要な職業教育も行っている。特に職業教育に関連した規定としては、普通科における職業に関する各教科・科目（職業科目）の履修、職業学科における配慮事項、各学科における就業体験の機
- 30 会の確保、さらに職業科目についての配慮事項を示している。なお、従前は、職業学科について、特定の専門分野に細分化しすぎることのないようにとの配慮もあり、その基幹的なものを標準的な学科として示していたが、平成11年の改訂から、地域性や社会の変化、産業の動向等を踏まえ、各設置者における創意工夫をこらした特色ある学科の設置が促進されるよう、標準的な学科について
- 35 は示していない。

(1) 普通科における職業科目の履修（第1章第5款の4の(1)）

- 40 (1) 普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。

- 職業生活に必要な基礎的な知識や技術・技能の習得や望ましい勤労観・職業観の育成はすべての生徒に必要なものである。また、急速な社会の変化に伴い、学校教育を終えた後も生涯にわたり職業生活に必要な知識や技術・技能の向上に努める必要性が高まってきている一方で、最近の若者は働くことに対する意識が希薄であるとの指摘もなされている。したがって、普通科においても、生徒の実態に応じ、働くことの意義、喜び、楽しさや厳しさを学び、職業生活を送るための基礎的な知識や技術・技能に関する学習の機会の充実に努める必要がある。
- 45

普通科における職業科目の履修については、職業学科における専門教育と異なり、自己の進路や職業についての理解を深め、将来の進路を主体的に選択決定できる能力の育成に主眼を置くことが大切である。

- この点に関しては、学校において、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、学校設定教科・科目を設けることができるようにしており、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができることを明示している。「産業社会と人間」は、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度等を養うことをねらいとして、就業体験等の体験的な学習等を通じ、社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成等について指導するものである。このような、自己の在り方生き方や進路について考察する学習は、今後、高等学校のどの学科においても取り組む必要があり、普通科においても、積極的に取り組むことが望まれる。

- 普通科においてどのような各教科・科目を履修させるのがよいかは、生徒の特性、進路等により、また、各学校の指導教員、施設・設備等の人的・物的条件等により、一律には決められないが、普通科で履修させることが考えられる各教科・科目としては、例えば、次のようなものがある。

- 農業 「農業と環境」、「草花」、「食品製造」、「生物活用」
- 工業 「工業技術基礎」、「製図」、「情報技術基礎」、「生産システム技術」
- 商業 「ビジネス基礎」、「ビジネス実務」、「簿記」、「情報処理」
- 水産 「水産海洋基礎」、「水産海洋科学」、「海洋環境」
- 20 家庭 「消費生活」、「子どもの発達と保育」、「子ども文化」、「生活と福祉」、「リビングデザイン」、「ファッション造形基礎」、「フードデザイン」
- 看護 「基礎看護」
- 情報 「情報産業と社会」、「情報の表現と管理」、「情報と問題解決」、「情報テクノロジー」
- 25 福祉 「社会福祉基礎」、「介護福祉基礎」

なお、特に、職業準備として履修させる場合には、低学年又は中学年から、ある程度まとまった単位数を配当し、各教科・科目を系統的に履修させるほか必要に応じて類型を設けるなどして、職業準備にふさわしい学習ができるような配慮が必要である。

- さらに、総則第1款教育課程編成の一般方針には、就業にかかわる体験的な学習の指導を適切に行うことが掲げられており、また、総則第5款の4の(3)には、学校においてはキャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けることが示されている。また、特別活動の学校行事の勤労生産・奉仕的行事の中で就業体験が例示として明示されている。一般に、専門学科では、生徒の進路に関連の深い教育が行われており、特に職業学科では、現場実習等の就業体験の機会も多い。これに対して、普通科ではそのような機会が少ないため、特に普通科における体験的な学習の必要性が指摘されている。就業にかかわる体験的な学習は、各学校が地域や生徒の実態等に応じて創意工夫をこらすことによって行われるものであり、学習指導要領では科目を特定していないので、学校において、関係の各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動において、適切に配慮する必要がある。また、生徒一人一人が現代の社会の変化や自己の特性等についての理解を深め、将来の生き方をより深く考え行動する態度や能力を育成することができるようガイダンス機能の充実を図ることが重要である。

普通科における職業科目の実施に当たっては、特に、生徒の自発的、積極的な活動が行われるよう指導方法に工夫を加えるなどして、働くことや創造することの喜び、成就感、達成感を体得させ、望ましい勤労観、職業観を育成することが必要である。

- さらに、専門的な知識と技術の習得を図るため類型を設けて履修させる場合と、各教科・科目を選択して履修させる場合があるが、いずれの場合も発展的・系統的に学習できるように配慮することが望まれる。

学習の評価に関しては、設定した活動に積極的に参加したかどうか、その際の学習態度はどうか、

意図した成果が得られたかどうか、勤労観、職業観の育成に役立ったかどうかなどの種々の観点が考えられる。

(2) 職業学科における配慮事項（第1章第5款の4の(2)）

(2) 職業教育を主とする専門学科においては、次の事項に配慮するものとする。

ア 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に配当する授業時数を十分確保するようにすること。

イ 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。

ア 実験・実習に配当する授業時数の確保（第1章第5款の4の(2)のア）

アは、職業科目における実験・実習の重視について示したものである。また、商業を除く職業学科においては、各教科の各科目にわたる指導計画の作成について、原則として総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当することが明記されていることにも配慮すべきである。

職業教育は、各教科・科目の履修を通して一般的教養を身に付けることにとどまらず、実験・実習という実際の・体験的な学習を一層重視し、実践力を体得することに特色があると言える。

実験・実習には体験を通して知識理解に役立て技能を習熟させるという側面がある。これまでの実験・実習では、基礎的・基本的事項の習得という立場から、このねらいを一貫して重視してきた。

しかしながら、産業の各分野における急速な技術革新の進展や産業構造・就業構造の変化等に適切に対応するためには、基礎的・基本的事項を確実に習得することに加えて、実際に問題を解決する体験の機会をできる限り拡充していくことにより、主体的に学ぶ意志、態度、能力を育てることが必要である。このため、実験・実習のもう一つの側面である生徒の自発的・創造的な学習態度の育成を一層重視していく必要がある。特に、今回の改訂では、基礎的・基本的な知識及び技術・技能の確実な習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を重視しており、実際の・体験的な学習である実験・実習の一層の充実が求められる。

実験・実習の授業時数の確保に当たっては、いわゆる座学と実験・実習との調和と関連性、基礎的・基本的事項と発展的・応用的事項との関連、特に新技術等新たな内容の習得について配慮する必要がある。

イ 生徒の実態に応じた配慮（第1章第5款の4の(2)のイ）

イに示されている、生徒の各教科・科目の履修を容易にするための配慮事項は、従前と同じであり、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択すること、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱うこと、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすことが示されている。は職業科目の選択、は職業科目の内容の取扱い、は指導方法の工夫についての配慮事項である。

今回の改訂では、専門性の基礎・基本を重視する観点から、職業に関する教科においては科目構成の見直しを図っているが、これらの科目を網羅的に履修させるのではなく、生徒の実態等に応じて適切に科目を選択して履修させることが大切である。特に1～2単位程度の科目を多く履修させることは避けなければならない。また、内容や教材については一層精選し、十分時間をかけて理解させるようにしなければならない。さらに、生徒の理解、習得を容易にするため、単なる座学による説明にとどめず、できるだけ実験・実習を通して体験的に学ばせる機会を多くすることに努める必要がある。

(3) 就業体験の機会の確保（第1章第5款の4の(3)）

5 (3) 学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

職業学科では、従来から各教科における「課題研究」や各科目の実習の一部として、産業現場等における実習（現場実習）が行われてきている。現場実習は、実際の知識や技術・技能に触れることが可能となるとともに、生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択の能力や職業意識の育成が図られるなど、高い教育効果を有するものである。

これらの実践等を踏まえ、中央教育審議会答申（平成20年1月）において、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実することが重要であり、その一環として小学校での職場見学、中学校での職場体験活動、高等学校での就業体験活動等を通じた体系的な指導を推進することが提言されている。また、職業に関する各教科の改善に当たっては、就業体験等、実社会や職業とのかかわりを通じて、高い職業意識・職業観と規範意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることを一層重視し、例えば、職業の現場における長期間の実習を取り入れるなどにより、教育活動を充実すべきであると提言されている。

これを踏まえ、今回の改訂においては、総則第1款教育課程編成の一般方針において、引き続き就業にかかわる体験的な学習の指導を適切に行うように示すとともに、普通科を含めてどの学科においても、キャリア教育を推進する観点から、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮すべきことを示したものである。

就業体験の実施形態は、大きく分けて学校が主体となっていくものと企業等が主体となっていくもののが考えられる。

学校が主体となっていく場合は、各教科における「課題研究」や各科目の実習、あるいは総合的な学習の時間や特別活動の一環として取り組むことが考えられる。また、地域の実態等に応じて、学校の判断により独自の学校設定教科・科目を設けることも考えられる。

また、企業等が主体となっていくプログラムを用意し、それに生徒が参加することも考えられる。このような学校外における就業体験活動等の単位認定（学校教育法施行規則第98条）に当たっては、必要に応じてオリエンテーションの実施、計画書の提出、学校による事前・事後の適切な指導が望まれる。

なお、就業体験の実施に当たっては、事前に企業等と意見交換等を行い、その趣旨やねらいなどについて理解を求めるとともに、就業体験は教育活動の一環として行われるものであり、いわゆるアルバイトとは区別される必要があること、就職・採用活動と直接結び付けられるべきものではないこと、安全の確保や事故の防止等に十分留意する必要がある。

今回の改訂では、産業現場等における長期間の実習を取り入れることが就業体験の機会の例として明示された。就業体験については、特別活動においても職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験として一定期間行うことが望まれているところであるが、キャリア教育の一層の推進の観点からは、受け入れ先の状況を考慮しつつ、学校の実態、課程や学科の特色、生徒の特性や進路等に応じ、関係する各教科・科目等の指導計画に位置付けて、より長期間の実習を取り入れることも期待される。

各学校においては、体系的なキャリア教育を推進するとともに、以上のことを踏まえつつ、地域や産業界等と十分な連携・協力を図り、就業体験を適切に実施できるように十分配慮する必要がある。

(4) 職業科目についての配慮事項（第1章第5款の4の(4)）

(4) 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。

ア 職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができること。
この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部として

イ 農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができること。

ウ 定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業（家事を含む。）に従事している場合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、その実務等をもってその各教科・科目の履修の一部に替えることができること。

15 ア 就業体験による実習の代替（第1章第5款の4の(4)のア）

職業科目については、従前は、現場実習をもって実習に代替できること、また、その時間数は、各教科・科目の実習時間数の合計の10分の7以内とすることが定められていた。

平成11年の改訂において、就業体験を推進する観点から、特に、職業科目については、現場実習を含め就業体験を積極的に取り入れることとし、就業体験をもって実習に替えることができることを示すとともに、その時間数については、従前の各教科・科目の実習時間数の合計の10分の7以内とする規定を削除したものである。なお、この場合の就業体験は、関係する科目の指導計画に適切に位置付けて行う必要がある。

イ ホームプロジェクト、学校家庭クラブ、学校農業クラブ等（第1章第5款の4の(4)のイ）

25 ホームプロジェクトは、教科の内容に関係する課題を農業や水産業、家庭生活の中から発見させ、家族の協力と教師の指導の下に自発的、積極的に実施させるもので教育効果の大きい学習法である。したがって、専門教科の農業、水産及び家庭の各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクトを活用して学習の効果をあげることが望ましい。

ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができる。この規定は、各教科・科目の授業時数のうちホームプロジェクトとして生徒に家庭等において実習させてもよい許容の範囲を示すもので、例えば4単位の科目においては、28時間（ $140 \times 2 / 10 = 28$ ）までホームプロジェクトに充てることができることを示している。

35 学校家庭クラブ活動は、専門教科家庭科の「課題研究」等に位置付けられた教育活動であり、学校農業クラブ活動は専門教科農業科の「農業と環境」、「課題研究」、「総合実習」に位置付けられた教育活動である。これらの活動は、プロジェクト学習を推進、援助するのに最も適しているので、家庭、農業に関する各科目の指導に当たっては、積極的に活用して学習の効果を上げるようにすることが望ましい。このことにより、各教科・科目の内容の理解を深化させるとともに、地域社会の各産業について関心を高め、生活の質の改善向上を図る能力や態度を育てることができるのである。

40 ウ 定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替（第1章第5款の4の(4)のウ）

この規定は、定時制及び通信制の課程において、職に就き現にその各教科・科目と密接な関係を有する生徒の実務等の体験を評価し、職業科目の履修の一部に代替できることを定めたものである。

生徒の校外における実務等を職業に関する各教科・科目の履修の一部として評価するためには、45 次のような要件が満たされる必要がある。

職業科目が教育課程に位置付けられていること

職業科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業に従事していること

生徒の職業等における実務等が、その各教科・科目の一部を履修したと同様の成果があると認められること

代替の方法としては、生徒一人一人の職場における実務等の体験に応ずるよう、職業科目を網羅した教育課程を編成した上で、校外における実務等をそれらの各教科・科目の増加単位として評価すること、あるいは学校における履修の一部を免除することなどが考えられるが、すべての生徒の職業に対応した職業科目を網羅することは實際上困難な場合が多い。したがって、各学校において学校や生徒の実態に応じて教育課程の編成等が工夫されなければならないが、一般的には、生徒の職業に対応した共通的な職業科目をできるだけ設けて、実務等の評価を行う方法が考えられる。

生徒の職場における実務等と密接な関係を有する職業科目を履修している場合や、特定の企業等から比較的多数の生徒が通学し、職場における職種が一、二に限定され、実務等の経験が共通である場合などについては、生徒の職場における実務等を履修の一部に替えることが比較的容易である。

なお、実務の内容、執務の状況等の把握については、生徒からのレポート、その各教科・科目の担任による職場訪問、雇用主からの報告等によることになると考えられる。

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項（第1章第5款の5）

教育課程の実施に当たっては、配慮しなければならない様々な事項がある。

総則第5款の5においては、そのような実施上の配慮事項について、14項目にわたって示している。従前に比べて、言語活動の充実を図ることや、学習の見通しや振り返りに関する事項、障害のある生徒への配慮事項、情報モラルに関する事項、部活動に関する事項の規定の充実を図っている。各学校においては、総則第5款の5に掲げる事項を十分配慮し、教育課程を実施するよう努めなければならない。

(1) 生徒の言語活動の充実（第1章第5款の5の(1)）

(1) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する関心や理解を深め、言語に対する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。

今回の改訂では、基礎的・基本的な知識・技能を習得する学習活動、これらの活用を図る学習活動及び総合的な学習の時間を中心とした探究活動といった学習の流れを重視し、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく図ることとしている。

この点についての中央教育審議会の審議の流れを整理すると、平成17年10月の中央教育審議会答申（「新しい時代の義務教育を創造する」）は、習得型の教育と探究型の教育とは対立的・二者択一的にとらえるべきものではなく、両方を総合的に育成することが必要と提言したが、習得と探究をどのように関係付けて総合的にはぐくむのかその具体的なイメージがはっきりしないといった指摘もあった。そこで、中央教育審議会教育課程部会では、現在でも取り組まれている観察・実験、レポートの作成、論述といった知識・技能の活用を図る学習活動をその両者の間に位置付け、実際の指導において知識・技能の習得を図る学習活動、知識・技能の活用を図る学習活動、総合的な学習の時間を中心として行われる、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動などの学習活動の動的な流れを意識するとともに、各教科で知識・技能を活用する学習活動を充実することができるよう、これらの学習活動の流れの基盤である言語に関する能力を重視する必要があるとの審議が行われた。

その結果、新しい学習指導要領についての中央教育審議会答申（平成20年1月）は、知識・技能の習得や活用、探究について次のように提言した。

・ 教科では、基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ、観察・実験をし、その結果をもとに

レポートを作成する，文章や資料を読んだ上で，知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を行い，それを総合的な学習の時間における教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動へと発展させることが必要である。

- 5 ・ これらの学習活動は相互に関連し合っており，^{せつ}截然と分類されるものではないが，知識・技能を活用する学習活動やこれらの成果を踏まえた探究活動を通して，思考力・判断力・表現力等がはぐくまれる。
- 10 ・ 各教科での習得や活用と総合的な学習の時間を中心とした探究は，決して一つの方向で進むだけではなく，例えば，知識・技能の活用や探究がその習得を促進するなど，相互に関連し合

15 って力を伸ばしていくものである。

このため，今回の改訂においては，例えば，国語において，言葉の特徴，表現の特色，言語の役割に関する事項の指導を充実させたりするなど，発達の段階に応じた知識・技能の習得に配慮している。その上で，各教科において，例えば，国語の「現代文A」と「古典A」において言語文化についての課題を設定して探究させたり，数学において〔課題学習〕を新設し，学習内容を「生活

20 と関連付けたり発展させたりするなど」の学習活動を充実させたり，理科の四領域の各科目において探究活動を位置付け，観察，実験を行って，学習内容の理解を深めるとともに，探究する能力を高める学習活動を充実するなど，知識・技能の活用を図る学習活動の充実を図っている。これらの学習を通じ，「数学における基礎的な概念」の理解（数学）や，物理，化学，生物，地学それぞれの「基本的な概念や原理・法則の理解」（理科）など，各教科の基本的な概念の理解も重視して

また，知識・技能を習得するのも，これらを活用し課題を解決するために思考し，判断し，表現するのもすべて言語によって行われるものであり，これらの学習活動の基盤となるのは，言語に関する能力である。さらに，言語は論理的思考だけではなく，コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり，豊かな心をはぐくむ上でも，言語に関する能力を高めていくことが求められている。

25 したがって，今回の改訂においては，言語に関する能力の育成を重視し，各教科等において言語活動を充実することとしている。

具体的には，言語に関する能力を育成する中核的な教科である国語科においては，小学校教育及び中学校教育を通じて，話すこと・聞くこと，書くこと，読むことのそれぞれに記録，要約，説明，論述といった言語活動を例示しており，高等学校教育では，討論，解説，創作，批評，編集などの

30 言語活動を例示している。また，各教科においても，

- ・「現代世界の特質や課題に関する適切な主題を設定させ，歴史的観点から資料を活用して探究し，その成果を論述したり討論したりするなどの活動を通して，世界の人々が協調し共存できる持続可能な社会の実現について展望させる」指導事項の新設（地理歴史「世界史A」）
- ・「論述したり，討論したりするなどの活動」の重視（公民「倫理」）
- 35 ・「自らの考えを数学的に表現し根拠を明らかにして説明したり，議論したりする」といった数学的活動の充実（数学）
- ・「観察，実験などの結果を分析し解釈して自らの考えを導き出し，それらを表現するなどの学習活動を充実すること」（理科）
- ・「筋道を立てて練習や作戦について話し合う活動などを通して，コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促し，主体的な学習を充実」すること（保健体育「体育」）
- 40 ・「楽曲や演奏について根拠をもって批評する活動」の重視（芸術「音楽」）
- ・「作品について互いに批評し合う活動」の重視（芸術「美術」「工芸」「書道」）
- ・「子どもや高齢者など様々な人々と触れ合い，他者とかかわる力を高める活動，衣食住などの生活における様々な事象を言葉や概念などを用いて考察する活動，判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり適切な解決方法を探究したりする活動などを充実すること」（家庭）
- 45 ・「望ましい情報社会の在り方と情報技術の適切な活用」や「情報技術の進展と情報モラル」について「生徒が主体的に考え，討議し，発表し合うなどの活動」の重視（情報）

などそれぞれの教科の特質に応じた言語活動の充実について記述されている。また，外国語科にお

いて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養うのはもとより、総合的な学習の時間では、「問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること」を重視している。さらに、特別活動では、「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動」の充実が規定された。

このように、今回の改訂においては、各教科等を通じ基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動や言語活動の充実を図っているところであるが、その基本的な考え方を総則上明示したのが本項である。

10 なお、このように言語に関する能力を向上させ、言語に対する意識や関心を高め理解を深めることは、各教科等における指導だけでなく、学校生活全体において配慮することが大切である。

今日、マスコミや情報通信ネットワークなどの情報手段の発達や映像、出版物の氾濫などにより、生徒を取り巻く環境は著しく変化している。それらは、生徒の言語活動にも影響を及ぼしており、それだけに学校教育において国語を正しく理解し用いる能力や態度の育成について配慮していくことがますます重要となっている。また、そのことを通じ、生徒が様々な情報に対し主体的にかかわっていき能力や態度の育成を図ることが期待される。このため、各学校において生徒が日常生活における言語の役割や機能などについて意識や関心をもち、正しく美しい国語を用いるように指導していくことが必要であり、また、教師自身も言語に対する意識と関心をもって指導に当たることが必要である。

20 その際、生徒の言語活動は、マスコミや地域社会及び家庭だけでなく、学校における環境に大きく影響される。したがって、生徒の言語活動がより適正に行われるようにするためには、学校生活全体における言語環境を十分に整えておくことが大切である。学校生活全体における言語環境の整備としては、例えば、教師は正しい言語で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと、校内の掲示板やポスター、生徒に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること、校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと、適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること、教師と生徒、生徒相互の話し言葉が適切に使用されるよう配慮すること、生徒が集団の中で安心して話ができるような教師と生徒、生徒相互の好ましい人間関係を築くことなどに留意する必要がある。なお、言語環境をはじめ学校教育活動を通じ、色のみによる識別に頼った表示方法をしないなどの配慮も必要である。

30 また、前述のとおり、国語科の指導においてはもとより、その他の各教科・科目等においても、生徒による発表、討議、ノート記述、レポート作成などの言語活動を活発かつ適正に行わせ、豊かな言語能力を養っていくよう配慮していくことが大切である。

(2) 生徒の特性等の伸長とガイダンスの機能の充実（第1章第5款の5の(2)）

35 (2) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンスの機能の充実を図ること。

40 高等学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること及び生徒に適切な各教科・科目や類型を選択させるよう指導することについては、従前から示していた。今回の改訂においても、高等学校の教育課程における選択の幅を確保することに配慮がなされていることから、各教科・科目の履修指導等は引き続き重要であるとともに、学校やホームルームでの生活への適応指導や現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成も重視する必要がある。

教育は本来、個々の生徒のもつ能力を最大限まで発達させることを目指すものである。このためには、個々の生徒の特性等を的確にとらえ、その伸長・発達のために、高等学校教育の全教育活動

を通じて、適切な指導・援助を行う必要がある。

ここでいうガイダンスの機能とは、学習活動など学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、学業や進路等における選択、自己の在り方生き方などにかかわって、生徒がよりよく適応し、主体的な選択やよりよい自己決定ができるよう、適切な情報提供や案内・説明、活動体験、相談活動などを学校として進めていくことを指している。それは、学習指導、生徒指導など学校教育活動の様々な場面で発揮される機能である。

高等学校の教育課程は、必修修教科・科目、生徒に選択履修させる各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動から編成されている。総則第5款の1で示しているように、選択の幅の大きい高等学校の教育課程の下では、生徒が安易な科目選択や計画性のない学習に陥ることなく、自己の特性等と将来の進路とのかかわりにおいて適切な各教科・科目を履修することができるようにするとともに、類型が設けられている場合には、適切な類型を選択できるように指導・援助することが重要になってくる。

また、学校やホームルームの生活に十分適応できるよう指導・援助することも、有意義な学校生活を送る上で大切である。

さらに、社会に対する認識を深め、自己の在り方生き方を考えて、将来の進路を選択したり、主体的、自律的に学んだりできるよう指導・援助することも、高等学校段階の重要な課題である。

以上のような課題に対応する上で、ガイダンスの機能の充実がとりわけ大切となっている。

各学校においては、ガイダンスの機能の充実に計画的・組織的に取り組むことによって、一人一人の生徒が、学校やホームルームの生活によりよく適応し、諸活動に対して主体的に取り組む意欲をもって、自己実現にかかわって必要とされる資質や能力、態度を身に付けるようにするとともに、共に学び、活動することを通して存在感や自己実現の喜びの得られる生活を築く中でよりよい発達を促すことが重要である。したがって、それは、単なる事前の説明や資料配付で足りるものではない。

今回の改訂では、第5章特別活動の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1の(3)においても「学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう〔ホームルーム活動〕等の指導を工夫すること。特に、高等学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること」と示している。このような特別活動における配慮をはじめ、各教科・科目等でもその機能を生かすなど、学校の教育活動全体を通じてガイダンスの機能を充実していくことが大切である。

特に、ガイダンスの機能の充実にかかわる教育活動については、例えば、次のようなものに配慮することが考えられる。

ア 入学時、新年度や新学期の開始時期において、教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係が生まれるように配慮するとともに、生徒自身が学校やホームルームにおける諸活動や集団生活の意義、それらの内容などについて十分に理解し、現在及び将来の生き方を主体的に考え、自主的・自発的によりよい生活の実現に取り組むことができるよう指導・援助の充実を図ること。

イ 各教科・科目や各種の学習活動の開始時期などにおいて、学習活動のねらいや方法、よりよい選択の仕方等についての理解を図り、生徒の学習意欲を喚起して、主体的に活動に取り組むことができるよう十分に配慮すること。

ウ 不適切な選択が学校生活への不適応の原因ともなることなどを考慮し、しっかりとした選択ができるよう、年間を通じて適切な指導を計画的に進めるとともに、個々の生徒に対する相談活動の充実に配慮すること。

エ 生徒自身が自己の適性や将来の生き方を視野に入れた主体的な判断に基づき各教科・科目や類型の選択を適切に行うことができ、その学習に真剣に取り組む意欲をもつことができるよう配慮すること。

オ 進路の選択に関して、生徒一人一人が自己理解を深め、自己の将来の生き方を考え、卒業後の進路を主体的に選択し、更に積極的にその後の生活において自己実現を図ろうとする態度を

育てるよう配慮すること。

(3) 生徒指導の充実（第1章第5款の5の(3)）

- 5 (3) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。

10 生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、倫理観や正義感などの社会的資質や行動力を高めるように指導・援助するものである。すなわち、生徒指導は、すべての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

15 学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深くかかわっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要である。

20 生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは生徒一人一人についての生徒理解の深化を図ることである。

特に、ほとんどの中学校卒業者が高等学校へ進学している状況において、一人一人の生徒のもつ特性等は極めて多様になっている。したがってそれぞれの生徒の環境あるいは将来の進路などの諸条件に即して、生徒の特性等を多面的・総合的に理解していくことが重要である。このため、ホームルーム担任の教師はもとより、学年の教師、教科担任、部活動等の顧問教師などによるものを含めて、広い視野から生徒理解を行うことが大切である。また、青年期にある高校生の不安や悩みに目を向け、生徒の内面に対する共感的理解をもって生徒理解を深めることが大切である。

生徒理解の深化とともに、教師と生徒との信頼関係を築くことも生徒指導を進める基盤である。教師と生徒の信頼関係は、日ごろの人間的な触れ合いと生徒と共に歩む教師の姿勢、授業等における生徒の充実感・成就感を生み出す指導、生徒の特性や状況に応じた的確な指導、不正や反社会的行動に対する毅然とした教師の態度などを通じて形成されていくものである。その信頼関係をもとに、生徒の自己開示も高まり、教師の生徒理解も一層深まっていくのである。

また、学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、ホームルームや学校での生徒相互の人間関係の在り方は、生徒の健全な成長と深くかかわっている。生徒一人一人が存在感をもち、共感的な人間関係をはぐくみ、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていく望ましい集団の実現は極めて重要である。自他の個性を尊重し、主体的によりよい人間関係を築いていこうとする教育的環境を形成することは、生徒指導の充実の基盤であり、かつ生徒指導の重要な目標の一つでもある。単位制による課程をはじめとして、教育課程における選択の幅の大きい高等学校にあっては、日常の授業の集団とホームルーム集団とが一致しない場合も多いだけに、このことはとりわけ重要である。

40 以上のことを基盤として、高等学校における生徒指導では、複雑化し、目まぐるしい変化が続く社会において、人間として調和のとれた発達を図りながら、自らの行動を選択し、決定していくことのできる主体を育成するとともに、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を身に付けさせ、将来の社会生活の中で自己実現を果たすことができる能力や態度の育成を目指すなければならない。そのため、生徒指導において、ガイダンスの機能の充実が求められるのである。

なお、教育機能としての生徒指導は、教育課程の特定の領域における指導ではなく、教育課程の全領域において行わなければならないものである。特別活動の各領域が、集団や社会の一員として

よりよい生活を築くための自治的、実践的な学習の場であるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う場でもあり、生徒指導のための中核的な時間となると考えられるが、あくまで教育課程の全領域にわたる教育活動において生徒指導の機能が十分に発揮できるようにすることが大切である。教育課程の編成、実施に当たっては、この点に留意する

5 必要がある。

なお、生徒指導を進めるに当たっては、全教職員の共通理解を図り、学校としての協力体制・指導体制を築くとともに、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にし、生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図ることが重要である。

10 (4) 進路指導の充実（第1章第5款の5の(4)）

(4) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。

15 これからの学校教育においては、社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視する観点から、生徒が自らの在り方生き方について考え、将来への夢や希望を抱き、その実現を目指して、自らの意志と責任で自己の進路を選択決定する能力や態度を育成することが重要である。

特に、高等学校段階の生徒は、知的能力や身体的能力の発達が著しく、また、人間としての在り方生き方を模索し、自我を確立し、価値観を形成するという特色をもつ。このような発達の段階に
20 ある生徒が自己理解を深めるとともに、自己と社会とのかかわりについて深く考え、将来の生き方、進路を選択して、将来の生活において望ましい自己実現ができるよう指導・援助を行うことが強く望まれる。

このような高等学校における進路指導は、高等学校教育の目標である「社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ」ることや、「個性の確立
25 に努めること」を目指して行われるものであり（学校教育法第51条）、全校の教職員の共通理解と協力的指導体制によって、学校の教育活動全体を通じて計画的、組織的、継続的に行われなければならない。

今回の改訂においては、「キャリア教育を推進すること」を追加して示しており、進路指導が生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育の一環として重要な役割を果たすものであること、学ぶ
30 意義の実感にもつながることなどを踏まえて指導を行うことが大切である。

高等学校の教育課程は、卒業までに履修すべき単位数に比べて必修教科・科目の最低合計単位数は半分以上であり、学校設定教科・科目、総合的な学習の時間等の活用により、各学校において、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じて、より弾力的な教育課程の編成が可能になっている。したがって、生徒が自己の特性等と将来の進路とのかかわりにおいて適切な各教科・科目を
35 選択できるように指導する必要がある。この点に関しては、ガイダンスの機能の充実を図ることが総則及び特別活動において示されており、特別活動においては、ホームルーム活動の内容として、従前「将来の生き方と進路の適切な選択決定に関すること」として示されていたものを「学業と進路」としている（第5章特別活動第2の〔ホームルーム活動〕の2の(3)）。

また、望ましい勤労観・職業観の育成等を図る観点から、4の(3)では、就業体験の機会の確保
40 に配慮することが示されている。各学校においては、関係の各教科・科目、総合的な学習の時間又は特別活動において就業体験が行われるように配慮することが必要である。

なお、高等学校における進路指導を効果的に進めていくためには、校内の組織体制を整備し、進路指導主事を中心にホームルーム担任の教師をはじめ学校全体の教師が相互に密接な連絡をとり、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たる必要がある。また、家庭や地域社会、公共職
45 業安定所をはじめとする関係機関との連携についても十分配慮していく必要がある。

(5) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視（第1章第5款の5の(5)）

(5) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすること。

今回の改訂では、教育基本法第6条第2項(「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」)及び学校教育法第30条第2項(「主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」)を踏まえ、生徒の学習意欲の向上を重視している。指導に当たって、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れ、自主的に学ぶ態度をはぐくむことは、学習意欲の向上に資することから、今回特に規定を新たに追加したものである。

生徒が学習を行う上で見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動はこれまでも重視されてきたが、OECDのPIISA調査などの各種の学力調査においては、例えば、与えられた課題が科学的に調査可能な問題かどうかを問う出題についての正答率が低いなど必ずしも学習の見通しを立てることなどが十分にできているとは言えない状況が見られた。

このため、本項において、各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすることが重要であることを記述したものである。

具体的には、例えば、授業の冒頭に当該授業での学習の見通しを生徒に理解させたり、授業の最後に生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組の充実や生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立などを図ることが重要である。これらの指導を通じ、生徒の学習意欲が向上するとともに、生徒が学習している事項について、事前に見通しを立てたり、事後に振り返ったりすることで学習内容の確実な定着が図られ、思考力・判断力・表現力等の育成にも資するものと考えらる。

(6) 指導体制の確立及び個に応じた指導の充実(第1章第5款の5の(6))

(6) 各教科・科目等の指導に当たっては、教師間の連携協力を密にするなど指導体制を確立するとともに、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、教師間の協力的な指導、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編成など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。

ア 指導体制の確立

学校がその機能を十分発揮し、一体となって生徒に対する教育を行っていくためには、教師間の連携協力を密にし、指導体制を確立することが重要である。

特に、高等学校では、課程、学科が様々で、生徒の特性、進路等に対応するための類型や選択科目の配当等が多様であり、各学校ではその環境や教職員の構成、施設・設備などがそれぞれ異なっているが、それらに応じて最も効果的な指導体制を工夫し、組織体としての総合的な力を発揮していくことが大切である。高等学校においては、教科担任制を原則としているが、個々の教師が、それぞれの教科の専門性を深めることはもとより、同一の教科間、さらには異なる教科間の連携協力を重視し、教育課程編成全体に対する視野をもつことが大切である。

とりわけ、人間としての在り方生き方に関する教育、生徒指導、総合的な学習の時間や特別活動などについては、効果的な指導体制を確立して指導に当たる必要がある。

学校には、校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭や実習助手など専門性を有する教職員がおり、教職員が協力して指導に当たることが必要である。指導体制の確立は、学習指導や生徒指導などに幅広くわたるものであり、学校全体が、共通理解の下に協力して教育活動を進めていかなくてはならない。

指導体制の確立に校長の果たす役割は大きいので、校長は指導力を発揮して、指導体制の活性化を図るよう努めることが必要である。また、心身の健康や食に関する指導においてこれらについて

の専門性を有する養護教諭や栄養教諭などの積極的な参画・協力を得たりすること，学校内にとどまらず，学校外の様々な分野の専門家の参加・協力を得たりすることなど様々な工夫を行い，指導の効果を高めることが大切である。

5 イ 個に応じた指導の充実を図るための指導方法や指導体制の工夫改善

高等学校段階においては，生徒の特性，進路等が非常に多様化しており，生徒一人一人を尊重し，個性を生かす教育の充実を図るためには，指導方法や指導体制を工夫改善し，個に応じた指導の充実を図ることが必要である。

個に応じた指導のための指導方法や指導体制については，学校や生徒の実態に応じ，学校や教師
10 が自らその工夫改善に取り組むことが大切である。今回の改訂においては，従来から示されている個別指導やグループ別指導等といった学習形態の導入，教師の協力的な指導，生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編成に加え，繰り返し指導を新たに挙げている。教師の協力的な指導については，具体例としては，ティーム・ティーチング，合同授業などの実際の指導場面におけるもののほか，指導案の作成，教材・教具の開発，共同研究や研修などが考えられる。例示さ
15 れているもののほかにも，コンピュータ等の教育機器の活用，課題学習の工夫など，生徒の実態や指導の場面に応じ，適切に対応していく必要がある。

「弾力的な学級の編成」については，学級の編成を，単にある時点の生徒の学力や能力をとらえ固定的に行うのではなく，学習内容の習熟の程度に応じて適切に指導するために，弾力的，流動的に行うものである。すなわち，学校の実情と生徒の実態に即し，特定の教科・科目ごとに授業の集
20 団を異にしたり，また，ある一定の時期に編成替えを行ったりして生徒の習熟度を一層高めるような，弾力的，流動的な学級編成を工夫する必要がある。

なお，「生徒の学習内容の習熟の程度」とは，生徒の学習において，学習内容に対する習得度，理解度又は技術・技能の熟練度などが異なった場合の「程度」ということである。「習熟の程度等に応じた」の「等」には，生徒の希望や科目の特質などが考えられる。

25 学習習熟度別学級編成の形態としては，例えば次のようなものが考えられる。

(ア) 数学，外国語等の学習習熟度の差が大きくなりやすい一定の教科・科目について，習熟度別に学級を編成する場合。この場合は，幾つの学級又は程度に分けるかで種々の形ができる。

(イ) 特定の科目について週のうちの一定時間を学習習熟度別学級編成とする場合。例えば，週3時間の「数学」の授業のうち1時間だけを習熟度別に学級を編成する場合などである。

30 (ウ) 特定の科目について，ある単元（学習のまとめり）の途中から又は最後において何時間かを習熟度別に学級を編成する場合。

このほかにもあろうが，どの形態をとるにしても，学習習熟度別学級の編成に当たっては，次の諸点に留意する必要がある。

第一に，生徒の学習内容の習熟の程度の実態に即することは当然であるが，学校規模，教員構成，
35 施設・設備などについても十分検討しなければならない。その際，学習習熟度別学級編成の趣旨を正しくとらえ，創意工夫と努力により，前向きに問題を解決していく積極的な姿勢が必要である。

第二に，関係者の共通理解を得ることに努め，一人一人の生徒が自己の学習習熟の程度をより高めようとする意欲をもつようにするなど，十分にその趣旨が生かされるよう留意しなければならない。そのためには，生徒に主体的に学級を選ばせるような指導をすることも必要である。

40 第三に，学習内容の習熟の程度を的確に把握する方法を工夫し，日常の学習状況を観察することにより，個々の生徒の学習習熟の程度や学習意欲等を把握するとともに，生徒に対しては，各教科・科目の担任，ホームルーム担任，学年主任等を通して，その趣旨やねらいについて十分な理解を図り，個別指導を行うなどの配慮も必要である。その際，保護者の理解協力が得られるよう，事前の配慮を要する場合もあると考えられる。

45 第四に，生徒の努力により学習習熟度が高まった場合など，その程度に応じた学級に編入できるよう，学期ごと，学年ごと等において学級の編成替えをすることが考えられる。

学習習熟度別学級の指導に当たっては，それぞれの科目内容の習熟度を高め，意欲を喚起するための，各学級の実態に即した適切な教育の方法についての配慮が必要である。各学級ごとの具体的

な学習の目標，学習の内容，学習の進度，教科・科目の評価・評定等をどうするかは，習熟の程度の差や科目の特質を踏まえて判断するものであり，慎重な検討を要するところである。これらについての，全教師の共通理解と生徒への周知徹底に関しても十分な配慮が必要である。

また，特に学習習熟度の低い学級においては，生徒の習熟度の高まりや意識の変化に対して常に適切な評価を続け，これを指導の上で生かすように努めることが大切である。

(7) 学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項（第1章第5款の5の(7)）

- 10 (7) 学習の遅れがちな生徒については，各教科・科目等の選択，その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い，生徒の実態に応じ，例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど，指導内容や指導方法を工夫すること。

従前は，学習の遅れがちな生徒と障害のある生徒に対する配慮事項を併せて規定していたが，今回の改訂においては，それぞれ個別に規定することとし，規定の充実を図っている。

- 15 この規定では，3の(3)と同様の趣旨から，学習の遅れがちな生徒に対する配慮する方策の一つとして，義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れることを例示として示している。なお，3の(3)では指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として示されているが，この5の(7)の規定は，教育課程の実施に当たって配慮すべき事項として示されているものである。

- 20 学習の遅れがちな生徒に対しては，一人一人の能力や適性等の伸長を図るため，その実態に即して，各教科・科目等の選択やその内容の取扱いなどに必要な配慮を加え，個々の生徒の実態に即した指導内容・指導方法を検討し，適切な指導を行う必要がある。

この規定の「各教科・科目等の選択，その内容の取扱いなど」の「など」には，個々の生徒に応じた学習意欲を高める指導方法などが考えられる。

- 25 学習の遅れがちな生徒の指導に当たっては，一人一人に即した適切な指導をするため，学習内容の習熟の程度を的確に把握することと，学習の遅れがちな原因がどこにあるのか，その傾向はどの教科・科目において著しいのかなど実態を十分に把握することが必要である。

その上で，生徒の実態に即して，各教科・科目の選択を適切に指導するとともに，その内容の取扱いについては，増加単位（総則第2款の2のただし書き），必修修教科・科目の単位数の一部減

- 30 （総則第3款の1のただし書き），各科目・科目の内容の選択（総則第5款の2の(4)）などの方法を活用し生徒の実態に即して適切に指導する必要がある。

(8) 障害のある生徒の指導における配慮事項（第1章第5款の5の(8)）

- 35 (8) 障害のある生徒などについては，各教科・科目等の選択，その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに，特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ，例えば指導についての計画又は家庭や医療，福祉，労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより，個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

- 40 障害のある生徒などに対しては，一人一人の能力や適性等の伸長を図るため，その実態に即して，各教科・科目等の選択やその内容の取扱いなどに必要な配慮を加え，個々の生徒の実態に即した指導内容・指導方法を検討し，適切な指導を行う必要がある。

- 45 この規定のうち「各教科・科目の選択，その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行う」との配慮事項については，従前から示されていたものであり，この規定中の「など」には，個々の生徒に応じた学習意欲を高める指導方法などが考えられるのも従前と同様である。

今回の改訂では，これに加えて「特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ，例えば指導についての計画又は家庭や医療，福祉，労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個

別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」を新たに規定している。

平成18年に学校教育法が改正され、従来の盲・聾・養護学校は、障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、平成19年度から、複数の障害種別を教育の対象とすることのできる「特別支援学校」に転換された。特別支援学校は、障害のある児童生徒等に対して、高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける教育を行う（同法第72条）ほか、高等学校等の要請に応じて、高等学校等に在籍する障害のある生徒等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める（同法第74条）ものと規定された。

また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障害のある児童生徒等に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うこと（同法第81条第1項）が規定された。このように、特別支援教育については、大きな制度改正がなされたところである。

高等学校の通常の学級にもLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症などの障害のある生徒が在籍していることがあり、これらの生徒については、障害の状態等に応じた適切な指導を行わなければならない。

今回の改訂では、障害のある生徒の指導に当たっては、特別支援学校等の助言や援助を活用すること、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことなどが新たに加わった。

障害のある生徒を指導するに当たっては、まず、生徒の障害の種類と程度等を、家庭、専門医等との連絡を密にしながら的確に把握しておく必要がある。生徒の障害には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などがある。

次に、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫を検討し、適切な指導を計画的、組織的に行わなければならない。例えば、弱視の生徒についての保健体育科における球技の指導や理科等における観察・実験の指導、難聴や言語障害の生徒についての国語科における音読の指導や芸術科（音楽）における歌唱の指導、肢体不自由の生徒についての保健体育科における実技の指導や家庭科における実習の指導など、それぞれに個別的に特別な配慮が必要である。また、読み書きや計算などに困難があるLD（学習障害）の生徒についての国語科における書き取りや数学科における計算の指導、外国語科における読み書きの指導など、教師の適切な配慮により対応することが必要である。さらに、ADHD（注意欠陥多動性障害）や自閉症の生徒に対して、話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導などの配慮も必要である。

このため、特別支援学校や医療・福祉・労働などの業務を行う関係機関と連携を図り、障害のある生徒の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を行うことが大切である。指導に当たっては、例えば、障害のある生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられる。

また、障害のある生徒については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、例えば、家庭や医療機関、福祉施設、労働関係機関などと連携し、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）を作成することなどが考えられる。

このような指導は、特別支援学校などで行われてきており、それらを参考とするなどして、それぞれの学校や生徒の実態に応じた指導方法を工夫することが効果的と考えられる。

さらに、担任教師だけが指導に当たるのではなく、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど学校全体の支援体制を整備するとともに、特別支援学校等に対し助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

障害のある生徒の指導に当たっては、特に教職員の理解の在り方や指導の姿勢が、生徒に大きく影響することに十分留意し、学校や学級内における温かい人間関係づくりに努めることが大切である。

また、学習上の配慮を要する生徒については、生徒の実態に応じたきめ細かな指導をするよう配

慮する必要がある。その際、障害のある生徒の様々な能力・適性、興味・関心、性格などの特性や進路希望を踏まえつつ、多様な観点から生徒をとらえて、その可能性を見いだしたり、能力等の一層の伸長を図るように努めたりすることが大切である。

5 なお、障害のある生徒については、学校教育法施行規則に「児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。」(学校教育法施行規則第104条で高等学校に準用される第54条)と定められている。このため、障害のある生徒などに対しては、生徒の実態に即して、各教科・科目の選択を適切に指導するとともに、その内容の取扱いについては、増加単位(総則第2款の2のただし書き)、必履修教科・科目の単位数の一部減(総則第3款の1のただし書き)、各教科・科目の内容の選択(総則第5款の2の(4))などの方法を活用し生徒の実態に即して適切に指導する必要がある。

(9) 海外から帰国した生徒などの指導(第1章第5款の5の(9))

15 (9) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと。

国際化の進展に伴い、学校においては帰国生徒や外国人生徒の受入れが多くなっている。これらの生徒の多くは、外国における生活経験等を通して、我が国の社会とは異なる言語や生活習慣、行動様式を身に付けているが、一人一人の実態は、その在留国、在留期間、年齢、外国での就学形態や教育内容・方法、さらには家庭の教育方針などによって様々である。このため、これらの生徒の受入れに当たっては、一人一人の実態を的確に把握し、当該生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することが大切である。

20 小・中学校は義務教育であり、学齢児童生徒が、海外から帰国した場合、住居地の小・中学校に編入学させることになっているが、高等学校においては、校長が帰国生徒について、相当年齢に達し、入学させようとする学年に在学する他の生徒と同等以上の学力があると認めた場合には、第1学年の途中から又は各学年を通じ、編入学を認めることができるとされている(学校教育法施行規則第91条)。また、特別の必要があり、教育上支障がないときは、学年の途中においても学期の区分に従い入学の許可、各学年の課程の修了及び卒業の認定ができることとされている(同施行規則第104条第3項)。これは、外国の学校と我が国の学校とでは卒業、入学の時期に相当のずれがある場合が多いので、外国において我が国の中学校に相当する学校教育の課程を修了した者について、4月以外の時期に我が国の高等学校に入学・編入学させることを認めるものである。このように、帰国生徒に対する高等学校への入学・編入学について特例を設けているのは、我が国における国際化の進展に対応したものである。

35 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の中には、日本語の能力が不十分であったり、我が国とは異なる学習経験を積んでいる場合がある。このため、日本語の習得については、日常的な取組を基本としつつ、特に文字の読み書きについては、段階的、効率的な指導を工夫することが必要である。なお、外国人生徒等の中には日常的な日本語の会話はできていても学習に必要な日本語の能力が十分ではなく、学習活動への参加に支障が生じている場合もあることに留意する必要がある。また、各教科・科目等の指導においては、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導が大切である。このような指導は、通常の授業や日常の学校生活において十分配慮することが基本ではあるが、これらの生徒の実態によっては、取り出し指導や放課後を活用した特別な指導などの配慮をすることも大切である。なお、この場合、あまりにも性急に未履修分野の指導を進めようとするのではなく、当該生徒の実態に合わせて、最も適した方法を選択し、学習の成果が上がるように努めることが大切である。特に、言葉の問題とともに生活習慣の違いなどによる不適応の問題が生じる場合もあるので、45 教師自身が当該生徒の在留国に関心を持ち、理解しようとする姿勢を保ち、温かく接するとともに、当該生徒を取り巻く人間関係を好ましいものにするようホームルーム経営等において十分配慮する必要がある。また、外国人生徒について当該国の言語や文化の学習の機会を設けることなどにも配慮することが大切である。

また、海外から帰国した生徒や外国人の生徒は、日本の生徒が経験していない外国での貴重な生活経験をもっている。外国での生活や外国の文化に触れた体験を、本人の各教科・科目等の学習に生かすようにするとともに、他の生徒の学習にも生かすようにすることが大切である。さらに、外国で身に付けたものの見方や考え方、感覚や情緒、外国語の能力などの特性を生かすよう配慮すること

5 ことも大切である。このような機会としては、外国語科のほか、例えば地理歴史、公民、芸術などの各教科、総合的な学習の時間での学習活動、特別活動における学校行事などが考えられるが、生徒や学校の実態等に応じて適宜工夫することが必要である。

このような、海外から帰国した生徒や外国人の生徒については、本人に対するきめ細かな指導とともに、他の生徒についても帰国した生徒や外国人の生徒の長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮することが大切である。そして、この

10 ような相互啓発を通じて、互いに尊重し合う態度を育て、国際理解を深めるとともに、国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育成することが期待される。

なお、高等学校においては、校長が教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができるという留学の制度も設けられている（同施行規則第93条）。留学により一定期間外国の高等学校で学んだ後、帰国した生徒についても、帰国後の学校生活への適応に

15 配慮する必要がある。

(10) コンピュータ等の教材・教具の活用（第1章第5款の5の(10)）

20 (10) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

25 生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養うためには、生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにすることが重要である。また、教師がこれらの情報手段や視聴覚教材、教育機器などの教材・教具を適切に活用することが重要である。

30 社会の情報化が進展していく中で、生徒が情報を主体的に活用できるようにするとともに、情報及び情報手段の特性などを科学的に理解することや情報モラルを身に付けることが一層重要となっている。このような情報活用能力を育成するため、今回の改訂において、「各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実する」ことを示している。

35 必修教科・科目である共通教科情報科は、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報や情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てることを目標としており、高等学校における情報教育の中核を担うこととなる。しかし、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を含む情報活用能力の育成は、共通教科情報科だけで行えばよいのではなく、他の各教科・科目や総合的な学習の時間、特別活動

40 においても積極的に実施していくことが必要である。

高等学校段階においては、中学校段階までの基礎の上に、自ら課題を設定して課題の解決に必要な情報を判断し、適切な情報手段を選択して情報を収集する学習活動、収集した情報の客観性・信頼性について考察する学習活動、様々な情報を結び付けて多面的に分析・整理したり新たな情報を創造したりする学習活動、相手や目的に応じて情報の特性をとらえて効果的に表現・発信する学習

45 活動、課題の解決のための情報及び情報手段の活用について過程や結果を評価し改善する学習活動など、情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実させることが必要である。

なお、すべての教科の各科目にわたる内容の取扱いにおいても、コンピュータや情報通信ネット

ワークなどを活用し、学習の効果を高めるようにすることを、それぞれの教科の特性に応じて示しており、各教科・科目等の指導において、情報手段を積極的に活用していくことが重要である。また、共通教科情報科と各教科・科目等が相互に関連を図ることが重要であり、指導における連携や協力に留意する必要がある。

- 5 一方、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題を踏まえ、情報モラルについて指導することが必要である。情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどである。このため、ネットワークを利用する上での責任について考えさせる学習活動、ルールや法律の内容を理解し違法な行為による個人や社会への影響について考えさせる学習活動、知的財産権などの情報に関する権利を理解し適切な行動について考えさせる学習活動、トラブルに遭遇したときの様々な解決方法について考えさせる学習活動、基礎的な情報セキュリティの重要性とその具体的な対策について考えさせる学習活動、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通じて、中学校段階の基礎の上に、情報モラルを確実に身に付けさせ、新たな問題に直面した場合でも適切な判断や行動がとれるようにすることが必要である。

その際、情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要である。また、子どものインターネットの使い方の変化に伴い、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが重要である。なお、携帯電話の利用の問題に関しては、学校において、家庭との連携を図りつつ、情報モラルを身に付けさせる指導を適切に行う必要がある。

各教科・科目等の指導に当たっては、教師がこれらの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることも重要である。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師はそれぞれの情報手段の操作に習熟するだけでなく、それぞれの情報手段の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

また、校内のICT環境の整備に努め、生徒も教師もいつでも使えるようにしておくことが重要である。

なお、生徒が安心して情報手段を活用できるよう、学校においては情報機器にフィルタリング機能の措置を講じたり、情報セキュリティの確保などに十分配慮したりすることが必要である。

(11) 学校図書館の利活用（第1章第5款の5の(11)）

(11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

学校図書館については、教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、生徒が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と、豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮することが求められる。したがって、学校図書館は、学校の教育活動全般を情報面から支えるものとして、図書その他学校教育に必要な資料やソフトウェア、コンピュータ等情報手段の導入に配慮するとともに、ゆとりのある快適なスペースの確保、校内での協力体制、運営などについての工夫に努めなければならない。これらを司書教諭が中心となってい、生徒や教師の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与することができるようになるとともに生徒の主体的、自律的な学習や読書活動を推進することが要請される。今回の改訂においては各教科を通じて生徒の思考力・判断力表現力等をはぐくむ観点から、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な生徒の言語活動の充実を図ることとしている。その中でも、読書は、生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切である。

このような観点に立って、各教科・科目等において学校図書館を計画的に活用した教育活動の展

開に一層努めることが大切である。例えば、国語科や芸術科における各科目にわたる内容の取扱いとして、学校図書館を活用することを示す（第２章第１節第３款の(2)、第７節第３款の２の(1)）とともに、特別活動のホームルーム活動では学校図書館の利用を指導事項として示している。そのほか、地理歴史科や公民科における各科目にわたる内容の取扱いでは、各種の統計、年鑑白書、画像、新聞、読み物、地図その他の資料を収集・選択し、それらを読み取り解釈することを定め、また、理科では「探究活動」を行うこととしているほか、「理科課題研究」という科目も新設されている。さらに、総合的な学習の時間では、調査・研究をはじめとする問題解決的な学習を重視している。また、コンピュータや情報通信ネットワークの活用により、学校図書館と公立図書館等との連携も一層進めやすくなり、より活発な調査・研究や探究活動を推進することにもつながる。

10 また、保護者や地域社会の人々との連携協力を進め、学校図書館が地域に開かれたものになり、人々の生涯学習に貢献することも大切である。

(12) 指導の評価と改善（第１章第５款の５の(12)）

15 (12) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成し、学習意欲を高めるための指導を行うためには、評価の在り方が大切である。いわゆる評価のための評価に終わることなく、生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導を振り返り、指導の改善に生かしていくことが特に大切である。

評価に当たっては、生徒の実態に応じた多様な学習を促すことを通して、主体的な学習の仕方が身に付くように配慮するとともに、生徒の学習意欲を喚起するようにすることが大切である。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視する必要がある。特に、他者との比較ではなく生徒一人一人の持つよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要である。また、生徒が自らの学習過程を振り返り、新たな自分の目標や課題をもって学習を進めていけるような評価を行うことが大切である。

30 評価については、指導内容や生徒の特性に応じて、評価の場面や方法を工夫する必要がある。学習の過程の適切な場面で評価を行うことや、教師による評価とともに、生徒による相互評価や自己評価などを工夫することも大切である。特に、相互評価や自己評価は、生徒自身の学習意欲の向上にもつながるとの観点から重視する必要がある。

35 (13) 部活動の意義と留意点等（第１章第５款の５の(13)）

40 (13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

高等学校教育において大きな役割を果たしている「部活動」については、前回の改訂により、高等学校学習指導要領の中でクラブ活動との関連で言及がなされていた記述がなくなっていた。これについて、平成20年１月の中央教育審議会の答申においては、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで高等学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である。」との指摘がなされたところである。

本項は、この指摘を踏まえ、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義、部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにするとの留意点、地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うとの配慮事項、

をそれぞれ規定したものである。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

(14) 家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流（第1章第5款の5の(14)）

(14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

教育基本法には、第13条において「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」と規定されている。また、学校教育法には、「高等学校は、当該高等学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」との規定が置かれた（同法第62条で高等学校に準用される第43条）。このように、学校がその目的を達成するためには、家庭や地域の人々とともに生徒を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。また、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。

そのためには、教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要である。特に高等学校では、就業体験の機会の確保（総則第5款の4の(3)）を図るためにも、産業界等とも十分に連携することが極めて重要である。また、各学校の教育方針や特色ある教育活動、生徒の状況などについて家庭や地域、産業界等の人々に説明し理解や協力を求めたり、家庭や地域、産業界等の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握し、自校の教育活動に生かしたりすることが大切である。その際、家庭や地域社会が担うべきものや担った方がよいものは家庭や地域社会が担うように促していくなど、相互の意思疎通を十分に図ることが必要である。さらに、家庭や地域社会における生徒の生活の在り方が学校教育にも大きな影響を与えていることを考慮し、休業日も含め学校施設の開放、地域の人々や生徒向けの学習機会の提供、地域社会の一員としての教師のボランティア活動を通して、家庭や地域社会に積極的に働きかけ、それぞれがもつ本来の教育的な機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。

また、学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。その際には、近隣の学校のみならず異なった地域の学校同士において、あるいは同一校種だけでなく異校種間においても、このような幅広い連携や交流が考えられる。

学校間の連携としては、例えば、近隣の学校や同一の課程を有する学校同士が学習指導や生徒指導のための連絡会を設けたり、合同の研究会や研修会を開催したりすることなどが考えられる。その際、中学校との間で相互に生徒の実態や指導の在り方などについて理解を深めることは、それぞれの学校段階の役割の基本を再確認することとなるとともに、広い視野に立って教育活動の改善充実を図っていく上で極めて有意義であり、生徒に対する一貫性のある教育を相互に連携し協力し合

5 って推進するという新たな発想や取組が期待される。また、今回の改訂で大学との連携が明示されている。これを踏まえ、例えば、高等学校において専門分野に関する講演や説明等を大学の教授等に依頼したり、課題学習を行う際に大学生の支援を得てよりきめ細かく指導したりするなど、高大連携を推進することで、生徒の学習意欲を高め、個々の興味・関心を持つ学問分野への理解を一層

10 深めるとともに、主体的な進路選択を行うことができるようにすることも期待される。

学校同士の交流としては、例えば、近隣の学校と学校行事、部活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、自然や社会環境が異なる学校同士が相互に訪問したり、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用して交流したり、特別支援学校などとの交流を図ったりすることなどが考えられる。これらの活動を通じ、学校全体が活性化するとともに、生徒が幅広い体験を得、視野を広

15 げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待される。

障害者基本法第14条第3項にも規定するとおり、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習は、生徒が障害のある幼児児童生徒などとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合

20 は、例えば、学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習のほか、文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習が考えられる。なお、交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒などの一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切である。

都市化や核家族化の進行により、日常の生活において、生徒が高齢者と交流する機会は減少している。そのため、学校は生徒が高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設け、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心をはぐくみ、高齢者から様々な生きた知識や人間の生き方を学んでいくことが大切である。高齢者との交流としては、例えば、授業や学校行事などに地域の高齢者を招待したり、高齢者福祉施設などを訪問したりして、高齢者の豊かな体験に基づく話を聞き、介護

30 の簡単な手伝いをするなどといった体験活動が考えられる。また、地域の様々な人々との交流を図っていくことも考えられる。

こうした取組を進めるに当たっては、総合的な学習の時間や特別活動、家庭科の時間などを有意義に活用するとともに、学校は介護や福祉の専門家の協力を求めたり、地域社会や学校外の関係施設や団体で働く人々と連携したりして、積極的に交流を進めていくことが大切である。

35 なお、高等学校については、他の高等学校において科目の単位を修得することのできる学校間連携（学校教育法施行規則第97条）、ボランティア活動や就業体験などの学校外活動に対する単位認定（同第98条、平成10年文部省告示第41号）が制度化されており、こうした取組を積極的に進めていくことが期待される。

第6節 単位の修得及び卒業の認定

1 単位の修得の認定（第1章第6款の1）

1 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定

- (1) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
- (2) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な学習の時間を履修し、その成果が第4章に定める目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
- (3) 学校においては、生徒が1科目又は総合的な学習の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

学校においては、学習指導要領の定めるところに従い、履修させるべき各教科・科目とその単位数を定め、その単位数に相応して指導計画を立てるなどして授業を行う。生徒はこれによって各教科・科目を履修し、その成果が各教科・科目の目標に照らして満足できると認められた場合は、通常年度末においてその各教科・科目について所定の単位を修得したことが認定される。

高等学校在学中に単位の修得を認定された各教科・科目については、原則としてそれを再び履修し修得する必要はなく、修得した単位は、全日制、定時制及び通信制の各課程の相互間に共通して有効であり、転学や転籍の際には修得した単位に応じて、相当学年に転入させることができる（学校教育法施行規則第92条第2項）。

特に、学年による教育課程の区分を設けない単位制による課程においては、過去に在学した高等学校において単位を修得している生徒について、その修得した単位数を、全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる（単位制高等学校教育規程第7条）。

また、高等学校卒業程度認定試験を受験する際には、高等学校において、各試験科目に相当する科目を修得した生徒は、その願い出により、当該試験科目について受験が免除される（高等学校卒業程度認定試験規則第5条）。

各教科・科目の単位数を配当する場合、ある年次で各教科・科目に配当した単位数全部の履修を完結する場合もあるし、2以上の年次にわたって分割して履修する場合もある。2以上の年次にわたって分割履修する場合には、年次ごとにその各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定することとなる。この場合、それぞれの年次では、当該各教科・科目の一部の単位数を修得できるにすぎず、当該各教科・科目に配当された全部の単位数を修得することによって初めて当該各教科・科目を修得したこととなる。また、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することもできる（第1章第5款の2の(3)）が、この場合の単位の修得の認定は、年度終了時に行うことも、第1章第6款の1の(3)後段により、学期の区分ごとに行うことも可能である。

2以上の年次にわたって各教科・科目等を履修する場合の基本的な扱いは、従前と同様、以上のとおりである。なお、例えば、特定の年度における授業時数は1単位（35単位時間）に満たないが、次年度に連続して同一の科目を設定するような場合などにおいて、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とし、今回の改訂では、単位認定は各年次ごとに行うことを「原則とする」とした。

なお、修得を卒業の要件と学校が定めている各教科・科目については、たとえその一部を分割履修し、修得してもそれをもってその各教科・科目の修得とすることはできず、したがって、卒業の要件を満たすことはできない。しかし、当該各教科・科目の修得が卒業の要件とされていない場合

は、認定された一部分の単位はそれ自体、修得した単位数としてそれぞれの学校で定める卒業に必要な単位数の中に入れて計算して取り扱うことが可能である。

また、学校においては、学習指導要領で標準単位数が定められている各教科・科目について、標準の幅の範囲内で、標準単位数を下回って単位数を配当することがあり得る。この場合、学校は各教科・科目の目標や教育的な配慮に基づく適切な単位数を配当する必要があるが、学校が定めた単位数を修得すればその各教科・科目を修得したと認めることができるものである。

単位修得の認定は、学校が行うことになっている。これは教師が行う平素の成績の評価に基づいて、最終的に校長が行うということである。したがって、評価の在り方について、教師間の共通理解を図ることが必要であり、また、校長は、教員に対し平素から評価の仕方などについて十分指導し、全体として適切な評価が行われるようにしなければならない。

この規定の適用としては、既に述べたように、各教科・科目の内容を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導する場合のほか、各教科・科目の授業を特定の学期に行う場合やある各教科・科目の授業を特定の期間に集中的に行い、その履修をある学期で行ってしまうような場合（総則第4款の1）、学校間連携や学校外活動の単位認定などにより、各教科・科目の一部又は全部をある学期に履修する場合などが考えられる。このような場合に、各教科・科目の単位の修得の認定を当該学期末に行うことを可能としたものであるが、これらの場合であってもその単位の修得認定を年度末に行うことも可能である。

いわゆる学年制をとる場合、ある学年においてある各教科・科目の単位の修得が認められなかった生徒について、当該生徒を一応進級させた上で次の学年で十分指導し、次の学年の1学期末に追試験を行い当該学期末に単位の修得を認定することなども考えられる。

しかし、この規定は、いわゆる学年制をとっている場合に、最終学年で修得できなかった各教科・科目の単位認定を翌年度の1学期末に行い、その時点で卒業を認めるということを許容するものではない。学年は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わることが原則である（学校教育法施行規則第104条で高等学校に準用する第59条）ことから、校長が全課程の修了を認定する時期も3月末が適当であり、上述のような学年途中における卒業は許されない。ただし、留学に係る場合（同施行規則第93条第3項）や帰国生徒・外国人留学生在が学期の区分に従い入学・卒業する場合（同施行規則第104条第3項）は、それぞれの学校教育法施行規則の定めによるものであり、学年の途中又は学期の区分に従い卒業が認められるが、この項の定める学期の区分による単位修得の認定の規定によるものではない。

なお、単位制による課程にあっては、教育上支障がないときは、学期の区分に従い、生徒を入学させ、又は卒業させることができることとされている（単位制高等学校教育規程第3条）。

また、総合的な学習の時間の単位の認定の要件についても、各教科・科目と基本的に同様である。すなわち、第一に生徒が学校が定める指導計画に従って学習活動を行うこと、そして、第二に、その学習活動の成果が総合的な学習の時間の目標に照らして満足できると認められることが、単位の修得認定の要件となる。単位の修得認定に当たっては、各教科・科目と同様、総合的な学習の時間における学習活動を2以上の年次にわたって行ったときには各年次ごとに単位の修得を認定することが原則である。また、学期の区分ごとに単位の修得を認定することもできる。

2 卒業までに修得させる単位数（第1章第6款の2）

2 卒業までに修得させる単位数

学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

(1) 卒業までに修得させる単位数

ここでは、卒業までに修得させる単位数を学校において定めるべきことを示している。学校においては、卒業までに修得すべき単位数を定めなければならないが、卒業までに修得すべき各教科・科目について定めることまでは求められていない。

- 5 総則第2款の1は「卒業までに履修させる」単位数等についての規定であるが、本項は「卒業までに修得させる」単位数についての規定である。「修得」とは、各教科・科目又は総合的な学習の時間を履修することにより、それらの目標からみて満足できる成果をあげることである。

ところで、総則第3款に掲げる必履修教科・科目及び総合的な学習の時間（以下「必履修教科・科目等」という。）の単位数については、卒業までに履修させる各教科・科目等の単位数に含めることが求められている（総則第2款の1）が、ここではそのような定めはなく、国の基準上は、卒業までに修得させる単位数の中に、必履修教科・科目等の単位数を含めるべきこととはされていない。すなわち、生徒は必ず必履修教科・科目等を履修しなければならないが、学校がそれらの単位を修得すべきものと定めていない場合には、それらの履修の成果が単位修得に至らなくても、再度修得を目指して履修することは求められない。

- 15 次に、卒業までに修得させる単位数については、従前と同様、74単位以上としている。これは、各学校で卒業に必要な修得単位数を具体的に規定するに当たって、74単位を下ってはならないという最低必要要件を定めたものである。したがって、74単位を上回る単位数を学校が定めることは可能である。

なお、卒業までに修得させる各教科・科目については、転学など特別の事情のある場合を考慮し、その履修や修得について弾力的な取扱いができるような配慮をしておくことが大切である。

また、普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目を履修し、修得した場合、その単位数を合わせて20単位まで卒業に必要な単位数に含めることができることとしている。専門学科及び総合学科についてはこのような制限は設けられていない。

25 (2) 卒業の認定

校長は、学校があらかじめ定めた卒業までに修得すべき単位数を修得した者で、特別活動を履修しその成果がその目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定する。学校があらかじめ卒業までに修得すべき各教科・科目についても定めている場合には、その定められた各教科・科目及びその単位数を修得する必要がある。同様に総合的な学習の時間についても、学校が修得すべきことを定めている場合には、その単位数を修得しなければならない。

ところで、学校教育法施行規則第96条において、「校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74単位以上を修得した者について、これを行わなければならない。」という定めがあるが、修得した単位数が74単位に達したからといって、生徒が卒業認定を要求し得る根拠とはならない。学校において、卒業に必要な単位を74単位を超えたある単位数以上と定めた場合、生徒はそれを満たさなければならないし、また、特別活動についてその成果が目標に照らして満足できるという要件も満たしていなければならないのである。

なお、以上のことについては、学校において卒業を認めるに当たっては、生徒の平素の成績を評価して、これを定めなければならないこととされている（学校教育法施行規則第104条で高等学校に準用される第57条）。

また、校長は、全課程を修了したと認めた者に卒業証書を授与することとされている（同施行規則第104条で高等学校に準用される第58条）。

3 各学年の課程の修了の認定（第1章第6款の3）

3 各学年の課程の修了の認定

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを

踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする。

学年による教育課程の区分を設けるいわゆる学年制をとる場合においては、各学年の課程の修了の認定を行うこととされている（学校教育法施行規則第104条で高等学校に準用される第57条）が、この規定は、いわゆる学年制をとる場合においても、一方で高等学校においては、単位制が併用されていることも考慮し、各学年の課程の修了の認定を弾力的に行うよう配慮することを求めているものである。

学年制を厳格に運用すると、当該学年で修得すべきとされる科目が未修得の場合には、たとえそれが1科目でも上級学年への進級が認められず、原級留置とされてしまう。しかし、中途退学の要因の一つが原級留置にかかわるものであるとの指摘もあり、あまりに厳格すぎる学年制の運用は、多様化している生徒の実態を踏まえ、生徒一人一人の個人差に応じ、しかもその個性の伸長を図るという観点からみて、必ずしも適当とはいえない。

そのような観点から、各学年における課程の修了の認定については、ある学年において数単位不認定となった生徒について、一律に原級留置とするのではなく、弾力的に運用することとし、学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を、修業年限内に修得すれば卒業が可能になるよう配慮することを求めたものである。

具体的には、例えば、ある学年において未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補講や追試によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年に進級させるという形で学年の課程の修了の認定について弾力化を図ったり、学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付することなく進級を認めたりすることなどが考えられる。また、未修得の各教科・科目が、学校が卒業までに修得すべき各教科・科目として定めたものである場合も考えられるので、次の学年に進級した後に前学年の未修得の各教科・科目を履修することも可能となるような教育課程を編成することなどの配慮も考えられる。

25 4 学校外における学修等の単位認定

学校教育法施行規則等において、次のような、学校外の学修等について単位認定を可能とする制度が設けられている（【別表】参照）。

(1) 海外留学に係る単位認定

30 外国の高等学校（正規の後期中等教育機関）へ留学した場合に、30単位を限度として我が国の高等学校の単位として認めるものである。単位認定に当たっては、外国における学習の結果をもとにその実態に応じて適切な方法により、我が国の単位として換算して認定するものであり、外国のカリキュラムを逐一当該高等学校の各教科・科目と対比し、これらに置き換えて評価する必要はない。また、学年をまたがって留学した生徒については、留学が修了した時点において、学年の途中においても進級又は卒業を認めることができる。

(2) 学校間連携による単位認定

40 生徒の履修したい科目が自校には設けられていないが他校では開設されている場合、学校間の協議により、自校の生徒が他校において一部科目を履修することを可能とし、他校で修得した科目の単位数を、生徒の在学する高等学校が定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることができることとするものである。自校には設けられていない専門教科・科目や他校の学校設定教科・科目などの履修が可能となり、生徒の選択の幅を拡大することができる。

この制度は、自校の全日制の課程と定時制の課程又は通信制の課程との間において相互に併修する場合についても適用される。

45 この学校間連携により、自校の卒業に必要な単位数に加えることのできる単位数及び以下の(3)～(5)により認定できる単位数については、従来、その合計数が20単位を超えないものとされていたが、平成17年度より、これらの単位数の合計数の上限が拡大され、36単位を超えないものとされ

ている。

これは、高等学校の生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、生徒の在学する高等学校での学習の成果に加えて、生徒の在学する高等学校以外の場における体験的な活動等の成果について、より幅広く評価できるようにすることを通じて、高等学校教育の一層の充実を図る観点から、拡大されたものである。

これらの制度の活用にあたっては、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等について（平成10年3月31日付け文初高第202号文部省初等中等教育局長通知）」の内容に十分留意しつつ、各学校において、当該学修が教育上有益と認められるか、単位認定の対象となる科目が当該高等学校の教育課程の全体からみて適切であるか等について判断する必要がある。

10

(3) 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定

大学や高等専門学校における学校教育法第105条（同法第123条において準用する場合を含む。）に規定する特別の課程における学修及び科目等履修生、研究生、聴講生としての学修、専修学校の高等課程における学修並びに専門課程における学校教育法第133条において準用する同法第105条に規定する特別の課程における学修及び科目等履修生又は聴講生としての学修、専修学校の高等課程又は専門課程において高等学校の生徒を対象として行う附帯的教育事業における学修、大学の公開講座、公民館などの社会教育施設が開設する講座などにおける学修について、それを自校の科目の履修とみなし、単位の修得を認めるものである。単位認定にあたっては、各学校の判断により、その学修成果に対応する科目の一部又は全部の単位として認めることもでき、また、増加単位として認定することもできる。

(4) 技能審査の成果の単位認定

高等学校において設けられている各教科・科目の学習内容に対応しており、かつ一定の要件を満たす知識・技能審査において相当程度の成果を収めた場合、それを自校の科目の履修とみなし、単位として認めるものである。単位認定にあたっては、各学校の判断により、その学修成果に対応する科目の一部又は全部の単位として認めることもでき、また、増加単位として認定することもできる。

なお、従前は、実用英語能力検定や簿記検定などの知識・技能審査に合格した場合のみ、単位認定が可能であったが、平成18年度より、TOEFL・TOEICなどのように合格・不合格の区別のない知識・技能審査の成果に係る学修についても単位認定ができるようになった。

(5) ボランティア活動等の単位認定

学校外の活動として、社会福祉施設等においてボランティア活動を行った場合、企業、工場や農家等において就業体験活動（インターンシップ）を行った場合、各種のスポーツ活動や文化に関する活動において顕著な成績をあげた場合、それを自校の科目の履修とみなし、単位の修得を認めるものである。単位認定にあたっては、各学校の判断により、その学修成果に対応する科目の一部又は全部の単位として認めることもでき、また、増加単位として認定することもできる。

(6) 高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定

生徒が在学中又は入学する前に、高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を得た試験科目（旧大学入学資格検定により合格点を得た受検科目を含む）に係る学修について、それを自校の科目の履修とみなして、単位の修得を認めるものである。

従前、高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する生徒については、大学入学資格検定の受検が認められるとともに、高等学校学習指導要領の規定により、入学前又は在学中の大学入学資格検定の合格科目について、それに相当する高等学校の科目の単位として認定することができることとされていた。

平成17年度から従来の大学入学資格検定に代わり高等学校卒業程度認定試験が導入されるとともに、従来の大学入学資格検定と異なり、高等学校の全日制課程の生徒にもその受験が認められるこ

ととなった。

これらのことを踏まえ、平成17年度より、全日制課程、定時制課程及び通信制課程の別を問わず、生徒が、在学中又は入学する前の高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修について、校長の判断により、当該高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができることとしたものである。また、旧大学入学資格検定に合格した科目についても同様の取り扱いとされている。

単位認定の対象とする試験科目の範囲や認定方法等は、各学校において適切に判断する必要があり、例えば、生徒が現に高等学校において履修中の科目を対象とするか、高等学校卒業程度認定試験においてどのような評点での合格を要件とするかなど、具体的な範囲や認定方法は、各学校の判断に委ねられている。

なお、この制度が学校教育法施行規則で規定されたことに伴い、高等学校学習指導要領の大学入学資格検定合格科目の単位認定についての規定は削除された。

(7) 別科において修得した科目に係る学修の単位認定

別科とは、高等学校に置かれ、高等学校の入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とする教育機関であり、その修業年限は1年以上とされている(学校教育法第58条第1項、第3項)。

生徒が在学中又は入学する前に、別科において高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修について、それを自校の科目の履修とみなして、単位の修得を認めるものである。「高等学校学習指導要領に定めるところに準じて」とあるのは、別科における科目の履修が内容的にも、量的にも、高等学校における科目の履修に準じていることを要することとしているものである。

(8) 定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定

定時制又は通信制の課程に在学する生徒が、都道府県教育委員会が指定する技能教育施設(専修学校、職業能力開発校等)において教育を受けている場合に、高等学校の校長が、当該施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなす措置をとることにより、単位として認めるものである。この連携措置は、高等学校と技能教育施設との間で計画を定めて実施するものであり、働きながら学ぶ青少年に対し、より効果的に高等学校教育を提供することを目的としている。単位認定の対象となるのは、職業に関する教科であり、認定単位数は卒業に必要な単位数の2分の1以内とされている。

(9) 定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定

通信制の課程の生徒が、自校の定時制の課程又は他校の定時制若しくは通信制の課程において一部科目の単位を修得した場合、定時制の課程の生徒が、自校の通信制又は他校の通信制の課程において一部科目の単位を修得した場合、当該校長の定めるところにより、その単位数を自校の卒業に必要な単位数に含めることができるものである。この定通併修による単位認定については、上限は設けられていない。

なお、定時制の課程の生徒が他校の定時制の課程において一部科目を履修する場合については、上記(2)の学校間連携の制度によることとなる。

【別表】

制 度	根拠規定	制 度 の 概 要
海外留学に係る単位認定	学校教育法施行規則第93条	外国の高等学校への留学を許可された場合に、外国 高等学校における履修を自校における履修とみなし、単位の修得を認定できる制度(30単位まで)

5	学校間連携による単位認定	学校教育法施行規則第97条	他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を自校の定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度 (~ を合わせて36単位まで)
10	大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定	学校教育法施行規則第98条第1号 平成10年文部省告示第41号第1項	大学、高等専門学校若しくは専修学校における学修、大学、公民館その他の社会教育施設において開設する講座等における学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 (~ を合わせて36単位まで)
15	技能審査の成果の単位認定	学校教育法施行規則第98条第2号 平成10年文部省告示第41号第2項	文部科学大臣が認定した技能審査など一定の要件を満たす知識及び技能の審査の成果に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 (~ を合わせて36単位まで)
20	ボランティア活動等の単位認定	学校教育法施行規則第98条第3号 平成10年文部省告示第41号第3項	学校外におけるボランティア活動、就業体験、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 (~ を合わせて36単位まで)
25	高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定	学校教育法施行規則第100条第1号	高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる制度
30	別科の科目の単位認定	学校教育法施行規則第100条第2号	高等学校の別科において、高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度
35	定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定	学校教育法第55条学校教育法施行令第32条～第39条 技能教育施設の指定等に関する規則	定時制又は通信制の課程の生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設において教育を受けているとき、当該施設における学習を自校における職業教科の一部の履修とみなすことのできる制度 (卒業に必要な単位数の2分の1以内)
40	定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定	高等学校通信教育規程第12条	通信制の課程の生徒が自校の定時制課程、他の高等学校の定時制課程、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき、又は定時制の課程の生徒が自校の通信制課程、他の高等学校の通信制課程において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数をそれぞれ自校の定めた通信制課程又は定時制課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度
45			

第 7 節 通信制の課程における教育課程の特例

通信制の課程における教育課程については、第 1 款から第 6 款まで（第 4 款，第 5 款の 1 並びに第 5 款の 4 の(4)のア及びイを除く。）に定めるところによるほか，次に定めるところによる。

通信制の課程の教育課程も，高等学校教育として原則として第 1 章総則の第 1 款から第 6 款までの適用を受けるものであるが，通信制の課程の教育方法が全日制・定時制の課程と異なるため，以下のような事項については適用を受けないこととされている。

(1) 授業時数

通信制の課程の教育方法は添削指導，面接指導，放送その他の多様なメディアを利用した指導，試験によることになっているため（高等学校通信教育規程第 2 条），全日制・定時制の課程におけるような授業は原則として行われない。このため授業時数等に関する第 4 款の適用は受けない。

(2) 類 型

通信制の課程では類型に関する第 5 款の 1 の規定の適用を受けない。これは，通信制の課程においては生徒が定まった類型を選ぶよりは，必要に応じ個々の科目を選択して履修することが多いからであり，それが自学自習による添削指導と，個別指導を重視した面接指導とを中心とする通信制の課程の教育課程の一つの特色でもあるからである。

このように通信制の課程については，学習指導要領の類型に関する規定は適用されていないが，必要により以上のような措置をとることはそれぞれの学校の判断に委ねられているのである。

(3) 就業体験，ホームプロジェクトなど

通信制の課程では職業科目の履修について，就業体験やホームプロジェクト等により授業時数の一部の代替を認めている第 5 款の 4 の(4)のア及びイの適用は受けない。これは，通信制の課程では全日制・定時制の課程におけるような授業が行われないからである。

他方，定時制及び通信制の課程においては，第 5 款の 4 の(4)のウの規定により職業（家事を含む。）に従事している生徒に対して，その実務等をもって職業科目の履修の一部に代替できることを定めている。

1 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準（第 1 章第 7 款の 1 ）

1 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間（1 単位時間は，50 分として計算するものとする。以下同じ。）数の標準は，1 単位につき次の表のとおりとするほか，学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものについては，各学校が定めるものとする。

各教科・科目	添削指導（回）	面接指導（単位時間）
国語，地理歴史，公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並	各教科・科目の必要	各教科・科目の必要

(1) 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

- 5 添削指導，面接指導は通信制の課程における教育の基幹的な部分である。これはまた全日制・定時制の課程における授業に相当するものでもある。

通信制の課程の学習の量と質は全日制・定時制の課程の学習の量と質と同等であることはいうまでもない。通信制の課程の学習量は全日制・定時制の課程の学習量に相当するように添削指導の回数及び面接指導の単位時間数が定められている。

- 10 各教科・科目の1単位当たりの添削指導の回数，面接指導の単位時間数は，標準を示すものであるので，ある程度上下に幅をもった回数，単位時間数を決めることができるが，添削指導，面接指導は通信制の課程で行う教育（以下，「通信教育」という。）の中心であり，また，全日制や定時制の課程とは異なり，教師が直接指導する機会も少ないことから，それぞれの回数，単位時間数は十分確保する必要があると考えられる。

- 15 面接指導の授業の1単位時間については，総則第7款の3に規定しているように，各学校において適切に定めることとし，ここでは，計算の基礎として50分とすることを定める規定としている。

- なお，学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものについては，添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準を各学校が定めることとしている。これは，学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称，目標，内容，単位数等については，各学校において定める（総則第2款の5）こととされていることを受け，通信教育における添削指導の回数，面接指導の単位時間数についても各学校が定めることとしているものである。

(2) 専門教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

- 25 専門教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の設定に当たっては，専門教科・科目の標準単位数の設定が学科の特色，学校や地域の実態等によりその学校の設置者の定めるところとなっていること（総則第2款の3）や，生徒の従事する職業における実務等をもって，職業科目の履修の一部に代替できることとされていること（総則第5款の4の(4)のウ）などを十分配慮することが望ましい。

30 (3) 添削指導・面接指導の在り方

- 通信教育では添削指導と面接指導が教育・学習の中心である。添削指導は生徒の学習の状況を把握し，何が理解でき，何が理解できないか，生徒の基礎学力は十分かどうか，生徒の思考方向とつまづきを的確にとらえ指導していくことが必要である。このような観点から，例えばマークシート形式のように機械的に採点ができるような課題や，択一式の問題のみで構成される課題は添削指導35としては不適切である。特に生涯学習の観点から高齢者を含む社会人の学習機会として通信教育の果たす役割は大きく，長時間の就学ブランクを添削指導で補っていくためには課題についての周知な研究と配慮が必要である。

- 面接指導も，添削指導と並んで通信教育の柱をなすものである。面接指導においては，個別指導を重視して一人一人の生徒の実態を十分把握し，年間指導計画に基づき，自宅学習に必要な基礎的40・基本的な学習知識について指導したり，それまでのレポートの添削を通して個々の生徒のもつ学習上の弱点について十分考慮しその後の自宅学習への示唆を与えたりするなど，計画的，体系的に指導することが必要である。

2 総合的な学習の時間の添削指導の回数等（第1章第7款の2）

- 45 2 総合的な学習の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については，各学校において，学習活動に応じ適切に定めるものとする。

総合的な学習の時間については、通信制の課程においても教育課程上必置であり、すべての生徒がその学習活動を行わなければならない。この総合的な学習の時間の標準単位数は、総則第2款の2の表において3～6単位とされている。

5 総合的な学習の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じ適切に定めることとしている。

総合的な学習の時間における目標や内容の取扱い等については、通信制の課程においても、全日制・定時制の課程と同様、第4章の規定が適用される。したがって、問題解決能力や学び方、ものの考え方などの育成をねらいとして、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などを取り入れながら、各学校の創意工夫を生かして特色ある教育活動を行うこととなる。

10 通信制の課程においては、これらの学習活動を添削指導及び面接指導により行うこととなる。観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、学習活動に応じ、添削指導の回数及び面接指導の単位時間数を適切に定めることが重要である。

15 3 面接指導の授業の1単位時間（第1章第7款の3）

3 面接指導の授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。

20 全日制・定時制の課程における授業の1単位時間については、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、各学校において適切に定めることとされている（総則第4款の7）。

ここでは、通信制の課程における面接指導の授業の1単位時間についても、同様に、各学校において適切に定めることを規定している。

特に、通信制の課程の面接指導は、生徒の自学自習の過程での面接による指導であり、そのため指導の長短を画一的な時間で固定化することは指導の趣旨からしてもなじまないことに配慮し、各学校で生徒の実態や各教科・科目等の特質を考慮して適切に定められるようにしたものである。

ただし、この場合も、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保することが前提となることに留意する必要がある。各教科・科目の1単位当たりの面接指導の単位時間数の標準が、第7款の1において定められており、その場合の1単位時間は50分として計算するものとされている。したがって、それによって計算された単位数に見合う面接指導の単位時間数については、面接指導の授業の1単位時間を弾力化する場合でも、前提として確保されていなければならない。

4 ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間の免除（第1章第7款の4）

35 4 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。

この規定は、放送やインターネット等による通信教育の生徒を対象とした番組等が、日常の学習上の障害点を解決し、教科書、学習書による学習の効果を高める上で大きな役割を果たすことにかんがみ、計画的、継続的に行われるラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を、学校が各教科・科目、特別活動に取り入れ、生徒が視聴し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合に、面接指導の一部免除を認めるものである。

今回の改訂では、多様なメディアを利用して行う学習の成果が満足できるか否かについて、報告課題の作成等により確認すべきとの趣旨がより明確になるよう、学習指導要領上「報告課題の作成等により」との文言を新たに追加している。

「その他の多様なメディア」とは、インターネット、通信衛星等を用いることにより、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うものである。

しかし、放送、インターネット等の視聴による面接指導の一部免除措置は、面接指導という直接経験の必要性を少しも減ずるものではない。このため、多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合であっても、免除できる時間数は、これまでと同様に、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内、合わせて10分の8以内としている。

なお、多様なメディアを利用して行う学習を取り入れる場合は、計画的かつ継続的に提供され、高等学校教育の目標及びその水準の維持に十分配慮することが必要である。また、生徒が利用する場合の留意点等について十分指導するとともに、教職員、生徒等のプライバシー、教材等の著作権、情報のセキュリティ等に十分配慮することも必要である。

5 特別活動の指導時間数（第1章第7款の5）

5 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとすることができる。

通信制の課程では登校日数におのずと制限があるが、ホームルーム活動は集団教育の場として欠かすことのできないものである。特に通信制の課程における生徒は、年齢が多様であり、様々な職業に従事している。このような生徒が集まり交流を図ることは、人間形成の面からみて全日制の課程では味わうことのできない教育効果の高いものである。全日制・定時制の課程と同じような授業時数を確保することは難しいとはいえ、このような特別活動の重要性に堪がみ、年間指導計画に基づき、卒業までに30単位時間以上指導するものとしている。

また、今回の改訂において、「なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとする」との規定が追加された。これは、今回の改訂で、学習指導要領第5章特別活動で取り組むべき内容について具体的に明示しており、通信制においてこれらの活動のすべてを行うことが難しい特別の事情がある場合には、その一部を行わないものとするということとしたものである。

第4章 教育課程編成の手順と評価

これからの学校教育においては、各学校において創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施し、特色ある学校教育活動を進めていくことが求められている。そのためには、地域や学校、生徒の実態等を的確に把握・分析し、それを基に、それぞれの学校の教育課題を明確にし、全教職員が一致協力して教育課程の編成と評価に当たることが重要である。

第1節 教育課程の編成の手順

1 教育課程の編成の手順

教育課程の編成の手順は必ずしも一定したものではなく、それぞれの学校がその実態に即して、手順を考えるべきものである。

したがって、ここでは教育課程の編成の手順の一例を示すこととする。

15

(1) 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。

基本方針を明確にするということは、教育課程の編成に対する学校の姿勢や作業計画の大綱を明らかにするとともに、それらについて全教職員が共通理解をもつことである。

ア 学校として教育課程の意義、教育課程の編成の原則などの編成に対する基本的な考え方を明確にし、全教職員が共通理解をもつ。

20

イ 編成のための作業内容や作業手順の大綱を決め、作業計画の全体について全教職員が共通理解をもつ。

ウ 編成のための組織と日程の基本的な方針を明確にする。

25

(ア) 編成に当たる組織及び各種会議の役割や相互関係について、その基本的な考え方を明確にする。

(イ) 分担作業の実施やその調整なども含め、作業日程についてその基本的な考え方を明確にする。

(2) 教育課程の編成のための具体的な組織と日程を決める。

30 教育課程の編成は、組織的かつ計画的に実施する必要がある。そのために編成を担当する組織を確立するとともに、それを学校の組織全体の中に明確に位置付ける。また、編成の作業日程を明確にするとともに、それと学校が行う諸活動との調和を図る。

ア 編成のための組織を決める。

(ア) 編成に当たる組織及び各種会議について、その職務分担、役割などを具体的に決める。

35 (イ) 編成に当たる組織及び各種会議について、分担、協力などその相互関係を明確にするとともに、それを学校の組織全体の中に位置付ける。

(ウ) 既存の組織を整備、補強したり、新たな組織を設けるなど、具体的に組織の手直しや組織づくりをする。

(I) 組織内の役割や分担を決める。

40 イ 編成のための作業日程を決める。分担作業やその調整を含めて、各作業ごとの具体的な日程を決める。

(3) 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。

事前の研究や調査によって、教育課程についての国や教育委員会の基準の趣旨を理解するとともに、教育課程の編成にかかわる学校の実態や諸条件を把握する。

45

ア 教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などを研究し理解する。

イ 地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性、進路等を把握する。その際、保護者

や地域住民の意向，生徒の状況等を把握することに留意する。

ウ 実施中の教育課程を検討し評価して，その改善点を明確にする。その際，生徒の学習状況や反応などに留意する。

5 (4) 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。

学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項は，学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づきながら，しかも各学校が当面する教育課題の解決を目指し，両者を統一的に把握して設定する。

10 ア 事前の研究や調査の結果を検討し，学校教育の目的や目標を照らして，それぞれの学校や生徒がもっている教育課題を明確にする。

イ 学校教育の目的や目標を調和的に達成するため，各学校の教育課題に応じて，学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を設定する。

ウ 編成に当たって，特に留意すべき点を明確にする。

15 (5) 教育課程を編成する。

教育課程は学校の教育目標の実現を目指して，各教科・科目等及びその指導内容を選択し，組織し，それに必要な単位数や授業時数を定めて編成する。

20 ア 学校の教育目標の効果的な達成を図るため，重点を置くべき事項を明確にしながら，修得総単位数や各年次の修得単位数，類型の有無や種類，必履修教科・科目と選択科目などの構成と履修年次，総合的な学習の時間，特別活動の位置付け等教育課程の基本的な構造について，相互の関連を考慮しながら定める。

イ 各教科・科目等及びその指導内容を選択し，定める。

(ア) 各教科・科目（必履修教科・科目，選択科目，学校設定教科・科目）の構成，総合的な学習の時間の内容，特別活動の構成等を具体的に定める。

25 (イ) 指導内容について，その基礎的・基本的なものを明確にする。

(ウ) 学校の教育目標の有効な達成を図るため，重点を置くべき指導内容を明確にする。

(I) 各教科・科目等の指導において，基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに，個に応じた指導を推進するよう配慮する。

30 (オ) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育，体育・健康に関する指導及び就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導について，適切な指導がなされるよう配慮する。

(カ) 地域や学校，生徒の実態に応じて学校が創意を生かして行う総合的な学習の時間を適切に展開できるよう配慮する。

(キ) 指導内容に取り上げた事項のまとめ方や重点の置き方を検討する。

35 エ 各教科・科目等及びその指導内容を組織する。

(ア) 基礎的，基本的な指導を重視するとともに，発展的，系統的な指導ができるように類型や年次に応じ，各教科・科目等を配列し組織する。また，指導のまとめ方，指導の順序及び重点の置き方に工夫を加える。

40 (イ) 各教科・科目，総合的な学習の時間及び特別活動について，各教科・科目等間の指導内容相互の関連を図る。

(ウ) 各教科・科目等の指導内容相互の関連を明確にする。

(I) 発展的，系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。

オ 単位数や授業時数を配当する。

45 (ア) 指導内容との関連において，各教科・科目，総合的な学習の時間及び特別活動について，それぞれの単位数や授業時数を定める。

(イ) 各教科・科目等や学習活動の特質に応じて，創意工夫を生かし，1年間の中で，学期，月，週ごとの各教科・科目等の授業時数を定める。

(ウ) 各教科・科目等の授業の１単位時間を，生徒の発達の段階及び各教科・科目等や学習活動の特質を考慮して適切に定める。

2 学校の教育目標の設定

5

高等学校の目的や目標は学校教育法に示されており，各学校においては，その達成を目指して教育を行わなければならない。しかし，法律に規定された目的や目標は一般的であり，各学校においては，生徒の実態や学校の置かれている各種の条件を分析して検討した上でそれぞれの学校の教育の課題を正しくとらえ，それに応じた具体的な強調点や留意点を明らかにした教育目標を設定する必要がある。各学校の教育課程は，それぞれの学校の教育目標の実現を目指して編成されるものであり，各教科・科目，総合的な学習の時間及び特別活動の目標など指導内容に十分反映するようにすることが大切である。

10
15 学校の教育目標をこのようにとらえると，それは，法律で定められている高等学校の目的や目標を前提とするものであり，また，学習指導要領に示されている各教科・科目等の目標などを前提とするものであることが必要である。

また，地域や学校及び生徒の実態に即したものであること，教育的価値が高く，継続的な実践が可能なものであることなどが必要である。

以上のことを整理すると，各学校で設定する教育目標は，次のような要件を具備する必要がある。

- (1) 法律に定められた高等学校の目的や目標を前提とするものであること。
- 20 (2) 学習指導要領に示す各教科・科目，総合的な学習の時間及び特別活動の目標などを前提とするものであること。
- (3) 教育委員会の規則，方針等に従っていること。
- (4) 地域や学校の実態等に即したものであること。
- (5) 教育的価値が高く，継続的な実践が可能なものであること。
- 25 (6) 評価が可能な具体性を有すること。

第2節 教育課程の評価

1 学校評価における教育課程の評価

5 (1) 学校評価に関する法制度

学校評価については、平成16年4月に施行された高等学校設置基準等において、各学校は自己評価とその結果の公表に努めることとされた。また、保護者等に対する情報提供について、積極的に行うこととされた。その後、平成19年6月に学校教育法が改正され、学校評価及び情報提供に関する総合的な規定が設けられた。さらに平成19年10月に学校教育法施行規則が改正され、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。

学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第62条 第30条第2項、第31条、第34条、第37条第4項から第17項まで及び第19項並びに第42条から第44条までの規定は、高等学校に準用する。(略)

学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第104条 第43条から第49条まで(第46条を除く。)、第54条、第57条から第71条まで(第69条を除く。)の規定は、高等学校に準用する。

2・3 (略)

これにより、各高等学校は法令上、

教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること、

保護者などの学校の関係者による評価(「学校関係者評価」)を行うとともにその結果を公表するよう努めること、

自己評価の結果、学校関係者評価の結果を設置者に報告すること、
が必要である。

(2) 学校評価ガイドラインにおける教育課程の評価

文部科学省は、これらの法令上の規定等を踏まえ、平成20年1月31日に「学校評価ガイドライン〔改訂〕」を作成した。その中では、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことではあるが、その設定について検討する際の視点となる例が示されており、「教育課程・学習指導」については、次のような例が示されている。

- 各教科等の授業の状況
 - ・ 説明、板書、発問など、各教員の授業の実施方法
 - ・ 視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の活用
 - 5 ・ 体験的な学習や問題解決的な学習、生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習の状況
 - ・ 個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの個に応じた指導の方法等の状況
 - ・ ティーム・ティーチング指導などにおける教員間の協力的な指導の状況
 - 10 ・ 学級内における生徒の様子や、学習に適した環境に整備されているかなど、学級経営の状況
 - ・ コンピュータや情報通信ネットワークを効果的に活用した授業の状況
 - ・ 学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり、生徒の発達の段階に即した指導に関する状況
 - 15 ・ 授業や教材の開発に地域の人材など外部人材を活用し、より良いものとする工夫の状況
- 教育課程等の状況
 - ・ 学校の教育課程の編成・実施の考え方についての教職員間の共通理解の状況
 - ・ 生徒の学力・体力の状況を把握し、それを踏まえた取組の状況
 - 20 ・ 生徒の学習について観点別学習状況の評価や評定などの状況
 - ・ 学校図書館の計画的利用や、読書活動の推進の取組状況
 - ・ 体験活動、学校行事などの管理・実施体制の状況
 - ・ 部活動など教育課程外の活動の管理・実施体制の状況
 - ・ 必要な教科等の指導体制の整備、授業時数の配当の状況
 - 25 ・ 学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり、生徒の発達の段階に即した指導の状況
 - ・ 教育課程の編成・実施の管理の状況
（例：教育課程の実施に必要な、各教科等ごと等の年間の指導計画や週案などが適切に作成されているかどうか）
 - 30 ・ 生徒の実態を踏まえた、個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習など、個に応じた指導の計画状況
 - ・ 小中連携、中高連携など学校間の円滑な接続に関する工夫の状況
 - ・ （データ等）学力調査等の結果
 - ・ （データ等）運動・体力調査の結果
 - 35 ・ （データ等）生徒の学習についての観点別学習状況の評価・評定の結果

各学校は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標等を精選して設定することが期待されるが、その際、教育課程もその重要な評価対象となりうる。

2 教育課程の改善

(1) 改善の意義

教育課程の評価に続いて行われなければならないのは、その改善である。

- 45 教育課程についての評価が行われたとしても、これがその改善に活用されなければ、評価本来の意義が発揮されない。このため、各学校においては、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性を十分考慮して編成、実施した教育課程が目

標を効果的に実現する働きをするよう改善を図ることが求められる。教育課程の評価が積極的に行われてはじめて、望ましい教育課程の編成、実施が期待できる。教育課程の改善は、編成した教育課程をより適切なものに改めることであるが、これは教育課程を地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階と特性、進路等に即したものにすることにほかならない。この意味から、学校は教育課程を絶えず改善する基本的態度をもつことが必要である。このような改善によってこそ学校の教育活動が充実するとともに質を高めて、その効果を一層あげることが期待できる。

(2) 改善の在り方

教育課程の改善は、各学校の創意工夫によって具体的には異なるであろうが、一般的には次のような手順が考えられる。

評価の資料を収集し、検討すること。

問題点を整理し、原因と背景を明らかにすること。

改善案をつくり、実施すること。

指導計画における指導目標の設定、各教科・科目や指導内容の構成や配列、予測される学習活動などのように、比較的直ちに修正できるものもあれば、人的、物的諸条件のように、比較的長期の見通しの下に改善の努力を傾けなければならないものもある。また、個々の部分修正にとどまるものもあれば、広範囲の全体修正を必要とするものもある。さらに学校内の教職員の努力によって改善できるものもあれば、学校外へ働きかけるなどの改善の努力を必要とするものもある。教育課程の改善は、それらのことを見定めて実現を図っていかなければならない。なお、改善に当たっては、教育委員会の指導・助言を役立てるようにすることも大切である。

このようにして、地域や学校の実態に即し、また、生徒の特性、進路等に即し、各学校の創意工夫を生かしたより一層適切な教育課程を編成するように努めなければならない。

第5章 中等教育学校等における教育課程の基準

1 中高一貫教育の導入の趣旨と制度の概要

5 (1) 導入の趣旨

中高一貫教育は、ゆとりある学校生活の下で、生徒の多様な個性の伸長を図ることができるなどの意義を有するものであり、現行の中学校・高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会をも選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育を実現することを目指している。

- 10 中央教育審議会答申（平成9年6月）の提言を受けて、「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成10年6月に成立し、平成11年4月から、中高一貫教育を選択的に導入することが可能となった。

(2) 中高一貫教育の実施形態

- 15 中高一貫教育については、生徒や保護者のニーズ等に応じて、設置者が適切に対応できるよう、次の3種類の実施形態がある。

中等教育学校

一つの学校において一体的に中高一貫教育を行うもの

併設型中学校・高等学校

- 20 地方公共団体等が中学校と高等学校を併設し、高等学校入学者選抜を行わずに、これを接続し中高一貫教育を行うもの

連携型中学校・高等学校

既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の面で連携を図るもの

25

(3) 中高一貫教育の制度

中高一貫教育の3種類の実施形態のそれぞれの制度の概要は次のとおりである。

中等教育学校

- 30 ア 学校教育法において、中高一貫教育を実施することを目的とする新しい学校種として、中等教育学校を設け、その目的、目標、修業年限、前期課程と後期課程の区分等について規定している。

- イ 中等教育学校の教育課程については、前期課程は中学校の基準を、後期課程は高等学校の基準をそれぞれ準用するとともに、次項でみるように、中高一貫教育として特色ある教育課程を編成することができるよう、中学校段階で選択教科をより幅広く導入できることや、前期課程と後期課程における指導の内容のうち相互に関連するものの一部を入れ替えて指導することができることなどを内容とする教育課程の基準の特例を設けている。

- ウ 中等教育学校への入学については、設置者の定めるところにより校長がこれを許可する。この場合、公立の中等教育学校においては、学力検査を行わない。

併設型中学校・併設型高等学校

- 40 ア 学校教育法において、中等教育学校に準じて、同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においても中高一貫教育を行うことができることを規定している。

イ 併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程については、中学校の基準及び高等学校の基準をそれぞれ適用するとともに、中等教育学校と同様の教育課程の基準の特例を設けている。

- 45 ウ 併設型中学校への入学については、設置者の定めるところにより、校長がこれを許可する。この場合、公立の併設型中学校においては、学力検査を行わない。また、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者の選抜を行わない。

連携型中学校・連携型高等学校

ア 学校教育法施行規則において、中学校及び高等学校においては、高等学校又は中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該学校の設置者が設置者間の協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができるとともに、当該中学校及び高等学校は、両者が連携してそれぞれの教育課程を実施することを規定している。

イ 連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程については、中学校の基準及び高等学校の基準をそれぞれ適用するとともに、次項でみるように、中高一貫教育として特色ある教育課程を編成することができるよう、中学校段階で選択教科をより幅広く導入できることなどを内容とする教育課程の基準の特例を設けている。

ウ 連携型高等学校における入学者の選抜は、設置者間の協議に基づき編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。

2 中等教育学校の教育課程の基準

中等教育学校、併設型中学校・高等学校、連携型中学校・高等学校のそれぞれの教育課程の基準については、学校教育法施行規則において定められているように、基本的には中学校及び高等学校の教育課程の基準に準じながらも、中高一貫教育の特質を生かして、一般の中学校及び高等学校以上に特色ある教育課程の編成が可能となるよう、文部省告示において教育課程の基準の特例が定められている。

(1) 中等教育学校の教育課程の基準に係る関係規定

中等教育学校の教育課程の基準については、学校教育法施行規則第7章において次のように定められている。

第107条 次条第1項において準用する第72条に規定する中等教育学校の前期課程の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第4に定める授業時数を標準とする。

第108条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第50条第2項、第55条から第56条まで及び第72条の規定並びに第74条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。(略)

2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第83条及び第85条から第86条までの規定並びに第84条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。(略)

第109条 中等教育学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

別表第4（第76条、第107条及び第117条関係）

区 分		第一学年	第二学年	第三学年
必修教科の 授業時数	国語	一四〇	一四〇	一〇五
	社会	一〇五	一〇五	一四〇
	数学	一四〇	一〇五	一四〇
	理科	一〇五	一四〇	一四〇
	音楽	四五	三五	三五
	美術	四五	三五	三五
	保健体育	一〇五	一〇五	一〇五
	技術・家庭	七〇	七〇	三五

	外国語	一四〇	一四〇	一四〇
	道徳の授業時数	三五	三五	三五
	総合的な学習の時間の授業時数	五〇	五〇	七十
5	特別活動の授業時数	三五	三五	三五
	総授業時数	一〇一五	一〇一五	一〇一五

備考

- 1 この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。
- 2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（第108条第1項において準用する場合を含む。次号において同じ。）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 3 各学年においては、各教科の授業時数から70を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が別に定めるところにより中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることができる。ただし、各学年において、各教科の授業時数から減ずる授業時数は、1教科当たり35を限度とする。

中等教育学校の教育課程の基準は、学校教育法施行規則第108条で規定されているように、基本的には、前期課程については中学校学習指導要領が、また、後期課程については高等学校学習指導要領がそれぞれ準用される。

前期課程の授業時数を定めた学校教育法施行規則別表第4も、備考第3号を除き、中学校の授業時数を定めた別表第2と同じ規定になっている。

このように、基本的には中学校及び高等学校の教育課程の基準を準用した上で、中等教育学校独自の特例が定められている。まず、一般の中学校にはない中等教育学校前期課程独自の特例として、学校教育法施行規則別表第4の備考第3号の規定がある。このほか、中等教育学校独自の特例を文部科学大臣が別に定めることとしている（同施行規則第109条）。

これらに基づき定められているのが、平成10年文部省告示第154号（中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件）である。この文部省告示は、教育課程の基準の特例を拡充するため平成16年3月31日文部科学省告示第60号をもって一部改正された後、平成20年3月の中学校学習指導要領改訂及び平成21年3月の高等学校学習指導要領改訂に伴って、所要の改正がなされ、次のような定めとなっている（以下「文部省告示」という。）。

中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件

平成10年11月17日文部省告示第154号

一部改正：平成11年3月29日文部省告示第59号

一部改正：平成16年3月31日文部科学省告示第60号

一部改正：平成20年3月28日文部科学省告示第31号

（施行日：平成24年4月1日）

一部改正：平成21年6月10日文部科学省告示第88号

（施行日：平成25年4月1日）

1 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校における中高一貫教育（中学校における教育及び高等学校における教育を一貫して施す教育をいう。以下同じ。）において特色ある教育課程を編成することができるよう次のように教育課程の基準の特例を定める。

一 中等教育学校の前期課程又は併設型中学校において、学校教育法施行規則別表第4備考第3号の規定により各教科の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該各教科の内容を代替することのできる内容の選択教科の授業時数に充てること。

二 中等教育学校の後期課程又は併設型高等学校の普通科においては、生徒が高等学校学

習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）第1章第2款の4及び5に規定する学校設定科目及び学校設定教科に関する科目について修得した単位数を、合わせて30単位を超えない範囲で中等教育学校又は併設型高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができること。

三 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校における指導については、次のように取り扱うものとする。

イ 中等教育学校の前期課程及び併設型中学校と中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校における指導の内容については、各教科や各教科に属する科目の内容のうち相互に関連するものの一部を入れ替えて指導することができること。

ロ 中等教育学校の前期課程及び併設型中学校における指導の内容の一部については、中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校における指導の内容に移行して指導することができること。

ハ 中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校における指導の内容の一部については、中等教育学校の前期課程及び併設型中学校における指導の内容に移行して指導することができること。この場合においては、中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校において当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。

2 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校における中高一貫教育においては、6年間の計画的かつ継続的な教育を施し、生徒の個性の伸長、体験学習の充実等を図るための特色ある教育課程を編成するよう配慮するものとする。

(2) 中等教育学校前期課程の教育課程の基準の特例

中等教育学校前期課程の教育課程の基準の特例としては次の2点がある。

第一に、各学年において各教科の授業時数を70単位時間の範囲内で減じ、それを中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることができることとされている（学校教育法施行規則別表第4備考第3号）。ただし、各学年において、各教科の授業時数から減ずる授業時数は、1教科当たり35単位時間までが限度とされている（学校教育法施行規則別表第4備考第3号ただし書）。また、各教科の授業時数を減ずる場合、その減ずる時数は当該各教科の内容を代替することのできる内容の選択教科の授業時数に充てなければならないこととされている（文部省告示第1項第1号）。

なお、中学校の選択教科については、平成20年3月の中学校学習指導要領の改訂により、学校教育法施行規則別表第2で規定する各教科等の標準授業時数の枠外で各学校において開設しうるとされている（中学校学習指導要領第1章第2の5）が、各教科の授業時数を減じて選択教科の授業時数に充てるといった特例を活用すれば、標準授業時数の枠内で選択教科を設けることができる。ただし、ある各教科を減じ、それを全く内容の異なる他の選択教科に充てるといったことを可能にする趣旨ではない。また、中学校学習指導要領に定める留意事項（同章第2の6及び7）を踏まえる必要がある。

例えば、国際理解教育を重視した中高一貫教育を行う中等教育学校の前期課程において、各学年の社会科を35単位時間、外国語科を35単位時間それぞれ減じ、「その他特に必要な教科」である「国際」という選択教科にその時間数を充てて、この中で、社会科や外国語科で本来行う内容を再構成して指導を行い、魅力ある教育内容を提供するようなことを可能とするものである。

第二に、上記に加えて、平成16年4月1日から、6年間にわたる計画的・継続的な指導を可能とする中等教育学校の特性を生かし、各中等教育学校における教育目標にそった特色ある教育活動をより一層効果的に展開し、生徒一人一人の個性や能力の伸長を図ることが可能となるよう、次の事項について教育課程の基準の特例が拡充された。

中等教育学校の前期課程と中等教育学校の後期課程における指導の内容については、各教科や各教科に属する科目の内容のうち相互に関連するものの一部を入れ替えて指導することができること（文部省告示第1項第3号イ）。

中等教育学校の前期課程における指導の内容の一部については、中等教育学校の後期課程に

おける指導の内容に移行させて指導することができること（文部省告示第1項第3号ロ）。

中等教育学校の後期課程における指導の内容の一部については、中等教育学校の前期課程における指導の内容に移行させて指導することができること。この場合においては、当該移行した指導の内容について、中等教育学校の後期課程において再度指導しないことができること（文部省告示第1項第3号ハ）。

これらにより、例えば、地域産業の連携による体験的学習を重視した中高一貫教育を行う場合に、中学校の社会科の公民的分野の政治に関する内容の一部と高等学校の「政治・経済」の経済に関する内容の一部を入れ替え、経済活動に関する知識の基礎を早い段階から育成し、その後のインターンシップなどの体験的学習を効果的に行うことが可能となるものである。

また、情報活用能力の育成を学校の特色として重視する中等教育学校において、中学校の技術・家庭科において、高等学校の情報科の内容の一部を先取りして指導することにより、高等学校段階では更に発展的な内容の指導を行うというようなことが可能となる。

こうした取組を通じて、6年間を見通した教育課程の実施による中高一貫教育のメリットをより良く生かした教育が実現できるようにしているのである。

なお、これらの特例を活用した教育課程を編成・実施する際には、以下の点に配慮する必要がある。

学習内容の系統性に留意し、学年ごとの各教科等の目標が概ね達成されるとともに、学習指導要領の内容のうち、6年間で指導しない内容が生じることのないよう留意し、各学校段階の教育目標が6年間の教育課程全体の中で確実に達成されるようにすること。

生徒の転校や進路変更等に際しては、転校先や進学先の学校における教育課程の実施に支障が生じることのないよう、必要に応じ、当該生徒に対する個別の補充指導を行うなど十分な配慮を行うこと。

今回の基準の特例の拡充は、中高一貫教育校としての特長を最大限生かし、6年間を見通しを立てた教育課程を編成・実施することを目的とするものである。この趣旨を踏まえ、各学校における教育課程の編成・実施に当たっては、生徒に過重な負担をかけるものとならないよう十分に配慮するなど、適切に教育課程を編成・実施すること。

(3) 中等教育学校後期課程の教育課程の基準の特例

中等教育学校後期課程については、次のように教育課程の基準の特例が定められている。

第一に、前期課程の項で述べたとおり、前期課程と後期課程の内容の一部の入れ替え、前期課程の内容の一部の後期課程への移行、後期課程の内容の一部の前期課程への移行の特例が定められている。（文部省告示第1項第3号イ、ロ、ハ）

第二に、普通科における学校設定教科・科目の修得単位数について、最大30単位まで卒業に必要な修得単位数に含めることができることとしている（文部省告示第1項第2号）。

一般の高等学校の普通科については、学校設定教科・科目について修得した単位数を合わせて20単位を超えない範囲で、卒業に必要な修得単位数に含めることができるとされている（高等学校学習指導要領第1章総則第6款の2）。これに対し、中等教育学校の後期課程においては、学校の特色を生かした各教科・科目をより柔軟に開設し、生徒に履修・修得させることができるよう、普通科における学校設定教科・科目の修得単位数を最大30単位まで卒業に必要な修得単位数に含めることができることとしている。

以上の教育課程の基準の特例を表にまとめると、別表（p. 103）のようになる。

(4) 教育課程の編成に当たって配慮すべき事項

文部省告示の第2項は、中高一貫教育においては、6年間の計画的かつ継続的な教育を施し、生徒の個性の伸長、体験学習の充実等を図るための特色ある教育課程を編成するよう配慮すべきことを規定している。

中央教育審議会答申（平成9年6月）は、考えられる中高一貫教育のタイプとして、体験学習を重視する学校、地域に関する学習を重視する学校、国際化に対応する教育を重視する学校、情報化

- に対応する教育を重視する学校，環境に関する学習を重視する学校，伝統文化等の継承のための教育を重視する学校，じっくり学びたい子どもたちの希望にこたえる学校などを示した上で，「中高一貫教育の選択的導入が，子どもたちや保護者による学校選択の幅を広げていくということを目指すものであることからすると，新たに中高一貫教育を導入する学校は，いずれの教育内容のタイプ
- 5 であっても，より特色ある教育をしっかりと提供していくことが望まれる」と提言している。そして，同答申は，「普通科タイプの中高一貫校が，いわゆる「受験エリート校」となり，偏差値による学校間の序列化を助長するようなことはあってはならないと考える。我々は受験準備に偏した教育が行われることは適当でなく，また，中高一貫教育を導入する本旨ではないと考えている」旨指摘している。
- 10 こうした考え方を踏まえつつ，中高一貫教育においては，6年間の一貫した教育課程という特徴を十分に生かす中で，特色ある教育を幅広く効果的に提供していくことができるような教育課程の編成が望まれる。

（別表）

- 15 中等教育学校，併設型中学校・高等学校，連携型中学校・高等学校の教育課程の基準の特例

		一般の中学校，高等学校	連携型中学校・高等学校	中等教育学校，併設型中学校・高等学校
20	前期課程 中学校及び中等教育学校	代替不可	学校教育法施行規則別表第四に掲げる各教科の授業時数を，年間70単位時間の範囲内で減じ，それを当該教科の内容を代替することのできる内容の選択教科のための授業時数に充てることができる（減ずる授業時数は1教科当たり35単位時間以内）	
25		移行不可		前期課程と後期課程の内容の一部を入れ替え可
30	指導内容の移行			前期課程の内容の一部を後期課程への移行可
35				後期課程の内容の一部の前期課程への移行可。この場合，再履修しないことが可
40	修得単位数 普通科における	「学校設定科目」，「学校設定教科」の修得単位数のうち，卒業に必要な修得単位数に含めることのできる上限		
45		20単位まで	30単位まで	

3 併設型中学校・高等学校の教育課程の基準

併設型中学校・高等学校の教育課程の基準については、学校教育法施行規則第7章において次のように定められている。

- 5 第114条 併設型中学校の教育課程については、第5章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。
- 2 併設型高等学校の教育課程については、第6章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。
- 10 第115条 併設型中学校及び併設型高等学校においては、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成するものとする。
- 第117条 第107条及び第110条の規定は、併設型中学校に準用する。

併設型中学校・高等学校については、中学校、高等学校の教育課程の基準が適用されるが、中高一貫教育の特質を生かした特色ある教育課程の編成が可能となるよう、中等教育学校と同様の教育課程の基準の特例が適用される。

すなわち、学校教育法施行規則第117条で規定されているように、同施行規則第107条で定める中等教育学校前期課程の授業時数（別表第4）が準用されるとともに、第114条で規定されているように、中等教育学校と同様の教育課程の基準の特例（文部省告示）が適用されることとなる。したがって、前項2の(2)から(4)までに述べたことはすべて併設型中学校・高等学校にも適用される。

なお、学校教育法施行規則第115条において、併設型中学校・高等学校においては、設置者の定めるところにより教育課程を編成するものとしているが、これは、中高一貫教育を行うための教育課程の編成手続等を設置者において定め、それを踏まえそれぞれの学校で教育課程を編成することとしているものである。

4 連携型中学校・高等学校の教育課程の基準

連携型中学校・高等学校の教育課程の基準については、学校教育法施行規則第5章及び第6章において、次のように定められている。

- 30 第75条 中学校（併設型中学校を除く。）においては、高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該中学校の設置者が当該高等学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。
- 2 前項の規定により教育課程を編成する中学校（以下「連携型中学校」という。）は、第87条第1項の規定により教育課程を編成する高等学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。
- 35 第76条 連携型中学校の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第4に定める授業時数を標準とする。
- 第77条 連携型中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。
- 40 第87条 高等学校（学校教育法第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型高等学校」という。）を除く。）においては、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該高等学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。
- 45 2 前項の規定により教育課程を編成する高等学校（以下「連携型高等学校」という。）は、連携型中学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。
- 第88条 連携型高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準

の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

連携型中学校・高等学校においては、中学校、高等学校それぞれの設置者の協議によって中高一貫教育を行うための教育課程の編成手続等を定め、それを踏まえてそれぞれの学校で教育課程を編成することとしている。

連携型中学校・高等学校については、中等教育学校や併設型中学校・高等学校に比べ緩やかな中高一貫教育の形態として、当初は、教育課程の基準の特例を設けずに実施していたが、中高一貫教育の特質を生かした特色ある教育課程の編成・実施が可能となるよう、平成16年4月1日から、教育課程の基準の特例が設けられた。

すなわち、学校教育法施行規則第76条で規定されているように、同施行規則第107条で定める中等教育学校前期課程の授業時数（別表第4）が適用されるとともに、同施行規則第77条で規定されているように、教育課程の基準の特例（文部科学省告示）が示され、中学校における選択教科による必修教科の代替及び各選択教科の授業時数、高等学校普通科における学校設定教科・科目の修得単位数について、中等教育学校及び併設型中学校・高等学校と同様の特例が適用されることとなった。

この特例を活用した教育課程を編成・実施する際には、連携型中学校の生徒が在学中に転校する可能性があることや、連携型中学校の生徒全員が必ずしも連携型高等学校に進学するとは限らないことなどを踏まえ、転校先や進学先の学校における教育課程の実施に支障が生じることのないよう、必要に応じ、当該生徒に対する個別の補充指導を行うなど、十分に配慮する必要がある。

また、文部科学省告示第2項で、連携型中学校・高等学校における中高一貫教育においては、6年間の計画的かつ継続的な教育を施し、生徒の個性の伸長、体験学習の充実等を図るための特色ある教育課程を編成するよう配慮することとされており、各学校において、特色ある教育を幅広く効果的に提供していくことができるような教育課程の編成が望まれる。

連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件

平成16年3月31日文部科学省告示第61号

一部改正：平成20年3月28日文部科学省告示第31号

（施行日：平成24年4月1日）

一部改正：平成21年6月10日文部科学省告示第88号

（施行日：平成25年4月1日）

1 連携型中学校及び連携型高等学校における中高一貫教育（中学校における教育と高等学校における教育との一貫性に配慮して施す教育をいう。以下同じ。）において特色ある教育課程を編成することができるよう次のように教育課程の基準の特例を定める。

一 連携型中学校において、学校教育法施行規則別表第4備考第3号の規定により各教科の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該各教科の内容を代替することのできる内容の選択教科の授業時数に充てること。

二 連携型高等学校の普通科においては、生徒が高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）第1章第2款の4及び5に規定する学校設定科目及び学校設定教科に関する科目について修得した単位数を、合わせて30単位を超えない範囲で連携型高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができること。

2 連携型中学校及び連携型高等学校における中高一貫教育においては、6年間の計画的かつ継続的な教育を施し、生徒の個性の伸長、体験学習の充実等を図るための特色ある教育課程を編成するよう配慮するものとする。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。